

第7節 土砂災害における適切な避難場所および

避難路の選定、周知

(農村整備課：森林整備室：砂防課：建築課)

1 避難場所

市町は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、指定緊急避難場所としてあらかじめ指定する必要がある。

1 - 1 指定緊急避難場所の選定

市町が選定する土砂災害に対する避難場所は、以下の条件を満足していなければならない。

- ・土砂災害警戒区域及び、土砂災害特別警戒区域以外の場所であること。
- ・洪水氾濫等の水害を受ける恐れのない場所であること。防災関係機関により公表された浸水実績図などが参考となる。

また、市町が選定する避難場所は、以下の条件を満足していることが望ましい。

- ・土砂災害警戒区域周辺の保全対象人家や要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児等)の住居から、できる限り近距離にあること。
- ・土石流危険渓流周辺の要配慮者を含む住民が避難に際し、危険渓流を横断して対岸に渡ることなく到達できる場所であること。
- ・収容人員が十分にあること。
- ・鉄筋コンクリート等の堅固な構造で、二階建以上が望ましい。

1 - 2 指定緊急避難場所の周知

市町は、選定した指定緊急避難場所を市町地域防災計画に記載し、関係住民に対し周知徹底を図る。

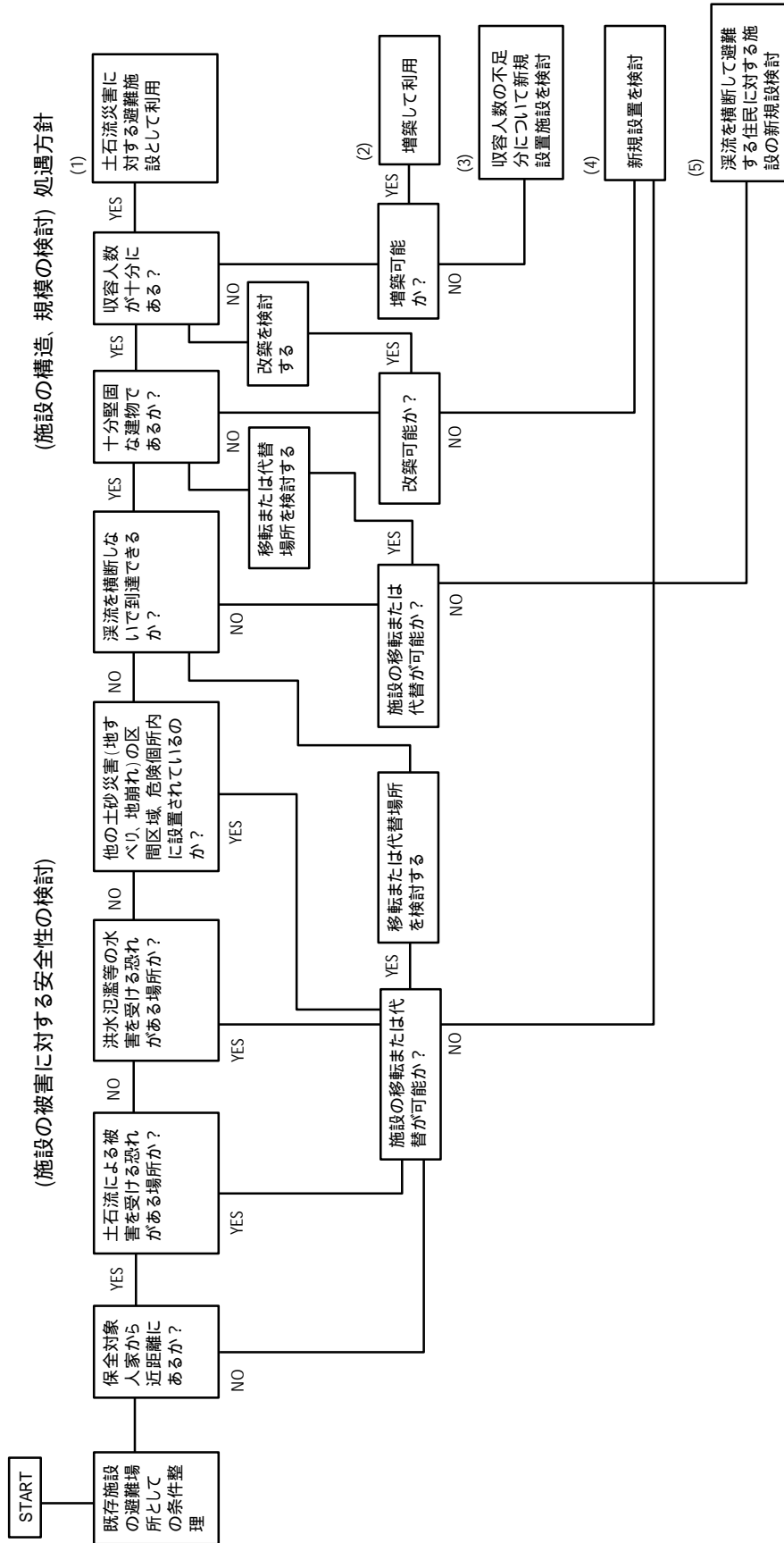
1 - 3 既存避難施設を土砂災害に対する指定緊急避難場所として利用する場合の適否

市町は、既存避難施設(小中学校、公民館、集会所等)が土砂災害に対する指定緊急避難場所としての利用が可能かどうかの適否を調査し、可能と判定されれば現状の形態もしくは施設の改良を施して利用する。既存避難施設の土砂災害を想定した場合の適否判定方法を次頁に示す。

1 - 4 指定緊急避難場所設置のための現行制度

土砂災害を対象とした指定緊急避難場所として利用できる施設を設置するために適用可能な現行制度を提示した(参考資料参照)。

既存避難施設の土砂災害を想定した場合の適否判定方法



2 避難路の選定および周知

2 - 1 避難路の選定

市町は、避難場所までの避難路を選定するにあたり、下記の事項に留意する。

次の様な危険区域及び危険箇所の通過を避ける。

- ・急傾斜地崩壊危険区域（がけ高5m以上、傾斜角度30°以上の傾斜をもつ斜面は、がけ崩れの危険性が高いと言われている）
- ・土石流の発生により災害を受ける恐れのある区域
- ・地すべり危険区域
- ・土砂災害警戒区域
- ・河川の氾濫等による浸水の想定される区域（防災関係機関により公表された浸水実績図などを参考とする）
- ・高潮等により被害を被る恐れのある区域

避難路を選定して、状況に応じた利用を考える。

2 - 2 避難路の周知

市町は、選定した避難路を市町地域防災計画に記載し、関係住民に対し周知徹底を図る。

2 - 3 避難路の維持

市町は、選定した避難路には誘導標識、誘導灯等を設けてその維持に努める。

第8節 避難指示等の判断・伝達

(農村整備課：森林整備室：砂防課)

1 避難指示等の対象となる建物・人

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等は、一部地域を除き市町村単位で発表され、避難指示等は一定の地域からなる発表単位毎に発令されることが多いが、避難が必要な建物は、土砂災害警戒区域等の土砂災害の危険性がある区域の建物である。

なお、事前に、区域内の世帯数、人口、建物棟数については把握しておく必要がある。

2 避難指示等の発令単位

土砂災害は、降雨の状況等により局地的に発生する傾向があるため、避難指示等の発令は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位としてあらかじめ決めておき、土砂災害警戒情報を補足する情報のメッシュ情報において危険度が高まっている領域と重なった区域（状況に応じてその周辺区域も含めて）に避難指示等の発令を検討する必要がある。

発令単位は、土砂災害警戒情報を補足する情報のメッシュ区分等の判断情報の入手性ととも、避難行動における共助体制が構築されるよう町内会や自主防災組織等の社会的状況等を考慮して定めることが必要である。

3 避難指示等を判断する情報および収集方法

3 - 1 防災気象情報

急傾斜地の崩壊や土石流が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示発令は土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

また、市町長が避難指示等の発令を行う対象地域を特定し、さらに災害を未然に防止できる適切なタイミングで避難指示等の発令を行えるよう、長崎県と長崎地方気象台は、土砂災害警戒情報を補足する情報として、メッシュ単位の土砂災害危険度判定結果など市町内における危険度の地域差と広がりが分かる詳細な分布図や土砂災害発生の危険度の推移が分かるスネーク曲線等を長崎県河川砂防情報システム（ナックス）を通じ提供する。

その他、関連する防災気象情報としては、大雨注意報・警報（土砂災害）、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）があるが、これらの防災気象情報についても、平成17年4月1日から運用を開始している長崎県河川砂防情報システム（ナックス）により入手することが可能である。

なお、地すべり、火山噴火に伴う降灰後の土石流、河道閉塞に伴う土砂災害については、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難指示等の判断・伝達を行う（深層崩壊、山体の崩壊については、技術的に予知・予測が困難である）。

3 - 2 災害発生の危険性を分析・判断する際の助言

市町は、避難指示等の判断に際し、指定行政機関や県等に助言を求めることができるため、災害発生の危険性が高まった場合などには、躊躇することなく助言を求めることは非常に有効である。

4 避難指示等の発令判断基準設定の考え方

4 - 1 高齢者等避難

高齢者等避難の発令基準設定の考え方を以下に示す。

なお、以下の内容については全てを判断基準とすることが必須ではなく、市町の実情等に応じて取捨選択する必要がある。

(発令基準の例)

- ・大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」「警戒レベル3相当情報[土砂災害]」となった場合
- ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
- ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)

4 - 2 避難指示

避難指示の発令基準設定の考え方を以下に示す。

なお、以下の内容については全てを判断基準とすることが必須ではなく、市町の実情等に応じて取捨選択する必要がある。

(発令基準の例)

- ・土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合
- ・土砂災害の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」「警戒レベル4相当情報[土砂災害]」となった場合
- ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)
- ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)
- ・土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合

4 - 3 避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合

基本的に避難が必要な状況が夜間や早朝になった場合でも、躊躇することなく避難指示等は発令するものとする。

4 - 4 避難指示等の解除の考え方

避難指示等の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として、解除するものとする。ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行う必要がある。

なお、市町は、避難指示等の解除に際し、判断が難しい場合などについては、国や県に助言を求めることができる。

5 土砂災害の発生が予想される際の体制

土砂災害の発生が想定される際の市町における防災体制の設置、気象状況を踏まえた体制の移行に関する標準的な目安を記す。これらは、市町の規模、発生する可能性のある災害の種類や頻度等によって異なるが、段階に応じて、情報収集や判断ができる体制を検討する必要がある。体制の呼称は、それぞれの市町の地域防災計画によって異なるが、段階設定の例を示す。

以下、要員の配置は、夜間や休日における一般的な例示である。

(段階設定の例)

第1次防災体制（災害準備体制）

防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。

- ・大雨注意報が発表された場合

第2次防災体制（災害注意体制）：高齡者等避難を発令するかどうかの段階管理職を配置し、高齡者等避難の発令を判断する体制とする。

防災気象情報等を分析し、専門機関との情報交換ができる体制とする。

- ・管内の雨量観測所の累積雨量が mm を超えた場合

第3次防災体制（災害警戒本部設置）：高齡者等避難を発令した段階首長あるいは首長代理が登庁し、避難指示の発令を判断できる体制とする。

専門機関とのホットラインが活用できる体制とする。

要配慮者用の指定緊急避難場所の受け入れ体制の整備ができる要員を確保する。

- ・大雨警報が発表された場合

第4次防災体制（災害対策本部設置）：避難指示を発令した段階あらかじめ定めた防災対応の全職員が体制に入る。

- ・土砂災害警戒情報が発表された場合

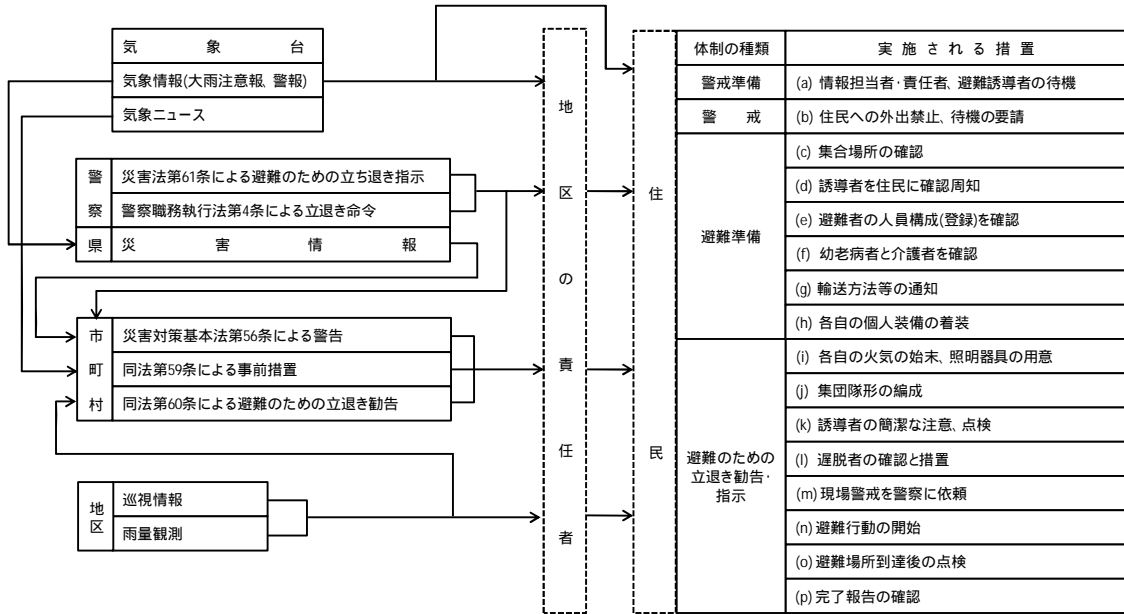
災害が切迫・発生した段階もこの体制を引き継ぐ。

6 情報の伝達方法

市町は、収集した情報を伝達するため、防災行政無線（個別受信機を含む。）、有線放送、広報車、サイレン、マイク放送、戸別訪問等の方法により、また緊急情報については携帯無線等を使用し、迅速かつ正確に行うものとする。ただし、市町の所有、管理する伝達機器並びにその稼動に必要な動力源が浸水等により被害をうけ、使用不能にならないよう、その設置保存場所については十分留意する。

また、発表された土砂災害警戒情報や収集した土石流、がけ崩れ、地すべりに関する現象情報を関係住民等に円滑に伝達出来るようその施設の整備を図るとともに、特に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域など危険区域周辺における雨量情報および防災パトロール等による緊急情報の伝達方法についても配慮する。

警戒避難に関する情報伝達の一例



第9節 防災知識の普及及び防災活動の実施

(農村整備課：森林整備室：砂防課)

市町は、土砂災害の危険箇所周辺の関係住民に対する防災知識の普及計画を出水期前(梅雨期前、台風期前)または全国的に実施される土砂災害防止月間、がけ崩れ防災週間等を考慮して実施する。また、日常から、関係住民に対する防災知識の普及に努める。

1 防災知識の普及

1 - 1 一般住民を対象とした防災知識の普及

市町はおおむね次の媒体等の利用により住民の防災知識の普及を図る。

- ・市町が発行する広報紙や印刷物(ハザードマップ、チラシ、パンフレット)、インターネット等の利用。なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知。(ハザードマップの作成例を以降に示す)
- ・市町による講演会、講習会、見学会等の開催。
- ・有線放送の利用。
- ・市町による広報車の巡回。

[URL:https://www.bousai.pref.nagasaki.jp/](https://www.bousai.pref.nagasaki.jp/)

1 - 2 児童を対象とした防災知識の普及

市町は、児童を対象として下記の活動を行う。

- ・児童生徒の感想文あるいはポスターの募集、ならびに優秀作品の一般公開。
- ・市町教育委員会に諮り、副読本等の教材を作成する。

1 - 3 意識高揚のための事業等の実施

- ・防災に関する演習の実施。
- ・土砂災害防止に功労のあった人の表彰。

2 防災業務に服務する市町防災関係職員に対する周知徹底

市町は、市町防災関係職員を対象として研修等を実施することにより、土砂災害警戒区域等および避難方法等、市町地域防災計画に記載された内容ならびに土石流等に関する防災知識について周知徹底を計らなければならない。

3 防災訓練

土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するためには、土砂災害に対する住民等の関心、理解及び危機意識の向上を図るの必要があり、長崎県と市町は協力して土砂災害に対して住民等を啓発するため、ハザードマップを防災訓練や学校などでの防災教育に活用し、実践的な防災訓練、

防災教育を行うことで、土砂災害からの的確な避難行動をとるための正確な知識の普及に努めるものとする。

また、避難訓練の内容については、ハザードマップ等を活用するなど実践的な避難訓練となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるよう努めるものとする。

3 - 1 土砂災害に対する防災訓練の目的

市町が実施する防災訓練の目的はおおよそ次の通りである。

- ・土砂災害に対する市町の防災体制づくりの推進を図る。
- ・土砂災害に対する関係住民の自主防災意識の高揚を図る。
- ・関係住民自らが土砂災害の発生の恐れのある異常気象時に警戒避難を行うべき状況について的確に判断できるようにする。

3 - 2 訓練参加機関

市町が実施する土砂災害を想定した防災訓練には、市町防災担当機関、消防団、警察署、NTT、電力株式会社、その他関係機関が参加することが望ましい。

3 - 3 想定する気象

市町は、梅雨前線や台風による大雨を想定して訓練を実施する。

3 - 4 防災訓練の内容

市町が実施する防災訓練は、土砂災害を想定して、次の内容について行うものとする。

土砂災害の発生を予想する訓練

市町防災担当者は、土砂災害警戒情報を補足する情報の利用、雨量状況、土砂災害危険区域の状況等から、土砂災害の発生を予想する。また、土砂災害危険区域周辺の状況等を関係住民より伝達入手する訓練

土砂災害危険区域に対する巡視訓練

市町防災担当者および地元住民が、異常な状況の早期発見のため、土砂災害危険区域を巡視する訓練

情報伝達訓練

およびによりがけ崩れや土石流の発生の恐れがあることを想定し、関係住民に対し、市町防災担当者が、予報、警報及び避難の指示ならびに勧告の伝達を行う訓練

災害対策本部の設置訓練

災害対策本部を設置し、降雨状況の把握、土砂災害発生状況、被害状況等について市町防災担当者が関係機関に対し伝達をする訓練

避難訓練

関係住民が安全に避難出来るよう、市町防災担当者が関係住民に対し避難誘導を実施し、避難場所の開設、救出救護訓練を実施する訓練

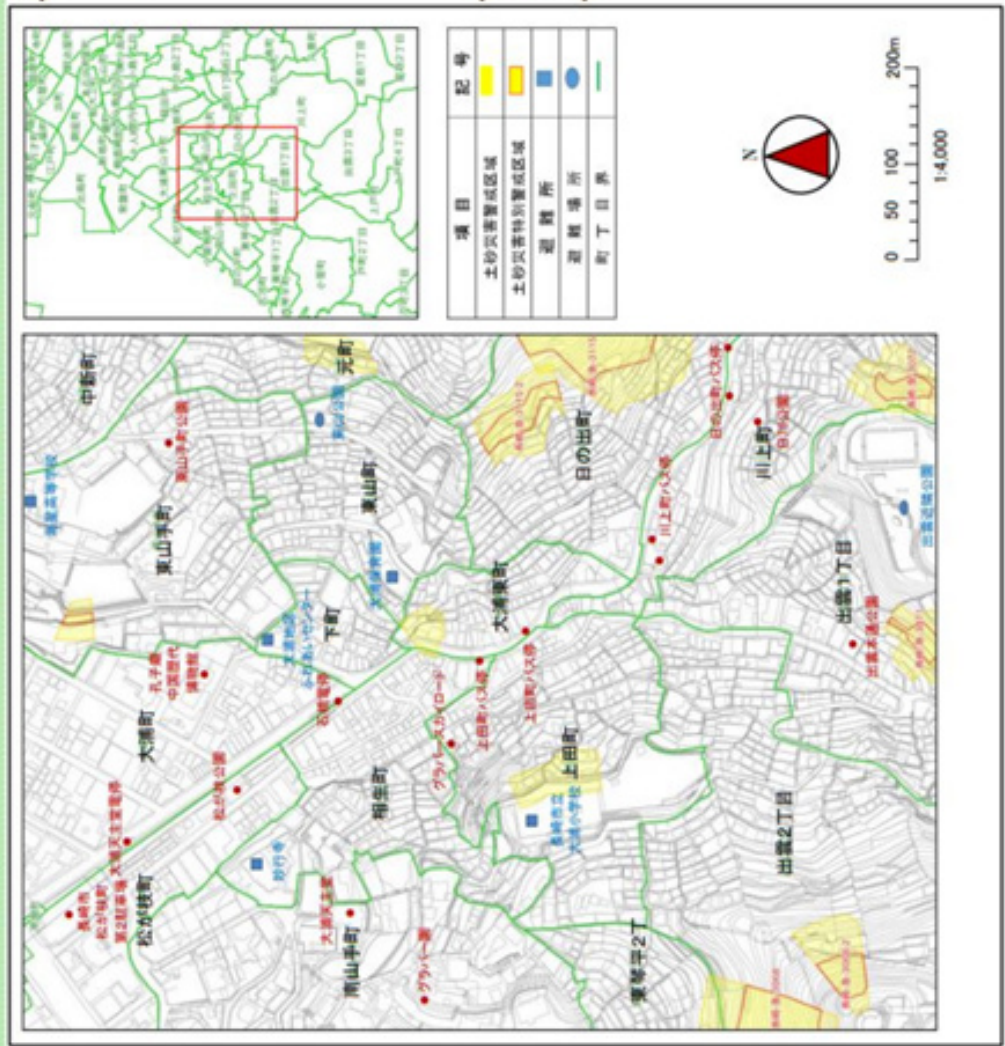
関係住民が受けることが望ましいと考えられる訓練

- ・非常用品等の点検
- ・降雨状況の確認と市町防災担当者への伝達
- ・土砂災害危険区域の状況確認と市町防災担当者への伝達
- ・避難方法の確認
- ・避難路、避難場所の確認
- ・市町防災担当者、消防団員等の誘導による避難
- ・要配慮者施設における要配慮者の避難
- ・在宅の要配慮者の避難
- ・避難の声かけ、安全の確認

土砂災害警戒区域等が指定されている区域の土砂災害ハザードマップ（長崎市の例）

土砂災害ハザードマップ

相生町地区



- ◆問い合わせ先
- 長崎県土木部砂防課 電話 820-4788
 - 長崎県河川砂防係長システム 電話 844-2181
 - ホームページ <https://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/>
 - 長崎県河川砂防係長システム
 - 長崎市防災危機管理課 電話 822-0480
 - 消防局 電話 822-0119
 - 災害に備える総合ページ(旧「防災ガイドながさき」) <http://www.city.nagasaki.lg.jp/safety/>
 - ※市ホームページのトップページで「災害に備える」で検索
 - 防災無線が受信できない時は
 - 長崎市役所(代表) 電話 090-5530-0908
 - ホームページ <https://www.city.nagasaki.lg.jp/>
 - 土木部土木防災課 電話 824-1424
- または、お近くの総合事務所へお問い合わせ下さい。
- 中央総合事務所地域整備1課 電話 829-1164
 - 中央総合事務所地域整備2課 電話 829-1184
 - 東総合事務所地域整備課 電話 894-1248
 - 南総合事務所地域整備課 電話 892-1114
 - 北総合事務所地域整備課 電話 814-3410

- ◆土砂災害に備えて
- ①土砂災害警戒区域や避難場所を確認しておきましょう！
 - ②雨が強くなったら、積極的に雨量情報、予報、警報等の情報を入力しましょう！
 - ③避難勧告などの連絡があったら、直ちに避難しましょう！
- ◆関係者、避難連絡表

自治会長	電話
地区長	電話
防災担当	電話
避難所の連絡先	電話
避難所	電話

- 黄色で塗りつづいた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
- 赤色で塗られた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に倒壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域」です。
- 土砂災害警戒区域等に在住の方は、大雨の時は警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- 土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周囲の斜面や深溝、避難場所などをよく確認しましょう。

第10節 土砂災害予防計画

(農村整備課：森林整備室：砂防課：建築課)

1 予防計画のあらまし

1-1 砂防事業(砂防課)

国は、砂防法に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により、被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。県は、砂防指定地において、順次計画的に砂防設備の整備を進める。

本県は地質的に、また地形的に土石流発生危険度が高く、又、近年局地的異常豪雨が多発する傾向もあって、砂防事業が積極果敢に推進されてきたところである。

一方、火砕流、土石流等により甚大な被害をもたらした雲仙普賢岳の火山活動は、現在では休息状態を保っているものの約1.7億m³と推定される火山噴出物は今もなお不安定な状況で堆積しており、早期復興へ向けて急ピッチで国直轄事業における砂防堰堤、導流堤等の砂防工事が行われ、令和2年度末をもって事業概成したところである。

土石流危険渓流を砂防工事によって治めるためには、発生源から渓流の出口や土石流が停止する地点までの区間で、堰堤工、遊砂地工、渓流保全工、床固工等といった対策工事を実施する必要があるが、本県の場合、災害関連事業等で土石流対策が実施されてきたものの、その整備率は全国平均を大きく下回っている現状にあり、今後更に、通常砂防事業、火山砂防事業を積極的に進めていく必要がある。

また、今後もハード面の施設による土砂災害予防を進めると共に長崎県河川砂防情報システム(ナックス)による防災関連情報の提供をはじめとするソフト面の対策の充実を図り、地域住民の警戒体制や避難誘導体制等の確立を図る。

1-2 治山事業(森林整備室)

本県は地質的にも、また地形的にも不安定な傾斜地が多く、近年集中豪雨等に伴い、山腹斜面崩壊等による災害が各地において発生し、人命、財産に極めて重大な被害を及ぼしている。そのため、危険地区を調査した結果に基づき、各市町に対し、当該市町の区域に係る山地災害危険地を市町村防災計画に掲載するとともに、ホームページでの公開や標識等により地域住民の周知を図ることとしている。また、山地に起因する土砂災害を防止するため、森林法に基づき、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

なお、災害発生危険性の高い地区については、治山施設の整備を森林整備保全事業計画に基づいて、順次計画的に進める。

1-3 地すべり対策事業(砂防課、農村整備課、森林整備室)

地すべり対策事業は、地すべり等防止法に基づき国土交通省、林野庁、農水省の補助事業として防止事業を進めている。地すべり対策は地質調査、観測が不可欠であり、対策事業は長期にわ

たることが多い。対策工法としては、抑制工（地表水排除工、地下水排除工、排土工、押え盛土工等）と抑止工（杭工、アンカー工等）を実施している。

1 - 4 急傾斜地崩壊対策事業（砂防課）

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

急傾斜地の崩壊は、極めて突発的であり、住民及び人家に直接被害を与えるため、対策事業の早期着手と完成が求められている。しかしながら本県の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は非常に多く、対策事業として県による国庫補助事業と市町による県費補助事業にて実施しているが事業の着手率は、まだ低い水準である。

今後ハード対策の一層の促進を図るとともに警戒区域の周知、警戒体制、避難誘導等のソフト対策を確立する必要がある。

1 - 5 宅地造成対策（建築課）

平坦地の少ない長崎市、佐世保市においては、丘陵地、山麓地へと宅地開発が行われ、がけ崩れや土砂の流出等の災害の原因をなしていたため、宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域を指定し、許可に係らしめることによって災害の未然防止を図っている。（昭和41年3月20日から適用）。

また、不良宅地の現地調査を行い、宅地造成等規制法の工事規制区域内においては、宅地造成等規制法による必要な指導勧告等の措置を講じ、工事規制区域外においても、建築基準法等による必要な指導勧告等の措置を講じる。

1 - 6 土砂災害防止法の推進（砂防課）

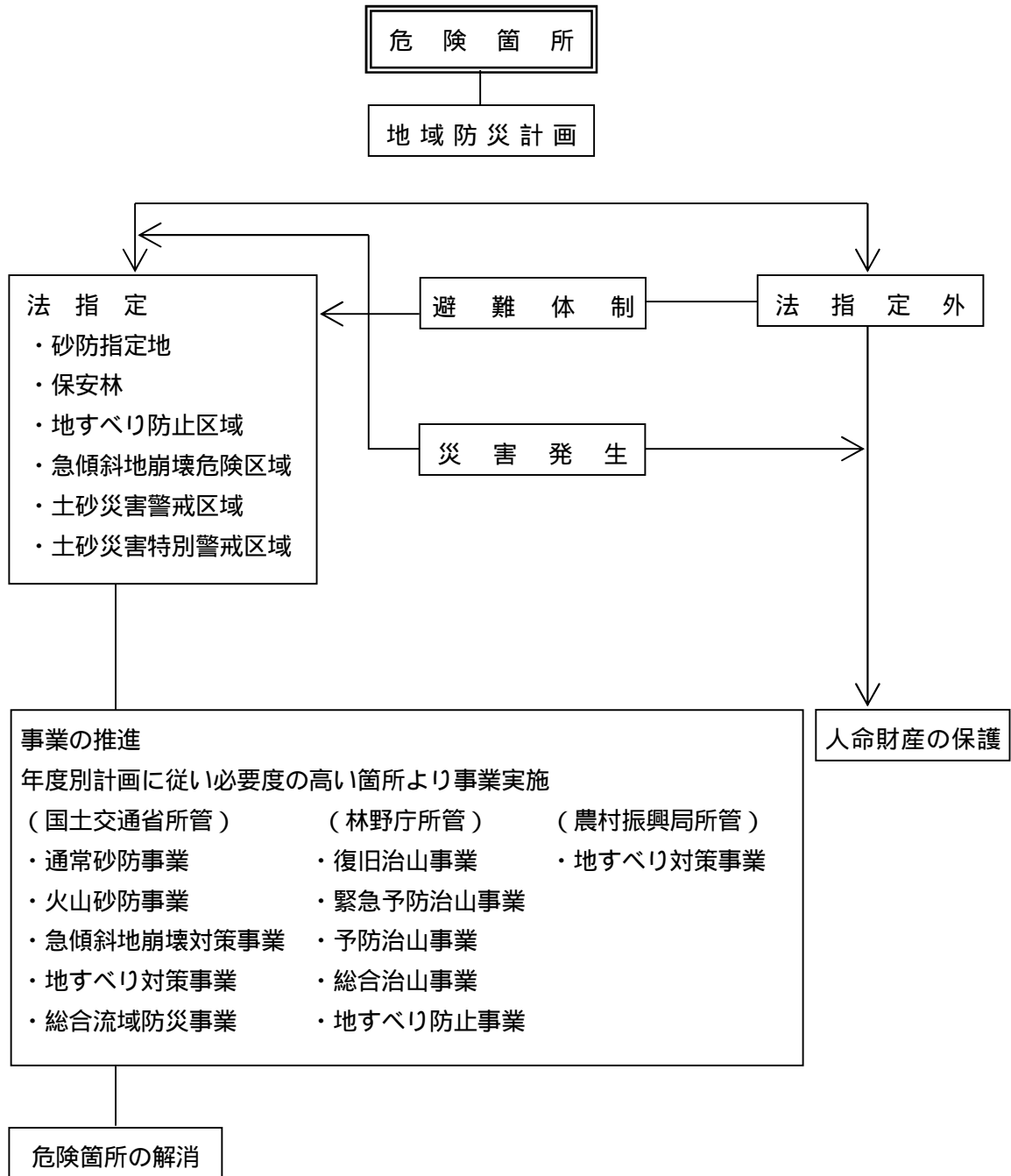
この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、その中で著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規則に関する所要の措置を定めること等の土砂災害防止のための対策の推進を図ることを目的として、平成12年5月8日に公布され、平成13年4月1日から施行されることとなった。

これにより、砂防三法等の既存の事業関連諸制度とあいまって総合的な土砂災害対策を講じていくことが可能となり、令和5年度末までに37,023箇所の警戒区域指定を実施している。今後は、地形改編による警戒区域等の見直しや、精度を高めた調査を引き続き実施していく。

なお、基礎調査にあたっては、土砂災害が発生するおそれがある土地のうち、過去に土砂災害が発生した土地及びその周辺の土地、地域開発が活発で住宅、社会福祉施設等の立地が予想される土地等について優先的に調査を行うなど計画的な調査の実施に努める。また、基礎調査を実施するにあたっては、土砂災害関連情報を有する国及び地域開発の動向をより詳細に把握する市町との関係部局との連携・協力体制を強化する。

2 土砂災害事業の事務処理

下表に基づき事務を処理する。



2 - 1 砂防事業・治山事業

砂防事業と治山事業の区分

	砂防事業		治山事業	
一般	主な工法		主な工法	
	砂防指定地		保安林	
土石流	土石流危険渓流 砂防指定地		山地災害危険地 保安林	
両者の調整				

主な治山事業

事業		事業内容	
一般治山事業	山地治山事業	復旧治山	山腹崩壊地、はげ山、流出土砂の異常な堆積をしている渓流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る
		予防治山	山腹崩壊危険地、はげ山移行地、侵食などにより荒廃のきざしのある渓流などの荒廃危険山地の崩壊等を未然に防止する
		山地災害重点地域総合対策	リモートセンシング技術を活用して調査し、計画を策定した危険箇所の復旧整備や崩壊等を未然に防止する
	防災林整備事業	林地荒廃防止	激甚災害法に基づき指定された災害により被災した地域において、風倒木・流木などに起因する山地災害を未然に防止する
		保安林整備 (保安林改良、保育等)	保安林の機能を維持強化するための森林の整備等を実施する
		保安林管理道整備	治山事業の計画のかつ効率的実施及び保安林の適正な維持管理に資するため、保安林管理道の開設・改良を実施する
	流域保全総合治山事業	防災林造成	風倒木、山火事等が発生し、機能が失われた森林及びその周辺の機能に低位な森林からの土砂の流出防止のため、簡易施設の整備、森林の造成、森林の整備を実施する
	流域保全総合治山	流域保全上重要な水系の上流森林等において、筋工・柵工などの簡易構造物の設置や組み合わせにより、森林における雨水の浸透・保水機能の向上や流木に起因する災害を未然に防止する	
災害関連緊急治山等事業 (災害関連緊急治山、災害関連緊急地すべり防止)		災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又は地すべり地を当該発生年度に緊急に復旧整備を実施する	
林地崩壊防止事業		「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により指定された激甚災害に伴い、集落等に隣接する林地に崩壊が発生し、人命、財産等に直接危害を及ぼす恐れのある小規模崩壊地の復旧事業で、概ね3ヶ年間に市町村が施行主体とした実施する	
地すべり等防止事業		地すべり等による山地、農地、河川、公共施設等の被害防止、軽減するために防止工事を行う	

2 - 2 地すべり対策事業

(1) 地すべり防止区域

国は、地すべり等防止法に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域等を「地すべり防止区域」に指定する。区域の指定及び事業の所管は、同法第51条の規定により、以下の区分により主務大臣及び所管省庁がそれぞれ行う。

区分	主務大臣 (所管省庁)	県所管部局 (担当課)
ア 砂防法に基づく砂防指定地(これに準ずべき土地を含む)の存する地すべり地域	国土交通大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)
イ 森林法に基づく保安林又は保安施設地区(これに準ずべき土地を含む)の存する地すべり地域	農林水産大臣 (林野庁)	農林部 (森林整備室)
ウ ア及びイに該当しない地すべり地域のうち、土地改良法による土地改良事業施行地域又は同事業計画の決定されている地域(これに準ずべき土地を含む)の存する地すべり地域	農林水産大臣 (農林水産省 農村振興局)	農林部 (農村整備課)
エ ア～ウに該当しない地すべり地域	国土交通大臣 (国土交通省)	土木部 (砂防課)

指定の手続

- 1 主務大臣が関係都道府県知事(住民)の意見を聞く。
- 2 関係主務大臣が相互に協議する。
- 3 官報に指定土地の範囲を告示する。

指定の基準

面積基準

- ・市街化区域でない地域の地すべり地域にあっては、面積が5ha以上のもの。
- ・市街化区域(市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域にあっては用途地域)の地すべり区域にあっては2ha以上のもの。

一般基準

面積基準のほか、おおむね次の1以上に被害を及ぼすおそれがあること。

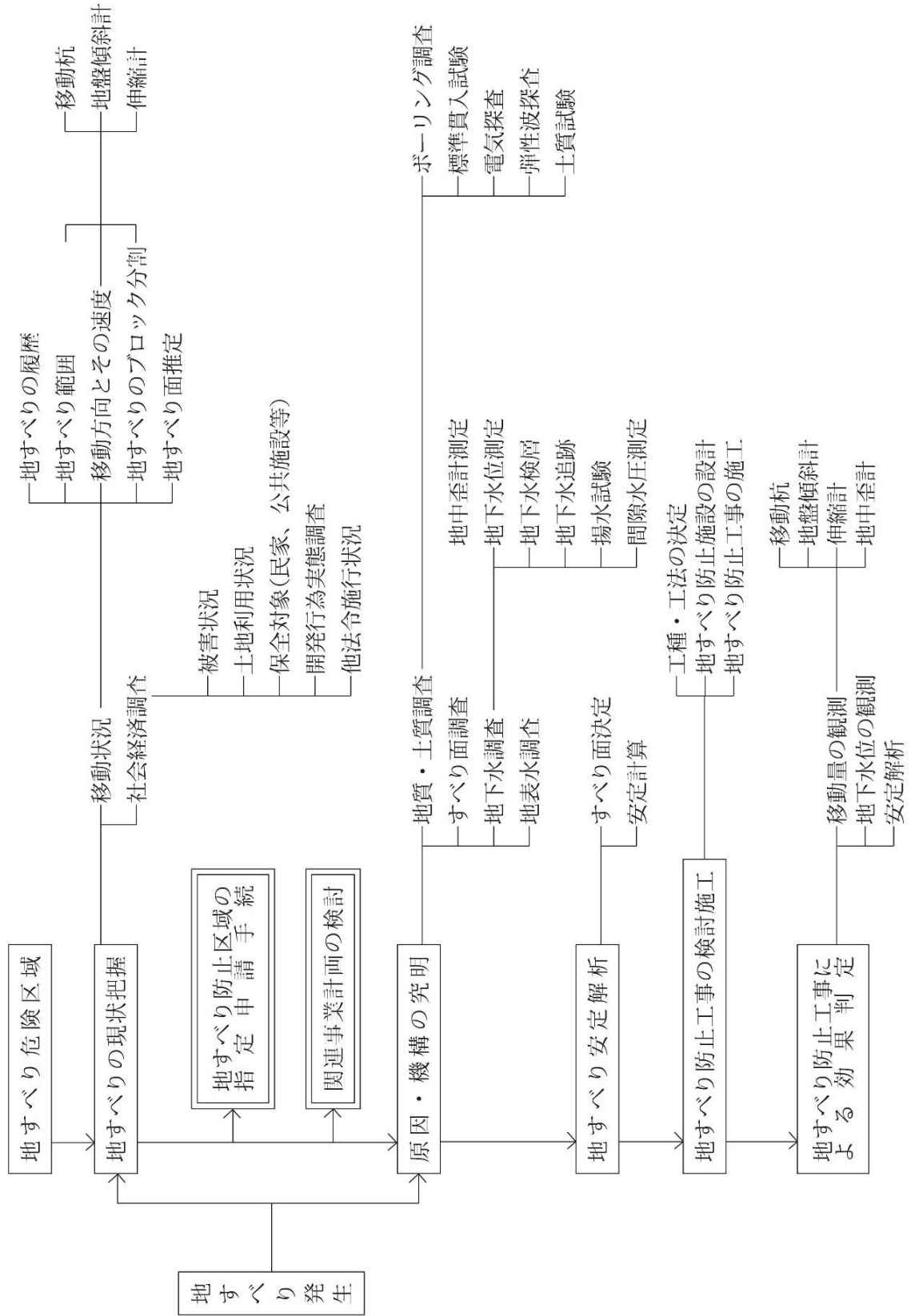
- 1 準用河川以上及びこれに準ずる規模の河川
- 2 鉄道、都道府県道(指定都市の市道を含む)以上の道路又は迂回路のない市町村道その他の公共施設のうち重要なもの
- 3 官公署、学校、病院等の公共施設のうち重要なもの
- 4 貯水量3万m³以上のため池、関係面積100ha以上の用排水施設もしくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道
- 5 人家10戸以上
- 6 農地10ha以上

その他

1 家屋移転のため特に必要がある場合

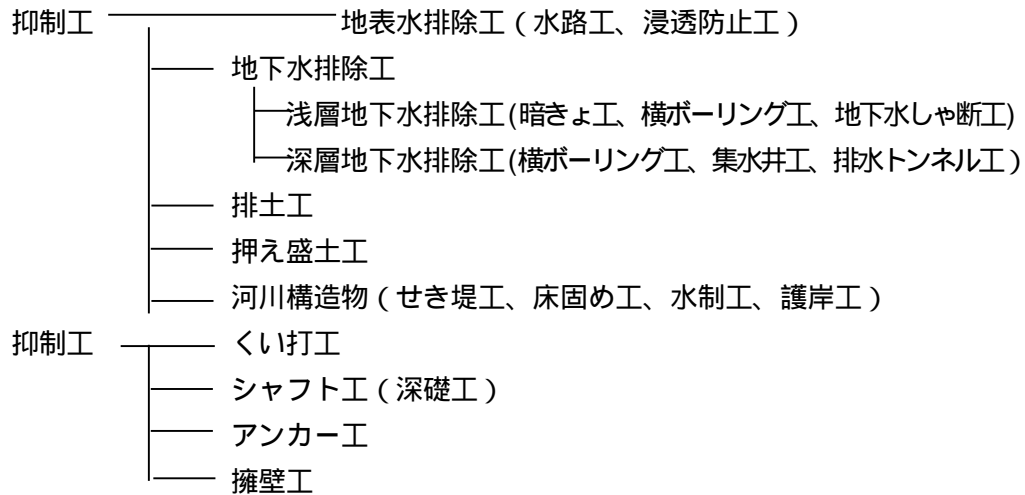
(2) 地すべり対策事業

地すべり対策として防止工事を行うまでは、下記のような手順を経ることとなる。



地すべりの発生原因とその仕組みを知り、抑制工の抑止工の工法（下図参照）を適切に組み合わせることによって、効果的に地すべりを抑える。

地すべり防止工法の種類



代表的工法の説明

- 水路工.....水路によって地域内の表流水や雨水をすみやかに集水して地域外に排除する。
- 横ボーリング工.....地中に設置したパイプによって比較的浅い位置の地下水を排除する。
- 集水井工.....井戸とボーリング工によって深い位置の地下水を集中的に排除する。
- 排土工.....主として地すべり頭部の土塊を除去する。
- 押え盛土工.....地すべり末端部に土砂を盛って抑える。
- くい打工.....杭を地すべり面より下部に届くように打込み、地すべり面の抵抗を強める。
- 擁壁工.....壁体構造物によって地すべり推力に抵抗させる。

2 - 3 急傾斜地崩壊対策事業

2 - 3 - 1 急傾斜地崩壊対策事業の体系

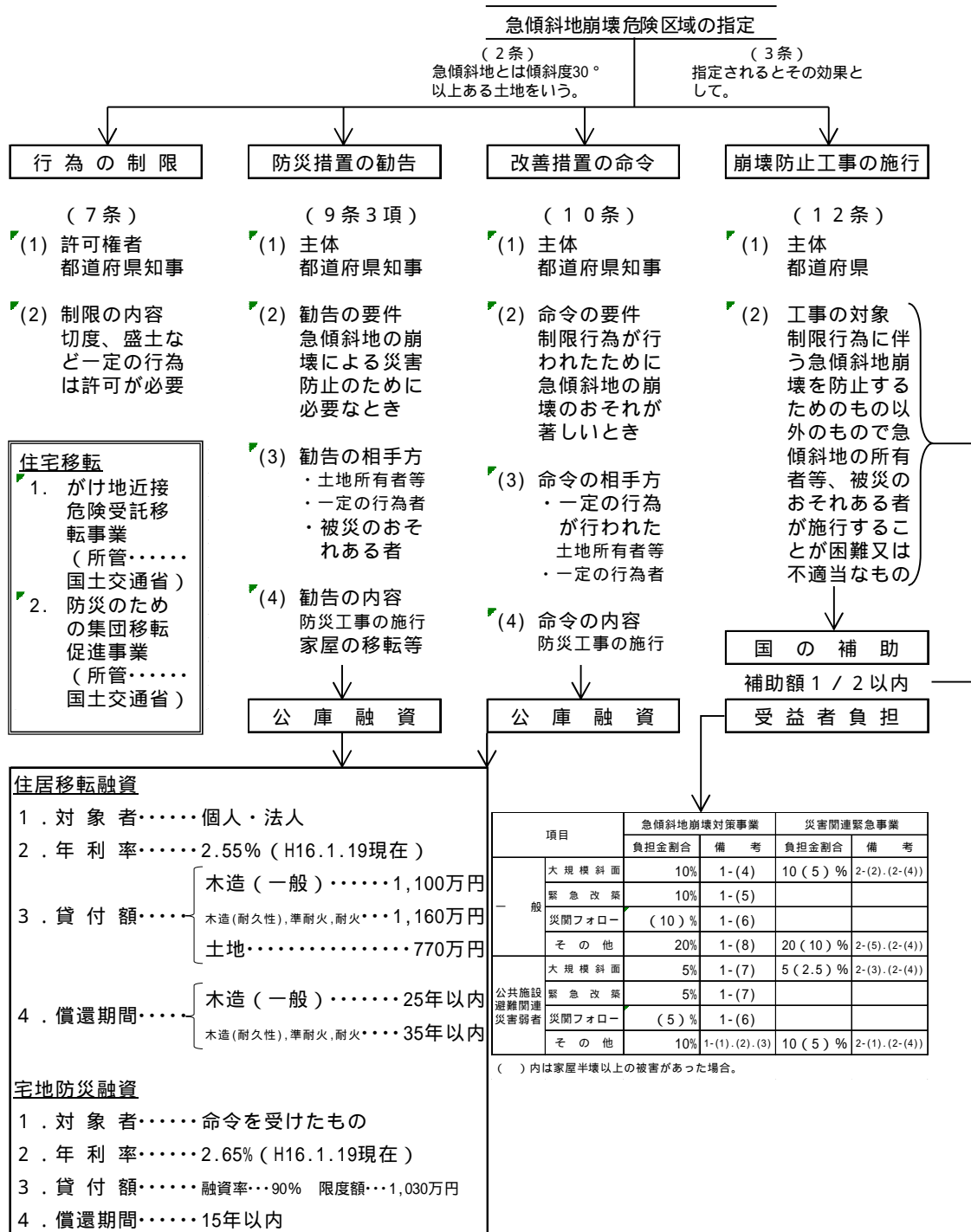


図 - 6 法律概要図

- (1) 指定権者 都道府県知事
- (2) 指定手続 関係市町村長の意見聴取
- (3) 区域の要件
 - イ 崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのある急傾斜地
 - ロ 急傾斜地に隣接する地域のうち、急傾斜地の崩壊を助長するおそれのあるもの

指定基準
 次の各号のいずれにも該当するもの
 イ 急傾斜地の高さが5メートル以上のもの
 ロ 急傾斜地の崩壊により危害が生じるおそれのある人家が5戸以上あるもの又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

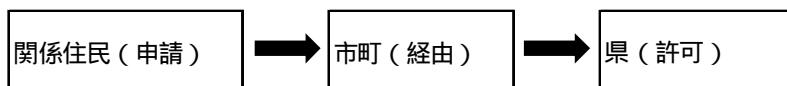
採択基準
事業費が7,000万円以上のもので、警戒避難体制に関する措置がなされており、次のすべての要件に該当するもの。
 (1) 急傾斜地の高さが10m以上であること。(ただし市町村地域防災計画に位置づけられている避難路及び要配慮者利用施設が存する急傾斜地の場合は、10mを5mに読み替えるものとする。)
 (2) 移転適地がないこと。
 (3) 土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域が指定されていること。
 (4) 人家概ね10戸(公共的建物を含む)以上若しくは避難場所や災害対策本部を設置することが規定されている施設等、市町村地域防災計画上重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。
 ただし、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路を有する急傾斜地の場合は、「7,000万円」を「8,000万円」に、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。

国の補助
 受益者負担金を除いた額の1/2

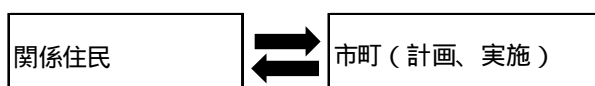
(注) ……は実施基準等
 ……は関連施策

2 - 3 - 2 急傾斜地に関する関係機関と住民との協議

- ・ 急傾斜地崩壊危険区域内行為許可関係



- ・ 警戒避難関係



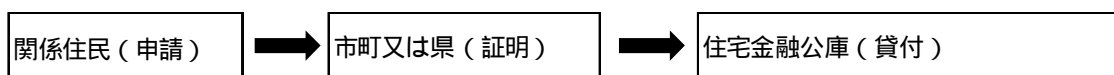
- ・ 住宅移転補助



- ・ 急傾斜地崩壊防止工事



- ・ 住宅移転や防災工事のための資金貸付



2 - 3 - 3 急傾斜に対する住民の留意事項

危険な急傾斜地	防 災 措 置
<ul style="list-style-type: none"> ・ 亀裂がある。 ・ オーバーハングしている。 ・ 勾配30度、高さ5m以上ある。 ・ 表土があつい。 ・ 割目がある。 ・ 浮石が多い。 ・ 湧水がある。 ・ 表流水が集中する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ がけの上や途中にある大木を切る。 ・ がけに亀裂などがある場合は、ビニール等でおおい雨水がしみ込まないようにする。 ・ 不安定な土塊をとり去る。 ・ がけの下部に崩れやすいところがあったら柵や石積みをする。 ・ 家庭排水、雨水を流すための水路を作る。 ・ 雨水ががけにあふれ出さないよう、水路の掃除をする。 ・ 現在ある防止構造物に異常があったら修理をする。

長崎県における土砂災害危険箇所

長崎県下の山地災害の危険箇所等について以降に示す。

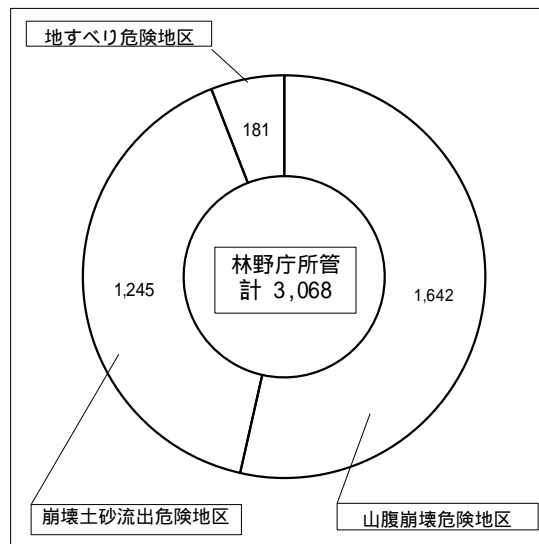
林野庁所管

(地区)

区分	ランク	A	B	C	計
	山腹崩壊危険地区		1,017	363	262
崩壊土砂流出危険地区		545	489	211	1,245
地すべり危険地区		133	28	20	181
計		1,695	880	493	3,068

平成29年度末現在

上表中、ランク「A」、「B」、「C」は、被災危険度（人家戸数、公共施設道路等）と荒廃危険度（大中小）の組み合わせにより判定。



第7章 土砂災害防止計画

農村振興局所管

(地区)

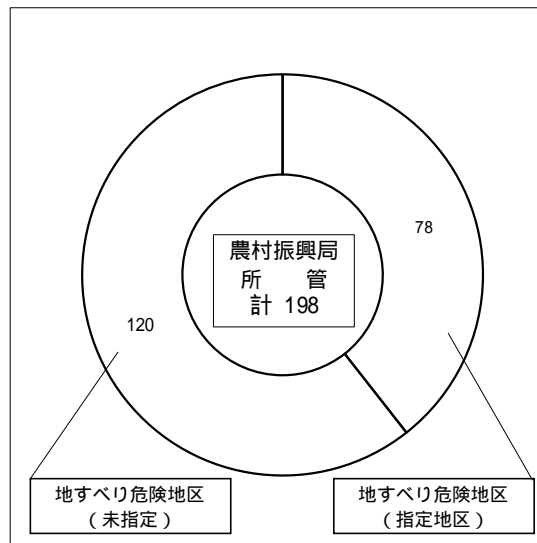
区分	危険度	A	B	C	計
	地すべり危険地区(指定地区)		3	75	-
地すべり危険地区(未指定)		50	68	2	120
計		53	143	2	198

令和2年4月時点

地すべり危険地区(指定地区)、危険度 A:工事中 B:工事完了 C:移動休止

平成21年3月調査

地すべり危険地区(未指定)、危険度 A:高い B:やや高い C:注意を要する



土砂災害警戒区域の指定状況

以下、土砂災害警戒区域等の指定状況を示す。

令和5年度までの土砂災害警戒区域等指定状況

告示年月日	市 町 村	種別			合計
		土石流	がけ崩れ	地すべり	
H16.12.17	長 崎 市	13 (12)	57 (47)		70 (59)
H18.3.24	長 崎 市	48 (39)	127 (124)		175 (163)
H18.5.19	長 崎 市	40 (29)	129 (129)		169 (158)
H19.9.14	長 崎 市	85 (76)	205 (203)		290 (279)
H19.12.28	長 崎 市	19 (17)	127 (119)		146 (136)
H20.3.21	長 崎 市	51 (45)	180 (175)		231 (220)
H20.3.28	長 崎 市	26 (25)	112 (110)		138 (135)
H20.3.28	新 上 五 島 町	2 (2)	2 (2)		4 (4)
H21.3.13	長 崎 市	40 (37)	89 (81)		129 (118)
H21.3.24	諫 早 市	35 (35)	62 (62)		97 (97)
H21.3.24	大 村 市	9 (9)	65 (63)		74 (72)
H21.3.31	佐 世 保 市	18 (17)	131 (129)		149 (146)
H21.4.10	長 崎 市	33 (27)	73 (68)		106 (95)
H21.4.10	長 崎 市	18 (17)	149 (117)		167 (134)
H21.12.18	大 村 市	2 (2)	151 (146)		153 (148)
H22.3.12	佐 世 保 市	5 (5)	87 (82)		92 (87)
H22.3.19	佐 世 保 市	8 (8)	94 (94)		102 (102)
H22.3.26	長 崎 市	26 (24)	68 (68)		94 (92)
H22.4.9	諫 早 市	65 (62)	174 (157)		239 (219)
H22.4.9	長 崎 市	54 (52)	194 (190)		248 (242)
H22.4.16	長 崎 市	36 (35)	89 (85)		125 (120)
H23.2.18	佐 世 保 市	19 (19)	309 (280)		328 (299)
H23.3.25	長 崎 市	21 (21)	140 (136)		161 (157)
H23.3.25	諫 早 市	85 (75)	312 (301)		397 (376)
H23.3.29	長 崎 市	23 (23)	126 (121)		149 (144)
H23.5.27	長 崎 市	32 (30)	165 (163)		197 (193)
H24.3.23	大 村 市	19 (19)	174 (174)		193 (193)
H24.3.23	佐 世 保 市	38 (37)	576 (549)		614 (586)
H24.3.30	佐 世 保 市	70 (69)	254 (252)		324 (321)
H24.4.10	佐 世 保 市	28 (26)	301 (288)		329 (314)
H24.6.22	長 崎 市	3 (3)	84 (78)		87 (81)
H24.6.26	長 崎 市	15 (15)	101 (96)		116 (111)
H24.7.6	長 崎 市	16 (16)	167 (162)		183 (178)
H24.8.10	諫 早 市	43 (43)	113 (105)		156 (148)
H24.9.28	諫 早 市	14 (14)	236 (228)		250 (242)
H24.11.20	長 崎 市	20 (20)	95 (89)		115 (109)
H25.1.11	長 崎 市	31 (27)	159 (154)		190 (181)
H25.3.12	長 崎 市	26 (24)	158 (154)		184 (178)
H25.3.22	対 馬 市	7 (6)	47 (46)		54 (52)
H25.6.28	長 崎 市	16 (16)	133 (126)		149 (142)
H25.9.6	長 崎 市	28 (28)	117 (107)		145 (135)
H25.11.5	諫 早 市	15 (14)	348 (300)		363 (314)
H25.11.5	五 島 市	59 (51)	112 (109)		171 (160)
H25.12.6	長 崎 市	10 (10)	104 (104)		114 (114)
H26.2.28	彦 岐 市	12 (10)	285 (263)		297 (273)
H26.3.7	対 馬 市	29 (27)	86 (85)		115 (112)
H26.3.14	佐 世 保 市	28 (28)	287 (284)		315 (312)
H26.3.25	佐 世 保 市	41 (40)	320 (313)		361 (353)
H26.3.28	長 崎 市	26 (24)	127 (124)		153 (148)
H26.3.28	佐 世 保 市	31 (29)	146 (146)		177 (175)
H26.3.28	新 上 五 島 町	42 (37)	87 (70)		129 (107)
H26.4.15	長 崎 市	1 (1)	1 (1)		2 (2)
H26.4.15 (解除)	長 崎 市	-1 (-1)	-1 (-1)		-2 (-2)
H26.5.27	長 崎 市	13 (10)	112 (108)		125 (118)
H26.6.24	佐 世 保 市	4 (4)	242 (224)		246 (228)
H26.6.27	佐 世 保 市		1 (1)		1 (1)
H26.6.27 (解除)	佐 世 保 市		-1 (-1)		-1 (-1)
H26.7.11	長 崎 市	18 (16)	120 (114)		138 (130)
H26.7.18	長 崎 市	17 (17)	75 (68)		92 (85)
H26.7.22	長 崎 市	7 (7)	70 (62)		77 (69)
H26.12.5 (解除)	長 崎 市		-1 (-1)		-1 (-1)
H27.3.3	彦 岐 市		176 (160)		176 (160)
H27.3.13	対 馬 市	54 (54)	173 (173)		227 (227)
H27.3.20	佐 世 保 市	5 (5)	344 (339)		349 (344)
H27.3.20	新 上 五 島 町	11 (8)	32 (30)		43 (38)
H27.3.24	南 島 原 市		152 (142)		152 (142)
H27.3.27	諫 早 市	63 (53)	240 (230)		303 (283)
H27.3.27	五 島 市	30 (28)	89 (87)		119 (115)

第7章 土砂災害防止計画

告示年月日	市 町 村	種別			合計
		土石流	がけ崩れ	地すべり	
H27.4.24	佐世保市		1		1
H27.4.24	長崎市		1 (1)		1 (1)
H27.4.24 (解除)	長崎市		-1 (-1)		-1 (-1)
H27.10.27	佐世保市		1 (1)		1 (1)
H27.10.27 (解除)	佐世保市		-1 (-1)		-1 (-1)
H27.12.18	諫早市	16 (12)	144 (142)		160 (154)
H28.1.15	南島原市	7 (7)	145 (138)		152 (145)
H28.3.4	新上五島町	49 (47)	61 (58)		110 (105)
H28.3.4	新上五島町	44 (42)	55 (55)		99 (97)
H28.3.22	壱岐市	1 (1)	145 (142)		146 (143)
H28.3.22	対馬市	159 (154)	504 (504)		663 (658)
H28.3.22	佐世保市	13 (12)	105 (101)		118 (113)
H28.3.25	南島原市	21 (21)	326 (316)		347 (337)
H28.3.25	五島市	123 (116)	244 (240)		367 (356)
H28.3.25	時津町	47 (45)	690 (669)		737 (714)
H28.3.25	長崎市	5 (5)	109 (105)		114 (110)
H28.3.29	大村市	43 (41)	207 (203)		250 (244)
H28.10.14	新上五島町	48 (43)	74 (74)		122 (117)
H28.12.2	諫早市		11 (10)		11 (10)
H29.1.6	佐世保市		31 (27)		31 (27)
H29.1.6	佐世保市		2 (2)		2 (2)
H29.1.6 (解除)	佐世保市		-2 (-2)		-2 (-2)
H29.1.6	佐世保市		3 (3)		3 (3)
H29.1.6 (解除)	佐世保市		-4 (-4)		-4 (-4)
H29.1.27	五島市	76 (74)	108 (108)		184 (182)
H29.2.14	壱岐市		208 (205)		208 (205)
H29.2.28	壱岐市	15 (15)	255 (250)		270 (265)
H29.3.3	佐世保市	12 (12)	223 (211)		235 (223)
H29.3.7	対馬市	49 (47)	104 (104)		153 (151)
H29.3.10	平戸市	1 (1)	90 (89)		91 (90)
H29.3.17	東彼杵町	9 (8)	71 (71)		80 (79)
H29.3.17	波佐見町	23 (21)	89 (89)		112 (110)
H29.3.17	川棚町	3 (3)	114 (114)		117 (117)
H29.3.21	西海市	6 (6)	96 (96)		102 (102)
H29.3.24	松浦市		68 (65)		68 (65)
H29.3.24	佐々町	7 (7)	72 (72)		79 (79)
H29.4.28	南島原市	36 (34)	430 (430)	5	471 (464)
H29.5.19	五島市	1 (1)	31 (31)		32 (32)
H29.6.13	新上五島町	112 (105)	220 (215)		332 (320)
H29.8.25	長崎市	5 (5)	90 (90)		95 (95)
H29.12.15	諫早市	16 (16)	287 (281)		303 (297)
H30.2.6	長与町	39 (35)	596 (595)		635 (630)
H30.2.6	南島原市	18 (17)	170 (170)	6	194 (187)
H30.3.6	川棚町	31 (30)	164 (164)		195 (194)
H30.3.13	対馬市	70 (63)	311 (310)		381 (373)
H30.3.16	波佐見町	56 (56)	144 (144)		200 (200)
H30.3.27	東彼杵町	24 (19)	251 (246)		275 (265)
H30.3.27	西海市	32 (31)	249 (247)		281 (278)
H30.3.27	五島市	42 (42)	156 (155)		198 (197)
H30.3.27	壱岐市	11 (7)	696 (690)		707 (697)
H30.3.30	佐々町	37 (35)	126 (126)		163 (161)
H30.3.30	松浦市	40 (40)	368 (366)		408 (406)
H30.3.30	平戸市	6 (5)	162 (157)		168 (162)
H30.4.27	雲仙市	39 (33)	278 (272)		317 (305)
H30.5.15	平戸市		45 (45)		45 (45)
H30.7.20	大村市		1 (1)		1 (1)
H30.7.20 (解除)	大村市		-1 (-1)		-1 (-1)
H30.7.20	諫早市		1 (1)		1 (1)
H30.7.20 (解除)	諫早市		-1 (-1)		-1 (-1)
H30.7.31	長崎市	56 (47)	288 (287)		344 (334)
H30.10.2	長崎市		1 (1)		1 (1)
H30.10.2 (解除)	長崎市		-1 (-1)		-1 (-1)
H30.10.19	新上五島町	134 (121)	308 (305)		442 (426)
H31.1.18	長崎市	32 (30)	387 (387)		419 (417)
H31.3.12	松浦市	37 (30)	300 (291)	45	382 (321)
H31.3.12	対馬市	53 (52)	108 (105)		161 (157)
H31.3.12	長崎市	13 (9)	119 (119)		132 (128)
H31.3.15	佐世保市	13 (13)	55 (55)		68 (68)

第7章 土砂災害防止計画

H31.3.15	波佐見町	115 (114)	264 (263)	10 (0)	389 (377)
H31.3.15	諫早市	33 (32)	284 (276)		317 (308)
H31.3.22	五島市	92 (90)	157 (156)		249 (246)
H31.3.22	西海市	30 (18)	206 (192)		236 (210)
H31.3.22	杵岐市	3 (3)	298 (295)		301 (298)
R1.7.5	諫早市	10 (6)	254 (231)	9 (0)	273 (237)
R1.7.5	対馬市	123 (119)	315 (315)		438 (434)
R1.7.5	小値賀町		27 (25)		27 (25)
R1.7.5	大村市		1 (0)	3 (0)	4 (0)
R1.7.5	新上五島町	56 (36)	141 (141)		197 (177)
R1.7.5	雲仙市	19 (14)	95 (89)		114 (103)
R1.8.2	大村市		4 (3)		4 (3)
R1.8.2 (解除)	大村市		-4 (-4)		-4 (-4)
R1.8.2	諫早市	3 (0)	25 (20)		28 (20)
R1.8.2 (解除)	諫早市	-3 (-3)	-23 (-23)		-26 (-26)
R1.8.23	佐世保市	2 (2)	59 (56)		61 (58)
R1.9.6	長崎市	1 (1)	87 (81)		88 (82)
R1.11.1	新上五島町			19 (0)	19 (0)
R1.11.1	対馬市			95 (0)	95 (0)
R2.1.21	南島原市			39 (0)	39 (0)
R2.1.21	雲仙市			41 (0)	41 (0)
R2.1.21	大村市			16 (0)	16 (0)
R2.1.21	諫早市			59 (0)	59 (0)
R2.1.21	佐世保市	36 (34)	157 (157)		193 (191)
R2.2.14	佐世保市		1 (0)		1 (0)
R2.2.14 (解除)	佐世保市		-1 (-1)		-1 (-1)
R2.3.6	杵岐市	1 (1)		54 (0)	55 (1)
R2.3.10	佐世保市	31 (30)	462 (453)		493 (483)
R2.3.10	西海市	51 (42)	371 (357)		422 (399)
R2.3.17	平戸市	87 (81)	305 (280)		392 (361)
R2.3.17	佐世保市	211 (201)	663 (656)		874 (857)
R2.3.27	佐世保市			240 (0)	240 (240)
R2.3.27	平戸市			167 (0)	167 (0)
R2.3.27	松浦市			64 (0)	64 (0)
R2.3.27	西海市			79 (0)	79 (0)
R2.3.27	佐々町			13 (0)	13 (0)
R2.3.27	東彼杵町			9 (0)	9 (0)
R2.3.27	川棚町			8 (0)	8 (0)
R2.3.27	波佐見町			12 (0)	12 (0)
R2.3.31	杵岐市	7 (4)	118 (106)		125 (110)
R2.3.31	南島原市	13 (10)	31 (30)		44 (40)
R2.6.5	島原市	10 (4)	35 (35)		45 (39)
R2.6.5	雲仙市	37 (31)	153 (151)		190 (182)
R2.7.3	五島市	79 (72)	154 (152)	26 (0)	259 (224)
R2.7.3	新上五島町	135 (124)	361 (361)		496 (485)
R2.9.18	長崎市			171 (0)	171 (0)
R2.9.18	長与町			4 (0)	4 (0)
R2.9.18	時津町			8 (0)	8 (0)
R3.3.15	長崎市		3 (3)		3 (3)
R3.3.15 (解除)	長崎市		-1 (-1)		-1 (-1)
R3.3.12	対馬市	121 (112)	340 (338)		461 (450)
R3.3.26	対馬市	63 (63)	191 (189)		254 (252)
R4.1.14	佐世保市			-11(-11)	-11(-11)
R4.3.22	対馬市	29(29)	79(79)		108(108)
R4.7.8	長崎市		4 (4)		4 (4)
R4.7.22	佐世保市		4 (4)		4 (4)
R4.7.22 (解除)	佐世保市		-4 (-4)		-4 (-4)
R4.7.22 (解除)	佐世保市		-1 (-1)		-1 (-1)
R4.9.9	長崎市	1 (1)			1 (1)
R4.9.9 (解除)	長崎市	-1 (-1)			-1 (-1)
R4.10.11(解除)	佐世保市	-2 (-2)	-1 (-1)		-3 (-3)
R4.10.14	長崎市		50 (40)		50 (40)
R4.12.20	新上五島町	37 (37)	58 (57)		95 (94)
R5.3.3	杵岐市		425 (425)		425 (425)
R5.3.28	西海市	14 (14)	380 (379)		394 (393)

第7章 土砂災害防止計画

R5.6.16	西海市	40(38)	408(408)		448(446)
R5.5.23	佐世保市		-2(-2)		-2(-2)
R5.7.7	西海市	10(10)	455(455)		465(465)
R5.7.7	佐世保市	35(30)	252(252)		287(282)
R5.7.21	長崎市	25(20)	162(162)		187(182)
R5.8.4	五島市	40(40)	170(170)		210(210)
R5.8.29	長崎市	27(23)	468(464)		495(487)
R5.9.12	雲仙市	6(3)	331(331)		337(334)
R5.10.3	対馬市	180(154)	267(267)		447(421)
R5.11.10	佐世保市	38(38)	328(328)		366(366)
R6.1.30	松浦市		1(0)		1(0)
R6.1.30	松浦市		-1(-1)		-1(-1)
R6.1.30	佐世保市		-1(-1)		-1(-1)
R6.2.27	平戸市	38(37)	432(432)		470(469)
R6.3.26	五島市	53(52)	121(121)		174(173)
合計		5,368 (4,957)	30,453 (29,673)	1,202 (0)	37,023 (34,630)

()は、土砂災害特別警戒区域

第11節 土砂災害復旧計画

(農村整備課：森林整備室：砂防課)

土砂災害後の復旧体系は次表のとおり

災害の種別	法指定	事業の種別	根拠法令
土石流	砂防指定地 保安林 指定地	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関連緊急砂防事業 ・砂防激甚災害対策特別緊急事業 ・砂防設備災害復旧事業 ・災害関連緊急治山事業 ・治山激甚災害対策特別緊急事業 ・林地荒廃防止施設災害復旧事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・森林法
急傾斜地 崩壊 (崖崩れ)	急傾斜地崩 壊危険区域 保安林 指定地	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 ・急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 ・災害関連緊急治山事業 ・林地崩壊対策事業 ・林地荒廃防止施設災害復旧事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・森林法
地すべり	地すべり 防止区域	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり激甚災害対策特別緊急事業 ・災害関連緊急地すべり防止事業 ・地すべり防止施設災害復旧事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり等防止法 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

第8章 消防活動計画

(消防保安室)

市町は、管轄区域内における火災予防、火災の鎮圧等の活動を効率的に遂行するため、その責任において消防活動計画を策定しなければならない。

又、県は消防組織法（昭和22年法律第226号）第29条第1項第7号の規定に基づき指導、調整に努めるものとする。

なお、県内消防の即応体制は次のとおりである。

1 消防機関の編成

市町の現有消防力は別冊（消防防災年報）のとおり。

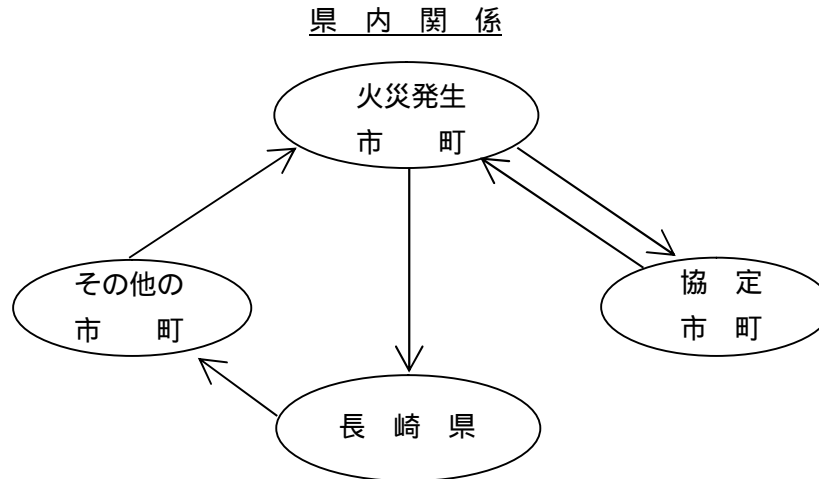
2 出動区分

出動は次表の区分により行うものとする。

区分	内容	摘要
第一次出動	ア 火災が発生した市町を管轄する消防機関が出動 イ 火災が発生した市町との応援協定に基づき、火災等を認知又は覚知した隣接地域の消防機関が別命なく出動	火災発生市町の計画に基づく出動
第二次出動	火災が発生した市町との応援協定に基づき、特に応援を必要とする場合において ア 受援市町からの要請 イ 支援市町からの命令 等により隣接地域の消防機関が出動	火災発生市町の計画に基づく出動
第三次出動	火災が発生した市町の要請に基づき、県知事の出動要請を受けた他市町の消防機関の出動	支援市町の計画と県の調整に基づく出動

3 応援要請の手続要領

- (1) 応援要請の手順は次の系統図により行うものとする。
ただし、緊急止むを得ない場合は、この限りでない。



- (2) 市町が他の市町に対して応援要請をしようとするときは、あらかじめ(止むを得ない場合においては事後に)下記事項を県に対し報告しなければならない。

- ア 火災の種別(建物火災、林野火災、船舶火災等)
- イ 火災の状況
- ウ 気象関係
- エ 今後の判断
- オ 応援消防力及び必要機材
- ク その他の必要事項

なお、報告要領については電話、電送等適宜の方法により実施することが出来る。

4 応援消防力

他市町に対する応援可能な消防力の規模については、市町現有消防力の、おおむね3分の1以内とする。

5 応援部隊の任務

火災現場に到着した応援部隊の長は、直ちに現地の最高指揮官に到着申告を行ってその指揮下に入り、担当すべき部署について指示を受けなければならない。

6 火災気象通報の取扱い

県は長崎地方気象台から火災気象通報を受理した時は、消防法第22条第2項の規定により市町に通報するものとする。

(1) 通報系統

(通報区分)

概ね市町を単位とする「二次細分区域」単位で通報する。

(通報基準)

長崎地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

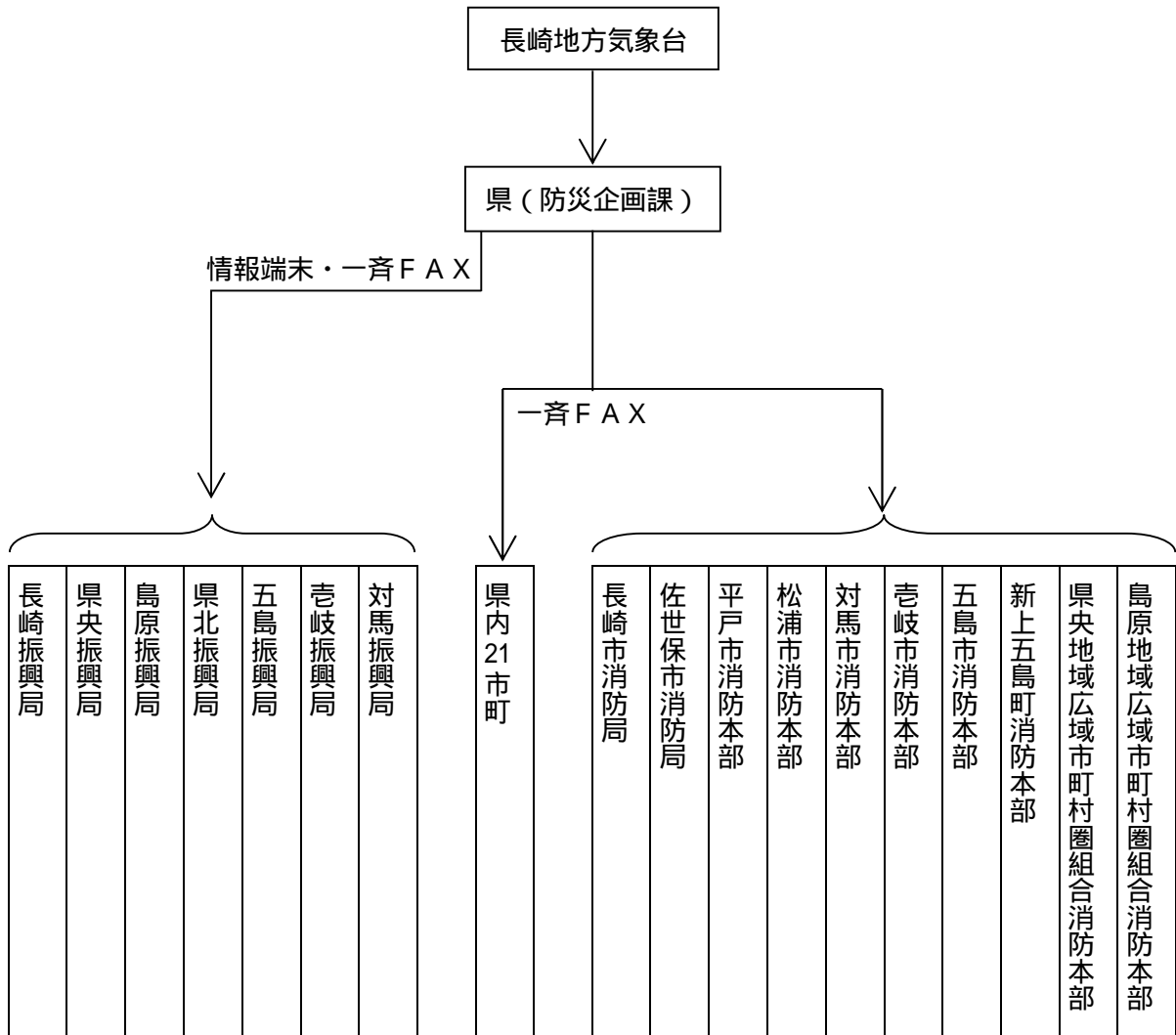
なお、「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(通報内容及び時刻)

毎日 5 時頃（日本時間、以下同様）翌日 9 時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、これを以て火災気象通報とし注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる状況となった場合は、その旨を随時通報する。

火災気象通報伝達系統図



7 火災報告の要領

県及び市町は「火災報告等取扱要領」（昭和43年11月11日付消防総発393号）に基づき処理するものとする。

8 救急業務

都市化現象の進展は、いきおい社会環境の複雑・多様化を招き、都市災害、交通事故は増加傾向にある。これ等負傷者の救助をはじめ市民生活に密着した不安要素を除去するため、市町消防機関は常日頃から組織、資器材、施設の充実強化に努め救急業務の完璧を期するものとする。

県下消防本部の救急自動車整備状況は次表のとおりである。

消 防 本 部	台 数
長 崎 市 消 防 局	19台
佐 世 保 市 消 防 局	21台
平 戸 市 消 防 本 部	7台
松 浦 市 消 防 本 部	5台
対 馬 市 消 防 本 部	8台
壱 岐 市 消 防 本 部	4台
五 島 市 消 防 本 部	7台
新 上 五 島 町 消 防 本 部	5台
県央地域広域市町村圏組合消防本部	14台
島原地域広域市町村圏組合消防本部	8台
合 計	98台

（令和5年4月1日現在）

9 隣接県との相互応援協定

佐賀縣市町と長崎縣市町間との相互応援協定は、「長崎県、佐賀県境市町村消防相互応援協定（昭和41年2月25日締結）」により、相互に受・支援するものとする。

10 緊急消防援助隊

県は消防組織法第44条に基づき災害発生市町長から緊急消防援助隊の応援要請を受けて応援が必要と認める場合には、消防庁長官に応援要請を行い、各県出動緊急消防援助隊を受け入れて被災において効果的に活動できる体制を確保するものとする。

なお、長崎県緊急消防援助隊受援計画を資料編に掲載する。

第9章 危険物災害応急対策計画

(防災企画課：消防保安室：産業政策課：県警察本部：九州経済産業局
：九州産業保安監督部：長崎労働局：海上保安部)

この計画は、最近多発している危険物（石油類、高圧ガス、火薬類等）災害の発生と被害の拡大を防止するため必要な応急措置の大綱を定めることを目的とする。

1 石油類対策

- (1) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条の規定に基づく石油コンビナート等特別防災区域に係る防災対策については、別冊「長崎県石油コンビナート等防災計画」により所要の措置を講ずるものとする。
- (2) その他の施設については次の措置を講ずるものとする。
 - ア 施設毎に防災計画を策定し、災害発生に備えること。
 - イ 施設毎に従業員による自衛消防隊を編成し訓練すること。
 - ウ 常日頃から消防機関と連絡を密にし、報告・連絡系統を整備すること。
 - エ 火災、爆発等に備え、住民の避難路、避難地等を定め周知すること。
 - オ その他必要な措置をとること。

2 火薬類対策

関係機関は、火薬類による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには次の応急措置を講ずるものとする。

- (1) 火薬庫、火薬類の所有者等の措置
 - ア 時間的余裕がある場合には、火薬類を早急に安全地帯へ移動させる。なお、このような場合には、看視人をして盗難等事故防止に努めること。
 - イ 時間的余裕が無い場合には、火薬類を川、井戸等に沈める等臨機応変な安全措置を講ずること。
 - ウ 火薬庫の入口、窓等は完全に閉鎖し、本部に対しては注水、泥土の塗付等防火措置を講じ、必要によっては附近住民に避難の警告を行うこと。
 - エ 吸湿、変質、不発、半爆等により著しく原性能もしくは原形を失い又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は早期に廃棄すること。
- (2) 知事の措置（火薬類取締法45条）
 - ア 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。
 - イ 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。
 - ウ 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。
 - エ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。

(3) 警察官の措置(火薬類取締法第45条の2、基本法59条、63条)

- ア 火薬類を運搬している自動車又は軽車両の検査と災害の発生を防止するため必要な応急措置の命令を発すること。
- イ 市町長から要求があったときは、基本法第59条の規定に基づき災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。
- ウ 市町長から要求があったとき、又は市町長等が現場にいないとき、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずること。

3 高圧ガス対策

関係機関は、高圧ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、次の応急措置を講ずるものとする。

(1) 製造業者等の措置

- ア 製造施設又は消費施設が危険な状態になったときは、製造又は消費設備内のガスを安全な場所へ移動し、又は大気中に放出する等の応急措置を行うとともに、作業に必要な最少限の要員を残し他の作業員は退避させる等安全措置を講ずること。
- イ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になった時は、容器を安全な場所へ移動させる等応急措置を早急に講ずること。
- ウ 万一応急措置を講ずるいとまがないときは、機を失することなく従業員又は附近の住民に退避するよう警告するとともに関係機関へ通報し協力を要請すること。
- エ 充てん容器が損傷し又は火災を受けたときには、充てんされている高圧ガスを廃棄処分し、又は容器を水中若しくは地中に埋める等応急措置を講ずること。

(2) 知事の措置

- ア 製造若しくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止することを命ずること。
- イ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。
- ウ 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。

(3) 警察官の措置

火薬類の応急対策に準じて措置する。

(4) 海上保安官の措置

警察官が行う火薬類の応急対策に準じて措置する。

4 放射性物質対策

地震、火災、その他の災害が起こったことにより放射性物質と関連した事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係機関は次の応急措置を講ずるものとする。

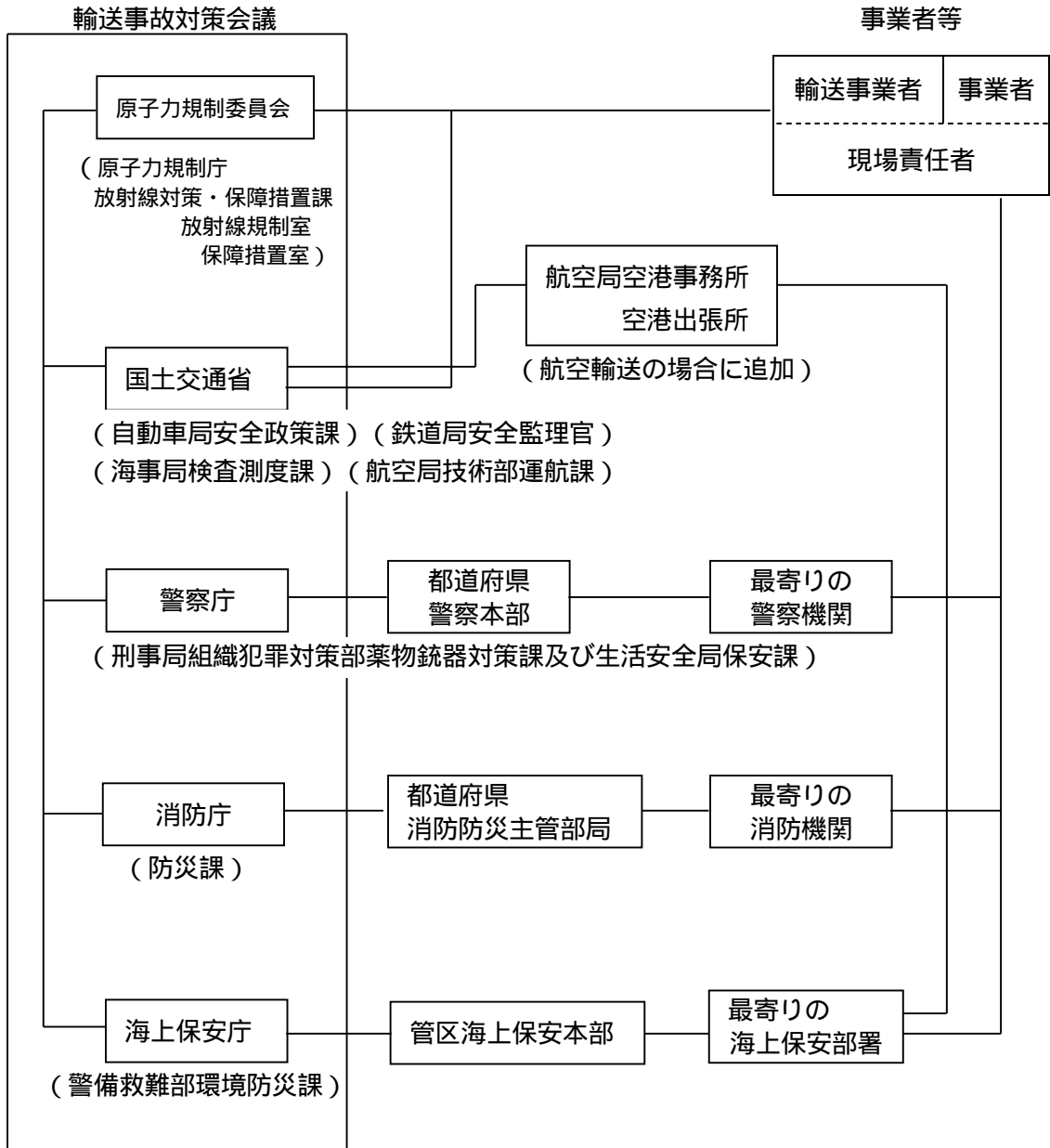
(1) 事業者等の措置

- ア 警察官、海上保安官への通報・連絡
 - イ 施設内部にいる者、運搬従事者、これらの付近にいる者等への避難警告
 - ウ 放射線障害を受けた者又は受けおそれのある者の救出と避難
 - エ 汚染の拡大防止及び除染
 - オ 放射性同位元素の移動と看視
 - カ 消火及び放射性同位元素への延焼防止
 - キ 立入制限区域の設定及び立入規制
 - ク その他放射線障害防止のために必要な措置
- (2) 警察の措置
- ア 事故情報の収集
 - イ 事故実態の把握
 - ウ 救助活動
 - エ 交通規制（警戒線の設定、立入規制、広域交通規制等）
 - オ 生命、身体及び財産の保護その他公共の安全と秩序の維持を図るために必要な措置
 - カ その他の必要な措置
- (3) 消防機関の措置
- ア 県消防保安室への報告
 - イ 事故実態の把握
 - ウ 火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定
 - エ 救急・救助活動
 - オ その他必要な措置
- (4) 海上保安部の措置
- ア 事故実態の把握と上級庁への報告
 - イ 現場海域への立入制限
 - ウ 人命救助
 - エ その他必要な措置
- (5) 知事の措置
- ア 事故情報の収集、整理及び分析
 - イ 関係省庁への報告
 - ウ 関係機関の調整
 - エ 専門家の現地派遣要請
 - オ 对外発表
 - カ その他必要な事項
- (6) 事業者等の報告事項
- ア 事故発生の日時、場所、原因
 - イ 発生し、又は発生するおそれのある障害の状況
 - ウ 講じ、又は講じようとしている応急措置の内容
- (7) 事故時の連絡体制
- 別表1のとおり

(8) 関係省庁の役割分担
別表2のとおり

別表1

事故時の連絡体制



別表2

関係省庁の役割分担

- (1) 原子力規制委員会：輸送物の安全確保（輸送容器の健全性、収納物の評価）に関する事項
危険時の措置命令に関する事項
放射性物質輸送事故対策会議の庶務に関する事項（陸上輸送時）
専門家派遣の取りまとめに関する事項
- (2) 国土交通省：輸送方法（輸送手段、積載方法等）の安全確保に関する事項
危険時の措置命令に関する事項
放射性物質輸送事故対策会議の庶務に関する事項（海上及び航空輸送時の場合）
- (3) 警察庁：運搬の届出等に係る安全確保（日時、経路、車両編成等）に関する事項
都道府県警察の対応措置に関する事項
- (4) 消防庁：火災事故、人身事故等に関する事項
消防機関の対応措置に関する事項
都道府県消防防災主管部局の対応措置に関する事項
- (5) 海上保安庁：運送の届出等に係る安全確保（日時、経路、船種等）に関する事項
海上保安部署の対応措置に関する事項

5 危険物等積載船舶等の応急対策

石油類等の危険物、その他特殊貨物積載船舶等の特殊火災に際しては、海上保安部では、化学消火及び流出油の拡散防止等の措置をとり、消防その他の関係機関と協力し、災害拡大、延焼防止に努める外、必要に応じ危険物積載船舶の移動を命じ、船舶交通の制限又は禁止を行い、危険物荷役の制限又は禁止等の措置をとる。

第10章 救助計画

第1節 救助法の適用に関する計画

(福祉保健課)

1 救助の本質

救助法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的社会秩序の保全を図ることを目的として行われるものであり、災害に際して、食糧品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等に悩み災者に対して応急的、一時的に救助を行うものである。(法第1条)

2 実務機関

救助法による救助は、その任務、目的の重要性から国の行うべき事務とされているのであるが、同時にその迅速性から全面的に知事に委任されている。(法第2条、法第17条)

さらに知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。(法第13条第1項政令第17条)

3 救助の種類

救助法による救助の種類は次のとおりである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

4 法適用基準

救助法による応急救助は、災害による被害が一定規模以上に達したときに行われるのであり、市町の区域内の人口と災害によって住家が滅失した世帯の数が法適用の基準とされている。

また、災害が発生する恐れがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に

対しても、救助を行うことができる。

適用基準

当該市町の区域内の人口に応じ、それぞれ別表(1)に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

適用基準

県内において住家が滅失した世帯の数が1,500世帯以上であって、当該市町の区域内の人口に応じ、それぞれ別表(2)に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

適用基準

県内において住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上である場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、当該市町の区域内で多数の世帯の住家が滅失したこと。

適用基準

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

別表(1)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人 " 30,000人 "	50
30,000人 " 50,000人 "	60
50,000人 " 100,000人 "	80
100,000人 " 300,000人 "	100
300,000人 "	150

別表(2)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	15
5,000人以上 15,000人未満	20
15,000人 " 30,000人 "	25
30,000人 " 50,000人 "	30
50,000人 " 100,000人 "	40
100,000人 " 300,000人 "	50
300,000人 "	75

5 市町別法適用基準

県下各市町の法適用基準は別表(3)のとおりである。

6 法適用の手続

- (1) 市町長は、災害による被害の程度が法適用基準に達したとき又は達する見込みがある場合は被害状況をすみやかに知事に報告するものとする。

- (2) 知事は市町長の報告により、法を適用する必要があると認めるときは、法の適用を決定のうえ、県公報により救助を実施する区域を公告し、当該市町に対し、法適用期間、救助の種類等を通知するものとする。
- (3) 知事は法第13条第 1 項の規定により、救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町長が行うこととするときは、市町長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市町長に通知する。
- (4) (3) において、市町長が行うこととする事務が法第 7 条から第10条までに規定する事務の場合は、直ちにその旨を公示するものとする。

別表(3)

R 2 . 国勢調査の人口による。

官報で公示された最近の国勢調査、又はこれに準ずる全国的な人口調査。

市町名	住家が滅失した世帯の数		市町村	住家が滅失した世帯の数	
	適用基準の場合	適用基準の場合		適用基準の場合	適用基準の場合
長崎市	150	75	長与町	60	30
佐世保市	100	50	時津町	50	25
島原市	60	30	東彼杵町	40	20
諫早市	100	50	川棚町	40	20
大村市	80	40	波佐見町	40	20
平戸市	50	25	小値賀町	30	15
松浦市	50	25	佐々町	40	20
対馬市	50	25	新上五島町	50	25
壱岐市	50	25			
五島市	60	30			
西海市	50	25			
雲仙市	60	30			
南島原市	60	30			

第 2 節 避難計画

(防災企画課：福祉保健課：地域保健推進課：医療政策課：観光振興課
：男女参画・女性活躍推進室：教育庁：県警察本部：海上保安部)

この計画は災害時における危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対する避難のための避難指示等及び避難場所の開設等について定めるものとする。

1 避難の指示等

(1) 避難の指示

状況	指示者	対象者	措置
(1) 生命、身体を災害から守り、災害の拡大を防止するため特に必要な場合 (基本法60条、61条)	・ 市町長 (知事に報告) ・ 警察官又は海上保安官 (市町長に通知)	必要と認める地域の居住者、滞 在者その他の者	・ 立退きの勧告 ・ 立退きの指示
(2) 洪水又は高潮のはんらんにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 (水防法22条)	・ 知事 ・ 知事の命を受けた県の職員 ・ 水防管理者 (管轄警察署長に通知)	必要と認める区域の居住者	立退きの指示
(3) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 (地すべり等防止法25条)	・ 知事 ・ 知事の命を受けた 吏員	必要と認める区域内の居住者	立退きの指示
	長管轄警察署に通知		
(4) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、地変、危険物等の爆発等危険な事態がある場合 (警察官職務執行法 4 条) (自衛隊法94条)	・ 警察官 (公安委員会に報告) ・ 警察官がその場にはない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 (長官の指定する者に報告)	・ その場に居合わせた者 ・ その事物の管理者 ・ その他関係者	・ 必要な警告を発する ・ 特に急を要する場合には危害をうけるおそれのある者に対し必要な限度で避難の措置をとる。

(2) 警戒区域の設定

状況	指示者	対象者	措置
(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合 (基本法第63条)	・ 市町長 ・ 警察官又は海上保安官 (注 1)	災害応急対策に従事する者以外の者	・ 立入制限 ・ 立入禁止 ・ 退去の命
(2) 水防上緊急の必要がある場所 (水防法第14条)	・ 水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 ・ 警察官 (注 2)	水防関係者以外の者	・ 立入禁止 ・ 立入制限 ・ 退去の命
(3) 火災の現場及び水災を除く災害 (消防法第36条において準用する同法第28条)	・ 消防吏員又は消防団員 ・ 警察官 (注 2)	命令で定める以外の者	・ 退去の命 ・ 出入の禁止 ・ 出入の制限
(4) 生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災等危険な事態がある場合 (警察官職務執行法第 4 条)	・ 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者	・ 退去の命

(注 1) 市町長若しくはその委任を受けて前記の職権を行う市町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、前記の職権を行うことができる。

(注 2) 前記に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、前記の職権を行うことができる。

2 避難指示の基準

避難指示の基準は以下のとおりであるが、市町長等指示の指示者は、危険が切迫した場合に迅速に避難指示等を発令できるように、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準を定めておくものとする。

なお、災害の発生を確認した場合、災害発生情報をすみやかに発令するものとする。

市町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、県は、市町に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

- (1) 気象台から大雨、台風、津波等災害に関する警報が発せられ避難を要すると判断されるとき。
- (2) 知事から大雨、台風、高潮、地震及び警察から津波等災害に関する通報があり避難を要するとき。
- (3) 河川が警戒水位を突破し溢水又は漏水のおそれがあるとき。
- (4) 上流水域で河川災害が発生したため、その下流地域で災害発生のおそれがあるとき。
- (5) 火災が風下に拡大するおそれがあるとき。
- (6) その他の自然的、人為的な災害により生命又は身体に被害を受けるおそれがあるとき。

3 避難の伝達方法

(1) 避難警報の発令

種 別	警報発令者	発 令 方 法
事前避難警報	市町長	災害発生のおそれがあり、事前避難の必要がある地域に対し、市町防災会議、県等関係の意見を聞いて発令する。
緊急避難警報	市町長	災害発生による危険が切迫し、緊急に避難の必要がある地域に対し発令する。 市町長ができない場合は、あらかじめ別の者が行えるよう事前に決めておくこと、この場合発令後市町長に報告する。

(2) 警報の伝達方法

避難警報は、サイレン、半鐘、市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、有線放送、携帯電話の斉同報メール、ラジオ、テレビ等を通じ、又は消防車、広報車等を動員して関係住民に周知徹底させる。この場合、情報弱者である視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者等対策として、あらかじめ近隣の通報協力者を定めておく。

また、市町は携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

4 屋内での待避等の安全確保措置

市町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

5 市町に対する助言

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令できるよう、市町に積極的に助言するものとする。

6 避難の周知徹底

(1) 住民等に対する周知

ア 事前措置

市町長及び水防管理者は、避難の立退きの万全を図るため避難場所、避難経路等をあらかじめ住民に周知徹底させる。

イ 指示等

市町長及び水防管理者は避難の指示をしたとき、又は通知を受けたときは、関係機関の協力を得て実情に即した方法でその周知徹底を図る。

ウ 放送等

知事は避難の指示等をしたとき、又は市町長からその通知を受けたときはラジオ・テレビによる放送を要請する。要請を受けた放送局は当該地域の住民に徹底するような放送時間、放送回数を考慮して放送する。特に情報弱者である視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者等にはあらかじめ近隣の協力者を得るなどの配慮をする。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難のための立退きを勧告し、又は指示をした場合は、関係機関に連絡又は通知する。

7 避難誘導及び移送等

(1) 避難誘導

避難立退きの誘導に当っては、老幼婦女子、病人、障害者を先に行い一般壮年男子はその次とし、避難誘導者は、円滑な立退きについて適宜の指導をする。

また、観光客等地理不案内な来訪者に対しては、観光施設、宿泊施設等の管理者は、配慮して避難誘導を行う。

県、保健所設置市の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局（県の保健所等にあつては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

(2) 移送

ア 小規模の場合

避難立退きに当っては、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両、舟艇等により移送及び輸送を行う。

イ 大規模な場合

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し市町において処置できないときは、市町は、県に要請する。

県は、自衛隊の災害派遣を求める等適切な方法により陸上、水上、空中輸送により移送させる。

(3) 被災者の運送の要請

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認められるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要がある場合に限り、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示することができる。

8 学校等の避難対策

(1) 避難誘導

引率者は、校長の指示を適確に把握して、校舎配置又は学年を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。

(2) 移送

町又は集落別に班を編成し、担当教職員が引率責任者として安全かつ能率的に移送する。

9 病院・社会福祉施設の避難対策

(1) 避難誘導

病院・社会福祉施設の管理者は、あらかじめ患者及び入所者を担送患者と独歩患者とに区分し独歩患者には適当な人数ごとに自治組織の編成に努め、重傷者、避難行動要支援者を優先し、要配慮者に配慮して誘導する。

(2) 移送

病院・社会福祉施設の管理者は、入院患者及び入所者を避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等や当該施設職員を引率者として、直ちに患者・入所者の移送を行う。

施設職員のみでは移送の実施が困難な場合は、あらかじめ自治会・自主防災組織・NPO等の協力を得た避難誘導體制を整備しておく。

(3) 避難場所等の確保

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害時における患者及び入所者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、移送に要する担架、車両、手押車等を確保し保管場所を定めておく。

10 船舶等の避難対策

船舶等の避難対策は海上保安部において実施する。

- (1) 船舶その他港湾施設等において避難を必要とする場合は、早急に船舶所有者、組合等に対し避難勧告を行い、あらかじめ選定した場所へ誘導、整理を行い、荒天準備の指導および避難状況の把握をなす。
- (2) 爆発性、可燃性等の危険物や木材、はしけ等、障害となるおそれのある物件については、所有者等に対し移動、除去、固縛等を勧告する。
- (3) 特定港である長崎、佐世保、厳原の各港長は、特に必要があると認めるときは、停泊船舶に対し移動を命ずる。

11 避難場所及び避難所

(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知

ア 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、管内の地域別に、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、予想される災害の種類ごとに、あらかじめ指定緊急避難場所として定めておき、住民への周知徹底を図るものとする。また、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等に周知徹底を図るとともに、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ 市町は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得なければならない。

ウ 市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

エ 市町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種類に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。また、県及び市町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定及び周知

ア 市町は、被災者が一定期間滞在して避難生活を送る避難所について、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、その管理者の同意を得た上で、指定避難所としてあらかじめ定めておき、住民への周知徹底を図るものとする。また、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等に周知徹底を図るとともに、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ 市町は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設、児童福祉施設等を福祉避難所として指定する。

ウ 市町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

エ 市町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

オ 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門

家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(3) 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知

市町は、指定緊急避難場所と指定避難所の整備に当たり、両者の違いについて間違わないよう、住民への周知徹底を図る。

また、対象となる施設が指定緊急避難場所と指定避難所の双方の指定基準に適合している場合には、両者を兼ねることができる。

(4) 避難場所及び避難所に収容するものの範囲

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者

ウ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(5) 避難の事前準備と留意事項

ア 事前準備

(ア) 火気の手扱いに平素注意し、避難に際しては必ず電気ガス等危険物の始末を完全に行うこと。

(イ) 台風期には、風水害に備えて家屋の補強(屋根瓦等の飛散防止・雨戸、門等の完備)を行い浸水の予想される場合には家財を高所に移動させること。

(ウ) 会社、工場等にあつては、平素綿密な防災計画を樹立し、これに基づく万端の準備を行うこと。

(エ) 浸水による油脂類の流失防止、カーバイト・生石灰等発火源の安全管理に努め、電気ガス等の保安措置を講ずること。

(オ) 病院・社会福祉施設等多数の入院患者、高齢者を収容している施設にあつては平素綿密な避難計画を樹立し、これに基づく避難訓練等を実施し、警察消防機関と連絡を密にすること。

イ 避難時の留意事項

(ア) 服装は軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭巾、ヘルメット等をかぶり露出部分を少なくする。

(イ) ガケ下、壊れそうな塀ぎわ、川べりなどは出来るだけ避ける。

(ウ) 切れた電線やたれ下がった電線には絶対ふれない。

(エ) 高齢者・幼児・病人・障害者などのいる家庭では早目に避難する。

(6) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

ア 市町は、発災時(災害が発生するおそれがある場合を含む。)には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

イ 市町は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。

必要に応じて、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て、避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等の避難所としての借り上げ、トレーラーハウスの活用など、多様な避難所の確保に努めるものとする。

ウ 市町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

エ 被災市町は、被災市町の区域外への広域的な避難が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町への受入れについては、県に対し当該他県との協議を求めるものとする。なお、県内の他の市町への受入れについては、災害の状況等に応じ、県に協議を求めることを妨げない。

オ 地方公共団体は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健医療担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

カ 市町は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

キ 市町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

ク 市町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

(7) 避難所の運営管理等

ア 市町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した、NPOやボランティアなどの外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町に対して協力を求めるものとする。また、市町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

イ 市町は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報及び車中泊避難者などの避難所で生活せず食事のみ受取に來ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町に提供するものとする。

ウ 市町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。

そのため、避難所の状況に応じて、避難所開設当初からのパーティションや段ボールベット等の簡易ベットの設置等を検討するとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

さらに、停電時においても、施設・整備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

なお、飼い主はできる限り犬・猫等の愛玩動物と同行避難することとし、県は、避難所を設置する市町に対して衛生面や他の避難者への影響に配慮した愛玩動物の収容・飼育施設が設置されるよう協力するものとする。

エ 市町は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

オ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

カ 市町は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

キ 市町は、車中泊避難者などのやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。また、そのため、県は、平時から、災害時の保健活動に関する研修会を行うよう努める。

ク 市町及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

ケ 市町及び県は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

コ 市町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、県は、保健所や市町の職員等に対して、災害時の保健活動に関する研修会を開催するよう努める。

サ 飼い主はできる限り犬・猫等の愛玩動物と同行避難することとし、被災者支援の観点から、市町は県と連携して、ペットと同行避難できる場所を確保し適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。そのため、防災訓練において、実行性のあるペット同行避難訓練の実施に努めるものとする。

また、県は、避難所を設置する市町に対して、衛生面や他の避難者への影響に配慮した愛玩動物の収容・飼育施設が設置されるよう協力するものとする。

シ 県、市町は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

(8) 避難所における感染症対策

市町は、避難所においては衛生状態を保ち、感染症の発生、拡大を抑えることに努め、その対応については「避難所開設・運営における感染症対策チェックリスト(令和6年2月:長崎県)」に基づくものとする。

12 福祉避難所の指定等

(1) 市町は、一般の避難所とは別に、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させる福祉避難所の指定を行う。

(2) 市町は、福祉避難所の対象者の概数を把握するとともに、福祉避難所として利用可能な施設を把握する。

(3) 市町は、福祉避難所の指定にあたっては、要配慮者の円滑な利用を確保するため措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること等に留意する。また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達の確保に努める。

(4) 市町は、福祉避難所の対象となる要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、一般の避難所等の中に、介護や医療相談等を受けることができる福祉避難スペースを設置するよう努める。

(5) 市町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

(6) 市町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

13 救助法による避難所の設置

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合

ア 法第13条第 1 項の規定により市町長が行う。

イ 上記以外の場合、知事が行い市町長がこれを補助する。

(2) 避難所の設置

学校、公民館等既存建物を利用するのが原則とするが、適当な建物を得られないときは仮小屋を設置し、又は天幕の設営によるものとする。

(3) 避難所に収容するものの範囲

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現に災害を受け速やかに避難しなければならない者

ウ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(4) 避難所設置のための費用

ア 国庫負担対象経費

(ア) 賃金職員等雇上費

(イ) 消耗器材費

(ウ) 建物器具等使用謝金、借上費、購入費

(エ) 光熱水費

(オ) 仮設便所等の設置費

イ 国庫負担限度額

避難所設置費	1人1日当り	350円以内
--------	--------	--------

(5) 避難所開設期間

災害発生の日から 7 日以内

14 . 物資の調達・供給活動

(1) ニーズに応じた支援支援

ア 被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、県、市町は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮

者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

イ 市町は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資について、被災者への供給を行うものとする。

ウ 県、市町は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント

の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 物資輸送拠点

県は、広域物資輸送拠点を、市町は、地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。県、市町は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

(3) 国への要請

県、市町は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国に対し、物資の調達を要請するものとする。

県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送するものとする。

第 3 節 救出計画

(福祉保健課：県警察本部：海上保安部)

本計画は災害のため、生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、又は救助して、その者の保護を図るために定めるものである。

1 実施責任者

- (1) 救出は原則として、市町長、消防機関、及び警察機関、海上保安部が実施するものとする。
- (2) 基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者は、救出を実施し又は市町長等に協力するものとする。
- (3) 災害対策本部内等を実動機関の調整の場を設け、関係機関の責任者は相互の情報交換、捜索の地域分担等を行うことにより、効率的な活動を行うものとする。
- (4) その他救助法を適用した場合は、下記の「救助法に基づく救出」によるものとする。

2 救出対象者

り災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害によって、生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
 - ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - イ 地震、がけ(山)崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合
 - ウ 水害の際に流失家屋と共に流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
 - エ 山津波により生き埋めになったような場合
 - オ 登山者が多数遭難したような場合
 - カ 災害により海上又は、沿岸において遭難した人命、船舶、航空機あるいは陸上災害により海上に流失したような場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生存が明らかでないものとする。

3 救出の方法

- (1) 市町の救出活動
 - ア 消防機関を主体とした救出班の編成による救出作業
 - イ 協力者の動員
 - ウ 舟艇、ロープ等器材の借上げ使用
- (2) 警察機関の活動
 - ア 高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊等が、救出救助にあたる。
 - イ ヘリコプター、車両、舟艇等県警察が保有する装備資器材を活用して捜索、救出にあたる。
 - ウ 救出活動は関係機関と連携を密に協同して行う。

(3) 海上保安部の活動

ア 巡視船艇、航空機又は海上保安官により保有の救難資器材を使用して海上等における遭難者等の救出にあたる。

イ 巡視船艇、航空機等により、海上等における行方不明者等の搜索を実施し救出にあたる。

ウ 海上における救助活動等は、特定非営利活動法人長崎県水難救済会等の連携を密にして行う。

(4) 県は、緊急輸送手段として、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県の防災ヘリコプターを活用するとともに、ヘリコプターを有する関係機関に派遣の要請を行う。

4 救助法に基づく救出

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合

ア 法第13条第1項の規定により、市町長が警察、消防、その他の機関の協力を得て救出にあたる。

イ 上記以外の場合、知事が行い、市町長がこれを補助する。

(2) 救出対象者

ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

イ 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生存が明らかでないものとする。

(3) 救出のための費用

ア 国庫負担対象経費

(ア) 舟艇、機械器具等借上費又は購入費

(イ) 修繕費

(ウ) 燃料費

(エ) その他

イ 国庫負担限度額

救出に要した経費の実費

(4) 救出を実施できる期間

災害発生の日から3日以内。

第4節 死体捜索及び収容埋葬計画

(福祉保健課：生活衛生課：県警察本部
：海上保安部：日本赤十字社長崎県支部)

本計画は、災害のため現に行方不明の状態にあり、各般の事情からしてすでに死亡していると推定される者を捜索し、又は死亡者の死体処理を行い民心の安定を図るために定めるものである。

1 死体の捜索

(1) 実施責任者

ア 市町長が関係機関の協力を得て行う。

イ 災害救助法が適用された場合

原則として知事が行い、市町長がこれを補助する。(迅速に行うため必要と認めるときは法第13条第1項の規定により市町長が行う。)

(2) 捜索の方法

ア 災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により死亡していると判断される者については、ただちに死体捜査に切り替える。

イ 行方が明らかではないが、生存している可能性のあるものについては第3節「救出計画」により救出を行う。

ウ 死体の捜索は、消防団、青年団等関係機関の協力を得て捜索に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて行う。

2 死体の処理

(1) 実施責任者

ア 市町長

死体の洗浄、縫合、消毒等の処理は、市町において、救護班その他関係機関の協力を得て行う。

イ 救助法が適用された場合は、県又は日本赤十字社長崎県支部は、救助法第16条の規定による知事の委託に基づき、救護班を派遣して、死体の処理を行うものとする。

ウ 県警察本部(警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律 平成24年法律第34号)

(ア)警察官は、あきらかに災害によって死亡したと認められる死体を発見したとき、また死体がある旨の届出を受けた場合は、警察等が取り扱う死因又は身元の調査等に関する法律に基づき、速やかに当該死体を取り扱うことが適当と認められる警察署の警察署長にその旨を報告し、報告を受けた警察署長は、当該死体について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をするものとする。ただし、死亡者の本籍が明らかでない場合又は死亡者を認識できない場合の戸籍法(昭和22年法律第224号)第92条第1項に規定する報告は、死体取扱規則(平成25年国家公安委員会規則第4号)第7条に規定する死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行うものとする。

(イ)死体について身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに死体をすみやかに遺族などに引渡すものとする。ただし、災害直後の混乱等のため、遺族などへの引

渡しができないときは、死体を死亡地の市町長に引渡すものとする。

エ 海上保安部

海上における遭難者、もしくは陸上から海上に及んだ災害の死体は、巡視船艇により収容するとともに、海上保安官により、検視後遺族又は関係市町長に対し引継ぎを行う。

また行方不明者は巡視船艇、航空機により捜索するとともに発見した遺体の収容検視引渡しをあわせて行う。

(2) 処理の内容

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

死体の識別等のための処置

イ 死体の一時保存

身元識別のため相当の時間を要し、また、多数の死体を短時日の間に埋葬することが困難な場合に死体を特定の場所（寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地にパラックを設け、又は天幕を張り雨露を凌ぎえる場所）に集めて埋葬が行われるまでの間一時保存する。

ウ 死体調査

死因その他につき医師の立会を求めて必要な調査を行う。

(3) 漂流死体の処理

ア 死体の身元が判明している場合

死体の身元が判明している場合は、原則として漂着した地域の市町長は、警察官または海上保安官の調査を受けた後ただちにその遺族、親戚、縁者又は災害発生地市の市町長に連絡して引き取らせるものとする。

ただし、被害地域に救助法が発令されている場合、これを引き取るいとまがないときは、知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置するものとする。

イ 死体の身元が判明していない場合

(ア) 死体の身元が判明しない場合であって救助法を適用されたり災地市町から漂着したものと推定される場合は、前記、アと同様に取扱うものとする。

なお、死体の取扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに遺体を撮影し記録として残しておくものとする。

(イ) 死体がいり災地から漂流してきたものであると推定できない場合は漂着地域の市町長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」により処理するものとする。

3 死体の埋葬

(1) 実施責任者

ア 市町長が実施する。

イ 災害救助法が適用された場合

原則として、知事が行い、市町長がこれを補助する。

(迅速に行うため必要と認めるときは法第13条第1項の規定により、市町長が行う)

ウ 被害が甚大で市町の火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能となった場合、県は長崎県広域火葬計画に基づき実施するものとする。

(資料編13 長崎県広域火葬計画)

(2) 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(3) 埋葬の方法

- ア 原則としては火葬とするが、慣習又は状況により土葬する。
- イ 棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務の提供を原則とする。

4 救助法による実施基準

(1) 国庫負担限度額

ア 死体の搜索

- (ア) 舟艇、機械器具等の借上費又は購入費
- (イ) 修繕費
- (ウ) 燃料費

イ 死体の処理

- (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理

1体当たり3,600円以内

- (イ) 死体の一時保存

既存の建物利用 - 借上費の実費

既存の建物が利用できない場合 - 1体当たり5,700円以内

(ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合、当該地域における通常の実費を加算できる)

- 検案 - 当該地域の慣行料金の額以内

ウ 死体の埋葬

- (ア) 大人(満12才以上) 1体当たり226,100円以内
- (イ) 小人(満12才未満) 1体当たり180,800円以内

(2) 期間

災害発生の日から10日以内に完了。

第 5 節 食糧供給計画

(福祉保健課：農産園芸課：農林水産省)

1 災害におけるり災者および災害応急対策要員等に供給する食糧

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」の第 4 章 第 11 によるものとする。(農林水産省農産局長通知)

(1) 食糧等の供給責任体制(市町・県)

被災地域のり災者等に対する食糧品等の供給は、当該被災地を管轄する市町がこれを実施する。

(2) 主食の応急供給(市町・県・農林水産省)

ア 供給数量の基準

供給を要する事態	供給品目	供給数量
1. り災者に対し炊出し等による給食を行う必要がある場合	米穀	市町長が希望する数量
2. 災害により販売機能が混乱通常の販売ができなくなったため、一般の米穀小売店を通じないで供給を行う必要がある場合	同上	同上
3. 災害地における救助作業に従事する者に対し、供給を行う必要がある場合	同上	同上

イ 市町長の手続

(ア) 応急供給を行うべき事態が生じた場合は、市町長は知事に対し農林水産省農産局長の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」の第 4 章 第 11 に基づき災害救助用米穀の供給数量及び取扱者を申請し、その承認後供給を受け、り災者等に対する供給又は給食を実施する。

(イ) 市町長は災害救助法により、り災者等に対し、炊出しその他による給食を実施した後は、速やかにその概要を知事に報告し必要な指示を受けるものとする。

(ウ) 市町長が知事の補助機関として炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、各炊出し等の現場に実施責任者を定め、おおむね次の帳簿を備え必要な事項について記録するものとする。

- a 食品給与物品受払簿
- b 炊き出し給与状況
- c その他関係証拠書類

ウ 知事の手続

(ア) 市町長の申請に基づき応急供給を行う際給食又は供給を行わせることを適当と認める者を取扱者として指定する。

(イ) 災害救助法等が発動され、災害救助用米穀が必要と判断された場合は、農林水産省農産局長に引渡を要請し、売買契約の締結後、知事又は知事の指定する引取人から引渡しを受ける。

(3) 応急食糧緊急引渡

ア 交通、通信の途絶等重大な災害の発生により、通常の応急供給手続きによっては、供給又は給食を実施することが不可能な場合には、市町長は農林水産省農産局長通知の「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」の第4章 第11により実施するものとする。

(4) 災害救助法による食糧供給

ア 実施責任者

災害救助法が適用された場合

(ア) 法第13条第1項の規定により市町長が行う。

(イ) 上記以外の場合、知事が行い、市町長がこれを補助する。

イ 食品の給与対象者

(ア) 避難所に避難している者

(イ) 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事の出来ない者

ウ 食品の給与の方法

炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

エ 食品の給与のための費用

(ア) 国庫負担対象経費

a 主食費

b 副食費

c 燃料費

d 雑費

(イ) 国庫負担限度額

1人1日当たり1,330円以内とする。

オ 食品の給与の期間

災害発生の日から7日以内。

2 応急食糧確保対策

災害時における応急用米穀の取扱い

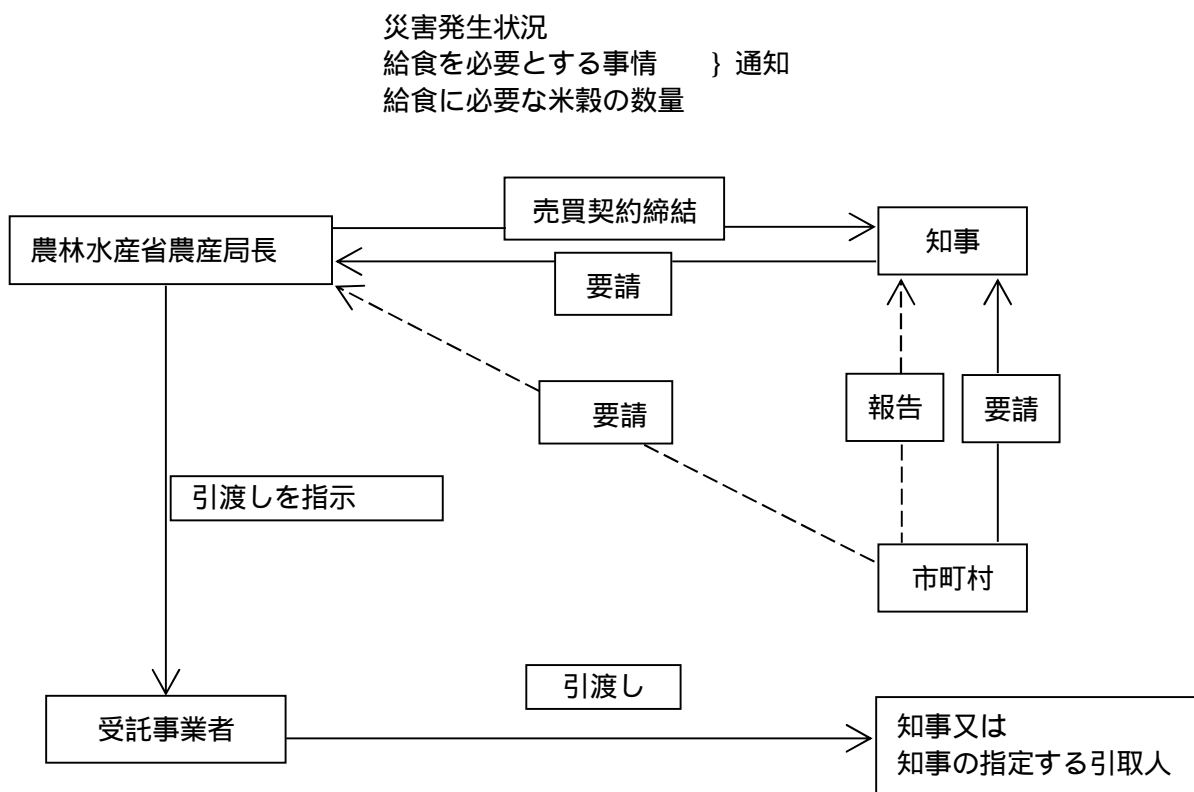
(1) 知事は、地震、大火災、風水害、雪害等非常災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合において、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情、及びこれに伴う給食に必要な米穀(以下「応急用米穀」という。)の数量等を農林水産省に要請するものとする。

なお、市町長が直接、農産局長に対し要請を行った場合は、必ず市町担当者から報告及び要請書の写しを受ける。

(2) 農林水産省は、(1)の要請を受けたときは、受託事業者に対し知事又は、知事の指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すようを指示する。

なお、災害救助法(昭和22年法律第118号)が発動された場合における、政府所有米穀の知事への緊急引渡手続については、別に定めるところによるものとする。

災害時における応急用米穀の処理図



市町長は、通信、交通が途絶し知事に応急配給申請ができないときは、直接、農林水産省農産局長に要請することができる。

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（第 4 章 第11抜粋）

（平成21年 5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）

（最終改正 令和 6年 3月 2 9日付け5農産第4952号農産局長通知）

第 4 章 政府所有米穀の販売

通常時の販売

第11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)が発動され、救援を行う場合

(2)(1) の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする。

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける。

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

(ア) (1) のアの場合は、30 日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3 か月以内)であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1)のイの場合は、3 か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続を行う。

(1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書(案)様式 4 - 24) により契約を締結する。

(2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の

状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1) 及び (2) の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書(案)(様式 4-24)により契約を締結するものとする。

第6節 衣料品及び生活必需品供給計画

(福祉保健課・男女参画・女性活躍推進室)

本計画は災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品をそう失、又はき損し、災害時の混乱のため、これらの物資等を直ちに入手することが困難なり災者に対して、これらの物資等を給与することによって、災害時における民心の安定を図るために定めたものである。なおその際には、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施責任者

- (1) 救助法を適用するに至らない災害の場合は、市町が行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合
 - ア 法第13条第1項の規定により市町長が行う。(り災者に対する配分)
 - イ 上記以外の場合、知事が行い、市町長がこれを補助する。(物資の購入及び輸送)
- (3) 市町限りで処理できないときは、隣接市町、県、その他の関係機関の応援を求めて実施するものとする。

2 給与の方法

- (1) 救助物資は、備蓄物資の放出によるものとするが不足ある場合は、一括購入する。
- (2) 救助物資の購入計画
 - 知事は、各市町ごとの、世帯構成別被害状況等に基づき、備蓄物資の品目別在庫数量を考慮のうえ、救助物資の購入計画を樹立するものとする。
- (3) 救助物資の配分
 - ア 知事は、各市町ごとに世帯構成別被害状況等に基づき救助物資の配分計画を立て、市町長に指示するものとする。
 - イ 市町長は、知事が示した配分計画に基づき、各り災者の被害の程度、世帯構成員数に応じて救助物資を配分するものとする。

3 給与する品目

品目	内容
寝具	毛布、タオルケット、布団等
衣料	作業衣、学童服、スカート、下着類
炊事用具	鍋、釜、バケツ、湯沸等

4 給与対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むこと

が困難な者

5 国庫負担限度額

世帯構成 員	季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加 算
全壊 全焼 流失	夏	円以内 19,800	円以内 25,400	円以内 37,700	円以内 45,000	円以内 57,000	円以内 8,300
	冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
	冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800

(注) 夏季 4月～9月 冬季 10月～3月

6 期間

災害発生の日から10日以内に完了。

第7節 給水計画

(水環境対策課：福祉保健課)

被災地における飲料水の供給については、市町長が実施しなければならない。従って、市町長は、あらかじめ次の事項についての計画を樹立しておく必要がある。

1 補給水利の種別、所在、水量

市町行政区域内及び隣接市町の上水道、簡易水道等の所在及び給水能力を確認しておくこと。

2 給水量

応急給水用の水量は災害発生から3日間は1人1日当たり3リットル、その後は20リットルを目標とする。

3 給水方法

(1) 第1次として給水車による周辺水道よりの運搬給水

(2) 第2次として被災水道施設の応急復旧対策

4 給水用機材の確保

(1) 給水車又は給水用タンク及び運搬用トラック

(2) その他必要な燃料、浄水用の薬品及び資材

5 その他必要とする事項

大災害により被災者が2,000人以上又は数ヶ地区に及ぶ場合は、自衛隊、日赤のろ水給水班の出動を要請する。

6 災害救助法による飲料水の供給

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合

ア 法第13条第1項の規定により市町長が行う。

イ 上記以外の場合、知事が行い、市町長がこれを補助する。

(2) 対象者

災害のため現に飲用水を得ることができない者

(3) 飲料水供給のための費用

ア 国庫負担対象経費

(ア) 水の購入費

(イ) 給水又は浄水に必要な機械器具の借上費

(ウ) 修繕費

(エ) 燃料費

(オ) 薬品及び資材費

イ 国庫負担限度額

飲料水供給のための実費

(4) 給水期間

災害発生の日から 7 日以内。

第8節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

(福祉保健課：住宅課：防災企画課)

本計画は災害のため住家が滅失し、救助法が適用された市町で、り災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対し居住のため必要な最少限度の部分を応急的に補修してり災者の居住安定を図るために定めるものである。

1 応急仮設住宅の設置

県は、応急仮設住宅の建設用地として被災市町内の公有地の確保に努めるとともに、災害の規模、態様に応じ、他の市町有地、国有地、企業等の民有地の提供を受けること等により、必要な用地の確保を行う。

建設用地については、市町と連携して浸水や土砂災害等に対する安全性を点検、その適地をあらかじめ選定し、リスト化するとともに、可能な限り土地所有者等の同意を得ておくものとする。

また、必要に応じて、市町と連携して、公営住宅等の空家を応急仮設住宅として活用するとともに、民間賃貸住宅や企業の社宅・寮の空家の応急仮設住宅としての活用についてその所有者等に要請するものとし、あらかじめ借り上げ基準、入居者選定基準、手続き等について定めておく。

さらに、災害連携協定締結団体との最新供給体制の共有と情報交換を行うとともに、建設型応急住宅の供給にあたっての、関係部局、市町、災害連携協定先との共同机上訓練に努める。

(1) 実施責任者

救助法が適用された場合は、原則として知事が行う。

(2) 入居対象者

次の各号に該当するものであること。

- ア 住家が全壊、全焼、流失し居住する住家がない者
- イ 自らの力では住家を得ることができない者

(3) 供与の方法

応急仮設住宅は、建設し供与する建設型応急住宅、民間賃貸住宅を借上げて供与する賃貸型応急住宅、又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

(ア) 規模

1戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

(イ) 国庫負担限度額

設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,883,000円以内とする。

(ウ) 着工

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置

(エ) 貸与期間

建設完了の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。

イ 賃貸型応急住宅

(ア) 規模

世帯の人数に応じてアの（ア）に定める規模に準じる。

（イ） 国庫負担限度額

家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額。

（ウ） 借上

災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供するものとする。

（エ） 貸与期間

アの（エ）と同様の期間とする。

2 住宅の応急修理

（1） 実施責任者

救助法が適用された場合は、原則として知事が行う。（法第13条第1項の規定により市町長が行うこととした場合は、当該市町長が行う。）

（2） 応急修理の対象者

次の各号に該当する者であること。

ア 災害のため住家が半壊半焼、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理できない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

（3） 修理の範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分。

（4） 修理の期間

災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項の特定災害対策本部、同法第24条第1項の非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項の緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内）に完了。

（5） 費用

国庫負担限度額 1世帯当たり次に掲げる額以内

ア イに掲げる世帯以外の世帯 717,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
348,000円

第9節 障害物の除去計画

(福祉保健課：道路維持課：河川課：港湾課
：漁港漁場課：海上保安部)

災害時に際して、土石、立木及び災害を受けた工作物等、障害物を除去し災害の拡大防止と、交通路の確保等災害応急措置を迅速的確に実施するため次の要領により計画をたてる。

1 豪雨又は河川等の溢水、地すべり等に基因して崩土、又は岩石落下による道路の閉塞等の災害に関して次のような計画をたてる。

- (1) 崩土により土砂、立木又は落石等により道路を閉塞する場合、各出先機関にて予想される個所について予め集積又は捨土個所を選定しておくこと。
- (2) 障害物除去に必要な車輛、重機械器具等を常に点検整備し、随時使用出来るようにしておくこと。
- (3) 災害の程度により他より車輛、器材等を求める必要がある場合を考慮して、県建設機械公社、建設技術センターと充分連繫をとること。
- (4) 応急復旧に要する所要人員の明細は、車輛器材及び災害の程度を考慮し出先機関において対処し得るよう計画しておくこと。
- (5) 以上の他必要な事項については、出先機関の長において、臨機の処置をとり随時出動し得る態勢を確保しておくこと。

2 航路その他、海上交通の障害となる物件については、応急的に海上保安部又は港湾管理者或いは漁港管理者において、状況調査及び除去の指導ならびに航行警報、報道機関等による周知の方法を講ずる。

3 災害救助法による障害物の除去

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合は原則として知事が行う。(法第13条第1項の規定により市町村長が行うこととした場合は、当該市町村長が行う。)

(2) 障害物除去の対象

次の各号に該当するものであること。

ア 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあること。

イ 自己の資力では、障害物の除去ができない者

(3) 除去の範囲

日常生活に欠くことのできない場所に流入した障害物に限る。

(4) 除去のための費用

ア 国庫負担対象経費

(ア) 機械器具等の借上費又は購入費

- (イ) 輸送費
- (ウ) 賃金職員等雇上費 等
- イ 国庫負担限度額
 - 1 世帯につき140,000円以内
- (5) 除去の期間
 - 災害発生の日から10日以内に完了

第10節 義援金品募集配分計画

(福祉保健課：日本赤十字社長崎県支部：県共同募金会)

本計画は、災害によるり災者に対する義援金品の募集、保管及び配分方法についてあらかじめ定めるものである。

1 義援金の配分

県及び市町は、義援金については、以下の義援金募集配分計画により募集及び配分を行う。

義援金募集配分計画

本計画は、原則として大規模災害による被災者に対する義援金の募集、保管及び配分方法についてあらかじめ定めるものとする。

(1) 実施機関

県、市町、日本赤十字社長崎県支部、長崎県共同募金会

(2) 募集要領

各実施機関を構成団体とする、義援金募集(配分)委員会を組織し、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得ながら応募について周知を図るものとする。

(3) 保管

個人、法人及び各種団体等から送付されたり災者に対する義援金は各実施機関において受領し、義援金受付簿において管理するとともに厳重に保管するものとする。

(4) 配分

各実施機関で受領した義援金は、これを一括し、義援金募集(配分)委員会において、配分方法を決定し、被災市町を通じ被災者に配付する。

特定市町及び指定使途寄付金については、寄付者の主旨を体し速やかに配付する。

2 義援物資の受け入れ

(1) 県及び市町は、関係機関の協力を得ながら、避難所等の被災者の物資のニーズを把握し備蓄・調達の状況を踏まえ、義援物資について受け入れを希望するもの、受け入れを希望しないものを整理し、その内容のリスト及び送り先を国の非常本部並びに、報道機関やホームページを通じて、国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改訂するように努める。

(2) 県は、義援物資の要請・受け入れ・配分を的確に行うため、緊急物資の備蓄・調達、輸送配布と合わせて一元的に管理・運営体制を整備する。

(3) 市町は、避難所等における義援物資のニーズ把握や支給については、民間団体やボランティアと連携して、状況に即してきめ細かく行うよう努める。

3 その他

(1) 災害支援制度

長崎県共同募金会は、国内において災害救助法第2条に規定する災害及び厚生労働省令で定める災害が発生した場合、ボランティア活動や活動拠点事務所の立上げ、あるいは損壊した福祉施設の建物・設備の復旧等を支援するため、「災害支援制度運営要綱」に基づき、その活動経費等の一部を援助する。

また、他県で発生した同様の災害に対しても、中央共同募金会の要請により、「準備金」の中から必要額を被災県共同募金会へ拠出する。

第11章 保健衛生計画

第 1 節 保健医療に係る対策

(医療政策課：地域保健推進課：薬務行政室：障害福祉課：生活衛生課)

1 被災地の状況把握

非常災害時に迅速かつ適切な保健医療サービスを提供するためには、情報を迅速かつ正確に把握することが重要であることから、県及び被災地保健所は、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等の情報共有に関するシステムを活用する等により、以下の事項について情報収集を行う。

- (1) 被災地の衛生行政機能の被災状況
- (2) 施設・設備の被害状況
- (3) 診療(施設)機能の稼働状況
- (4) 職員の被災状況、稼働状況
- (5) 医療品等及び医療用資器材の受給状況
- (6) 施設への交通状況 等

2 県における保健医療福祉活動の総合調整の実施

県及び保健所は、大規模災害が発生した場合には、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」(令和4年7月22日付け科発0722第2号、医政発0722第1号、健発0722第1号、薬生発0722第1号、社援発0722第1号、老発0722第1号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害福祉保健部長、老健局長通知)及び「災害医療コーディネーター活動要領及び災害時小児周産期リエゾン活動要領」(平成31年2月8日付け医政地発0208第2号)に基づき、市町と連携して、以下の措置を講ずる。

- (1) 長崎県災害対策本部の下に、災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整を行うため、福祉保健部長は福祉保健部内に保健医療福祉調整班を設置し、以下の措置を講じる。また、災害が発生した地域を管轄する保健所長は、保健所内に地域保健医療福祉調整班を設置すること。
- (2) 保健医療福祉調整班及び地域保健医療福祉調整班において、県における災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整として、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院からの救護班、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会(災害支援ナース)日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)、日本栄養士会災害支援チーム(JDADAT)、保健師等(以下この項において「保健医療活動チーム」という。)並びに災害派遣福祉チーム(DWAT)等の保健医療福祉活動従事者の派遣調整、保健医療活動に関する情報連携(保健医療活動チームに対する避難所等での保健医療活動の記録等のための統一的

- な様式の提示を含む。)並びに保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析を行うこと。
- (3) 保健医療調整班は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災県以外の都道府県等に対し、保健医療福祉調整班における業務を補助するための人的支援等を求めること。
 - (4) 保健医療福祉調整班に県災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)統括、県災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターを配置し、助言及び支援を受けて保健医療福祉活動の総合調整を行うこと。

3 被災地における指揮調整機能の維持

(1) 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣

県は、災害が発生し、保健医療福祉調整班が設置され、被災都道府県外からの保健医療活動チームの受援調整が必要になるなど、県内の保健所、保健所設置市の相互支援では保健医療福祉活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援要請をする。

県は地方公共団体間の相互応援協定等に基づき被災県以外の都道府県等へ災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援要請を行うことができるが、都道府県間での調整が整わないときは、厚生労働省健康・生活衛生局に対して応援派遣に関する調整の依頼を行う。

(2) 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の活動

被災地に応援派遣された健康危機管理支援チーム(DHEAT)は、災害時保健医療福祉対策に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう、県保健医療福祉調整班及び被災地の保健所を支援する。

4 保健医療活動従事者の確保

(1) 医療救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の派遣

県は、被災地の被災者の医療対策のために必要があると認めるときは、長崎DMAT指定病院に長崎DMATの派遣を要請する。

県は、被災市町等から医療救護の派遣要請があった場合や被災地の状況を踏まえ医療救護の派遣が必要と認めた場合は、各種協定に基づき、基幹災害医療センター、被災市町以外の地域災害医療センター、長崎県医師会、長崎県歯科医師会、長崎県薬剤師会、長崎県看護協会、長崎県栄養士会、長崎災害リハビリテーション推進協議会または九州・山口各県に保健医療活動従事者の派遣について要請する。なお、これらの団体は、緊急やむを得ない場合は、自らの判断に基づき速やかに救護班を派遣する。なお、自らの判断により救護班を派遣する場合は、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。

県は、状況により、被災地において精神保健医療活動の支援を行うため、専門的な研修を・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム(DPAT)を派遣する。また、県に必要に応じて、被災県以外の都道府県に、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣

を要請する。

日本赤十字社長崎県支部は、あらかじめ県と締結した委託契約に基づき、自らの判断に基づき速やかに救護班を派遣する。なお、自らの判断により医療救護班を派遣する場合は、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。

医療救護班の派遣に係る調整は、次により行うことを基本とする

(2) 救急患者及び医療活動従事者の搬送体制の確保

県は、災害拠点病院等への救急患者の搬送について、必要に応じ、緊急輸送関係機関に車両、ヘリコプターによる救急搬送体制の確保を要請する。

県は、医師、看護師等の医療救護班の緊急輸送について、必要に応じ、緊急輸送関係機関に要請する。

5 被災地における医療・保健の確保

(1) 医療施設への電気、ガス、水道の確保

被災地内の医療機関は、建物・医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、ライフライン事業者へ要請する。

県及び被災市町は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるようにライフライン事業者へ要請する。

県及び被災市町は、ライフラインの復旧までの間、医療施設への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。

県は、医療施設への給水の確保のために必要な調整を行う。

(2) 救護所及び避難所救護センターの設置

被災地保健所及び被災市町は、被災状況等を勘案し、適時適切な場所に救護所及び避難所に併設して被災者に医療を提供する施設（以下「避難所救護センター」という。）を設置し、運営する。なお、救護所及び避難所救護センターを設置した場合は、設置場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。

避難所救護センターの設置運営にあたっては、次の点に留意する。

- ・設置に当たっては、被災地における医療施設の稼働状況や復旧場を勘案すること。
- ・避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適宜適切な対応を行うこと。
- ・必要に応じ、県歯科医師会の協力のもと、歯科巡回診療車の配備及び携帯用歯科診療機器の確保等を行うこと。

(3) 医療機器の修理及び交換

県は、必要に応じ、被災地内の病院等に設置されている医療機器の修理・交換を医療機器関係団体等に要請する等支援を行う。

(4) 医療施設の入院患者等に対する安全対策

医療施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入院患者等の安全を確保する。

入院患者等の避難を実施するにあたって、マンパワーの不足、移送先医療施設の調整が必要な場合は、医療施設からの要請により、県及び市町はマンパワーの確保、移送先医療施設の斡旋等の支援を行う。この場合、県は必要に応じ、九州・山口各県に応援を要請する。

6 公衆衛生医師、保健師・管理栄養士等による健康管理

(1) 健康管理に必要な情報の収集・共有化

県及び被災市町は、避難所等の被災者の健康管理を適切に実施するため、速やかに避難所等の衛生状況など健康管理活動に必要な情報を収集し、厚生労働省健康・生活衛生局に報告するとともに、関係者間で共有する。なお、被災市町がその被災状況等により、情報収集ができない場合には、県が保健所等と連携して実施する。

(2) 被災者への健康管理活動

県及び被災市町は、以下により被災者の健康管理を行う。

公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行うこと。

保健所等において、保健師等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行うこと。

保健所等において、被災県及び市町以外の都道府県及び市町村から被災県及び市町に派遣されて支援にあたる救護班当の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整を行うこと。

被害状況等を踏まえ、保健所等において、(2)及び(3)を行うことが困難であると判断される場合には、当該保健所等を支援するため、県内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等を当該保健所等に応援・派遣すること。

健康管理に関する業務を担当している部局は、食料調達に関する業務を担当している部局と連携しつつ、管理栄養士等により、被災者に対する食事の確保及び食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努めること。

被害が甚大で避難生活が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者の健康管理を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者の健康管理のための実施計画の策定等により、計画的な対応を行うこと。

避難所等で生活する妊産婦及び乳幼児並びに被災した子どもたちに対する心身の健康管理の支援の留意点について、被災地で専門的な支援にあたる保健師、助産師、看護師等に対して周知すること。

(3) 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣受入

県及び被災市町は、被災者の健康管理に関し、管内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等のみによる対応が困難であると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17、災害対策基本法第30条第2項及び第74条の規定等により、その他の都道府県市町村に公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援要請をする。

県・被災市町は、被災者の健康管理に際し、管内の公衆衛生医師、保

健師、管理栄養士等のみによる（２）への対応が困難であると認めるときは、必要に応じ、厚生労働省健康・生活衛生局に被災都道府県・市町村以外の都道府県及び市町村からの公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援要請をする。

7 医薬品等の供給

（１）被災地の状況把握

県は、医師会、薬剤師会、医薬品卸業組合等を通じ、被災地内の医薬品の在庫、需給状況を把握する。

（２）医薬品等の確保及び供給

県は、被災市町から医薬品の調達について要請があったときは、災害用の備蓄医薬品等の活用や長崎県医薬品卸業組合等への供給要請を行う。

県は被災市町から血液の供給の要請があったときは、長崎県赤十字血液センター、長崎県赤十字血液センター佐世保出張所に協力を要請する。

（３）医薬品の仕分け及び管理

県及び被災市町は、救護所、医薬品等集積所、避難所等における医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導の実施について、長崎県薬剤師会に要請し、医薬品等の迅速な供給及び適正使用を図る。

8 防疫対策

県及び被災市町は、必要に応じ、以下の家屋内外の消毒等の防疫活動を行うものとする。

県及び被災市町は、「災害防疫実施要綱」（昭和 40 年 5 月 10 日衛発第 302 号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省公衆衛生局長通知）により策定された防疫計画に基づき、次の点に留意しつつ、災害防疫活動を実施する。

県は、災害発生時の生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に備え、被災市町に対する迅速かつ強力な指導を徹底し、感染症流行の未然防止に万全を努めること。

県は、被災市町から要請があったときは、防疫に必要な器具機材等の調達・要請を行うこと。

夏場に災害が発生した場合や大雨や台風による河川の増水により洪水の発生が想定される場合には、衛生状況の悪化や汚染地域の拡大により、防疫に必要な器具器材が不足することも想定されるため、県は、必要に応じ、九州・山口各県に対して速やかな応援要請を行うこと。

冬場に災害が発生した場合には、インフルエンザ等が避難所において流行することが考えられるため、県及び被災市町は手洗いの励行、マスクの活用とともに、十分な睡眠の確保、清潔維持などを心がけることについて、被災者に対して注意喚起を行うこと。

避難所は、臨時に多数の避難所を収容するため、衛生状態が悪化し、感染症発生の原因となる可能性があることから、被災市町は、簡易トイレ等の消毒を重点的に強化すること。また、避難所の施設の管理者を通じて衛生に関する自主的組織を編成するなど、その協力を得て防疫に努めること。

被災市町を管轄する保健所は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、県へ感染対策チーム（DICT）の派遣を要請すること。県は日本環境感染学会等と連携し対応を調整する。

県及び被災市町は、保健医療に係る災害応急対策を実施している本部等に、感染症に関する十分な知見を有する医師等を常駐させるように努めること。

県及び被災市町は、迅速に、避難所における衛生状況、防疫対策の実施状況等を把握し、保健医療に係る災害応急対策を実施している本部等に情報を集約させるよう努めること。

9 個別疾患対策

(1) 人工透析

県及び被災市町は、公益社団法人日本透析医会が県に伝達する人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況に係る情報に基づき、広報誌、報道機関を通じて、的確な情報を提供することにより、慢性腎障害患者、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対し、人工透析受療の確保を図る。

県は、公益社団法人日本透析医会が提供する透析医療機関における水・医薬品等の確保に関する情報に基づき、必要な措置を講ずる。

(2) 難病等

県は、難病患者等の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握するとともに、広報誌、報道機関等を通じて的確な情報を提供することにより、難病患者の受療の確保を図る。

県は、把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずる。

(3) アレルギー疾患

厚生労働省健康・生活衛生局は、平時から、避難所における食物アレルギー疾患を有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時において、関係学会等と連携し、ウェブサイト

やパンフレット等を用いた周知を行い、アナフィラキシー等の重症化の予防に努める。

県及び市町は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

10 食品による健康被害防止対策

県は、被災者等の食品による健康被害防止対策として、食中毒予防についての周知を図るとともに以下の対策を行う。

(1) 保健所等による、ボランティア等の食事提供者及び被災者に対する食中毒防止に対する指導・助言

11 動物対策

(1) 犬・猫等の愛玩動物の保護対策

県及び被災市町は、動物愛護及び管理の観点から、獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、震災により飼い主と離れ、あるいは負傷した犬・猫等の愛玩動物の保

護や飼育に関して、以下のような対策を行う。

県

長崎県動物救護本部を設置し、被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行う。

被災市町に対し、愛玩動物との同行避難に対応した避難所運営について助言を行う。

必要に応じて、九州・山口 9 県災害時愛護動物救護応援協定に基づく応援要請を行い、愛玩動物の一時預かり先を確保するよう努める。

被災市町

愛玩動物との同行避難に対応するために、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮したペットスペースの確保に努める。

管内の被災状況を把握し、必要な物資等に関する情報を収集する。

第 2 節 防疫計画

(地域保健推進課：医療政策課)

浸水等のあとで発生する感染症の予防を図る防疫計画は、次によるものとする。

1 防疫活動組織

- (1) 1 日編成可能班数 (各保健所それぞれ防疫班 1、消毒班 1) 各市町においても編成
- (2) 出動時間 8 時間 (実働時間) 現地状況で延長される。
- (3) 防疫対策 健康診断 (検便)、清潔法、消毒法、そ族昆虫駆除

2 防疫業務の実施基準

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下「法」と略記) 第 27 条の規定により知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、規則第 14 条に定めるところに従って行う。
- (2) 物件に係る措置
法第 29 条の規定により知事の指示に基づき実施する。
実施にあたっては、規則第 16 条に定めるところに従って行う。
- (3) ねずみ族、昆虫等の駆除
法第 28 条の規定により知事の定める地域内で、知事の命令に基づき実施する。
実施にあたっては、規則第 15 条の規定により定められたところによる。
(薬剤の所要量は日本公衆衛生協会発行の災害防疫事務提要に記載された算出基準により実施のこと)

3 防疫実施方法

各市町において実施する。
代執行をもって実施することもある。
(災害の状況により出動編成班数を増員することもある。)

4 防疫活動に必要な携行資材補給方法

各市町において県下業者より購入する。
代執行の場合は、福祉保健部福祉保健課において購入手続きを行い補給する。

5 備蓄資材の在庫場所、資材名、調達順序、調達先所管

- (1) 備蓄資材の在庫場所
各市町卸業者
- (2) 資材名
クレゾール、石炭酸、逆性石けん、次亜塩素ソーダ、さらし粉、ホルマリン、石灰、その他破傷風血清、蛇毒血清等
- (3) 調達順序
卸業者より市町
○ 代執行の場合
県福祉保健課 卸業者 現地保健所 現地
- (4) 調達先 資料編 10 - ウ 防疫用薬剤等調達先調

第 3 節 災害廃棄物処理

(資源循環推進課)

1 災害廃棄物処理に係る防災体制の整備

(1) 一般廃棄物処理施設の耐震化等

ア 市町は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努める。

イ 市町は、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。

ウ 県は、市町が行う一般廃棄物処理施設の耐震化に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

(2) 災害廃棄物処理計画

ア 災害廃棄物は、一般廃棄物に位置づけられるものであり、市町が包括的な処理責任を負っているため、市町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町災害廃棄物処理計画を策定し、以下の措置を行うよう努める。

(ア) 近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備すること。

(イ) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

(ウ) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。

(エ) 生活ごみを含めた災害廃棄物(地震や大雨等の災害により発生する木くず、コンクリートがら、金属くず等の廃棄物)の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみを含む災害廃棄物の広域的な処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。

災害廃棄物の仮置き場については、関係者と協議の上、その候補地をあらかじめ選定しておく。

(オ) PCB やアスベスト等の有害廃棄物について、あらかじめ使用状況の実態や保管等の状況を把握する。

イ 県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方について、県災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(3) 協力・支援体制の構築

ア 県は、災害廃棄物の広域処理に関し、支援及び被支援自治体からの問い合わせに対応できる窓口としての調整機能を果たす。

イ 県は、国の九州ブロック災害廃棄物対策行動計画や九州・山口 9 県との相互支援協定に

に基づき、職員派遣などの人的支援、被災県における被災状況の把握や必要な支援を行う。
ウ 災害の状況によっては、環境省の専門チームである D . W a s t e - N e t (災害廃棄物処理支援ネットワーク) も活用する。

2 災害廃棄物の処理

(1) 被災地の状況把握

県は、発生直後から、市町を通じて、施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害と災害廃棄物の発生量見込み等について情報収集を行う。

(2) 災害廃棄物処理実行計画

被災市町は、災害廃棄物を処理するにあたって、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況を把握したうえで、処理フローや仮置場の設置及び管理、焼却処理、最終処分場等の処理方法など、具体的な実施事項を整理した災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。

(3) 支援要請

ア 被災市町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、県に対して支援を要請する。

イ 県は、県内の市町及び災害支援協定を締結した関係団体等に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。

ウ 県は、被災状況から判断して県外の広域処理が必要と判断した場合には、国や近隣県に支援要請を行う。

(4) し尿処理

ア 被災市町は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置をできる限り早期に完了する。なお、仮設トイレの設置に当たっては、障害者への配慮を行う。

イ 被災市町は、水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

(5) 生活ごみの処理

ア 被災市町は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも災害発生数日後には生活ごみの収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

イ 県は、市町の要請に応じて、資機材の調達支援、近隣市町等への収集・処理の協力要請あるいは広域処理体制整備など、収集・処理の早期開始のための支援を行う。

(6) その他の災害廃棄物の処理

ア 市町は、発生した災害廃棄物を一次仮置場に搬入させ、粗選別を行った後、二次仮置場で破碎・選別等の処理を行い、出来る限りリサイクルに努める。その後、焼却処理など減量化を図り、埋立処分を行う。

イ 処理にあたっては、再資源化・減量化のため、廃棄物の種類に応じた処分方法に留意し、処理フローを作成して処理を実施する必要があるが、その処理の行程等ごとに必要な事項

について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

行程等	主な事項
収集運搬体制	体制の構築、収集・運搬ルート計画、必要な人員・資機材の確保
仮置場	仮置場の選定、必要面積の算定、設置、搬入・搬出、管理方法
処理施設	破碎・選別施設、仮設焼却炉の設置検討
損壊家屋の解体・撤去	撤去等に関する指針の概要
避難所ごみ処理	ごみの排出区分
離島における災害廃棄物処理対策	島内処理と島外処理
環境対策・モニタリング	モニタリングの目的、項目
津波堆積物	基本的処理フロー
特別な対策が必要となる廃棄物	有害廃棄物・危険物、廃家電製品、廃自動車、廃二輪車、太陽光発電設備、腐敗性の強い廃棄物、思い出の品等

第12章 貯木及び在港船舶対策計画

(港湾課：漁港漁場課：海上保安部)

災害発生時に際して流木による被害及び在港船舶の危険を防除するため、次により対処するものとする。

1 貯木対策

台風、高潮、津波等により沿岸貯木場、その他臨海港湾施設等からの流木等により、二次的に多大な損害が予想される場合、海上保安部、港湾管理者又は漁港管理者において、その実情を調査把握し流出防止と除去措置を講ずる。

流出防止措置としては、各貯木場において水門、囲壁、けい止柱の異常の有無を確認し、災害が予想されるときは所有者等に対して各所の補強、海面貯木の揚陸揚、移動、筏師の増員、曳船の準備等を指導勧告する。

除去措置としては、海上保有者等に曳船、筏師等により揚収させる。

なお、船舶の航行に支障がある場合の流木等については、海上保安部又は港湾管理者或いは漁港管理者により応急的な措置をなす。

「臨時貯木場の所在、面積、貯木能力」は、別表のとおりである。

別表

貯木場の所在、面積貯木能力

陸上 水上 の別	管理者	所在	面積 (m^2)	貯木能力 (m^3)	摘要
陸上	池島鋳業所	長崎市外海町池島郷70	12,000	4,000	陸上は、海岸線附近にあるもので一部は貯木場として利用されているが殆どが仮置場である。
"	西海市町 大瀬戸	西海市大瀬戸町板ノ浦郷	2,500	700	
"	西海市町 西海	" 西海町七ツ釜2861 - 2	1,000	500	

陸上 水上 の別	管理者	所在	面積 (㎡)	貯木能力 (m ³)	摘要
陸上	東彼杵郡森林組合	東彼杵郡川棚町百津郷39 - 125	2,452	1,500	松浦市有地 壱岐市有地
"	長崎北部森林組合	北松浦郡佐々町松瀬免463 - 3	4,000	2,000	
"	長崎南部森林組合 (大村支所)	大村市東大村1丁目2621 - 2他	2,600	1,300	
"	平戸市森林組合	平戸市宝亀町91 - 1	2,000	1,000	
"	五島森林組合	五島市吉田町3110 - 8	1,000	300	
"	長崎南部森林組合 (諫早支所)	諫早市本野町1491 - 1	3,000	1,500	
"	五島森林組合 (上五島支所)	新上五島町三日ノ浦郷 字浦底261 - 11	500	100	
"	長崎南部森林組合 (西海支所)	西海市大瀬戸町瀬戸西浜郷 1264 - 1他	5,000	2,500	
"	雲仙森林組合	雲仙市小浜町南木指2912 - 1	2,100	500	
"	長崎北部森林組合 (松浦支所)	松浦市志佐町白浜免2086 - 2	4,700	1,500	
"	壱岐市森林組合	壱岐市芦辺町深江東触729 - 1	1,300	300	
"	対馬森林組合	対馬市美津島町大字洲藻820 - 7	5,900	1,050	

2 在港船舶対策

港内にある船舶の災害防止と救助について、海上保安部においては次の対策を講ずる。

- (1) 災害が予想されるときは、関連情報の伝達、早期避難の勧告、荒天準備の指導、避泊地への誘導、整理等を行い、避難状況を把握する。
- (2) 災害により人命、船舶の救助を要するときは、速やかに航空機、巡視船艇あるいは海上保安官を派遣して救助作業を実施する。

第13章 輸送及び交通対策計画

第1節 輸送計画

(交通政策課：福祉保健課：医療政策課：長崎運輸支局
：長崎空港事務所：JR九州)

本計画は、災害応急対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の輸送を迅速かつ確実に行うための必要な事項を定める。

1 実施機関

災害応急対策要員又はり災者、災害応急対策用物資及び機械等の輸送は災害応急対策を実施する県、市町又はその他の防災関係機関が行うものとする。

この場合、り災者の避難、傷病者の収容等に関する緊急輸送は第1次的には、市町が市町村地域防災計画に定めるところにより実施するものとし、他の防災関係機関は、市町が行う緊急輸送に積極的に協力するものとする。

2 輸送方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を充分調査し、最も迅速確実に輸送できる方法をもって行うものとする。

主なる輸送の方法は次のとおりである。

- (1) 車両による輸送(道路、鉄軌道によるもの)
- (2) 船舶による輸送(海上、河川によるもの)
- (3) 航空機による輸送(空路によるもの)
- (4) 人力による輸送

3 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の輸送の対象のうち主なものは、次のとおりとする。

(1) り災者の避難輸送

市町長、警察官等避難指示者の指示に基づき長距離避難のための輸送

(2) 医療及び助産のための移送

重傷患者で医療班で処置できないもの等の移送及び医療班の仮設する診療所への患者移送あるいは医療班関係者の移送等

(3) り災者救出のための輸送等

救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

(4) 飲料水供給のための輸送

飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器その他機械器具、資材等の輸送

(5) 救援用物資の輸送

り災者に支給する被服、寝具、その他生活必需品、炊き出し用食糧、学用品及び救助に必

要な医療衛生材料、医薬品等の整理配分のための輸送

(6) 死体そう索のための輸送

死体そう索のため必要な人員、資材等の輸送

(7) 死体処理のための輸送

死体処理のための医療班員あるいは衛生材料等の輸送並びに死体及び死体を移動させるため必要な人員等の移送

(8) その他災害応急対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の緊急輸送

4 車両、船舶及び舟艇等の確保

災害応急対策を実施する機関は自ら保有し、又は直接調達し得る車両、船舶及び舟艇等をもって輸送を行うものとする。ただし市町又はその他の実施機関はその車両等で不足する場合は、県に応急要請するものとし、県はその必要があると認めたときは適宜次の方法により所要の措置を講ずるものとする。

(1) 乗合・貸切バス、乗用車、バス及び貨物自動車

長崎運輸支局を通じ、バス・タクシー・トラック事業者等に協力を求める。

(2) 特殊自動車

運送業者所有のものについては、長崎運輸支局を通じ、建設業者所有のものについては、県土木部を通じ、業者の協力を求める。

(3) 舟艇

ア ボート 県危機管理課を通じボート業者に協力を求める。

イ 漁船 県水産部（漁政課）を通じ漁業協同組合に協力を求める。

ウ その他 県を通じて特定非営利活動法人長崎県水難救済会に協力を求める。

(4) 船舶

長崎運輸支局を通じ、旅客船事業者・内航海運事業者に協力を求める。なお、必要船舶数に不足が生じる等県独自では十分に応急措置が実施できない場合は、九州運輸局と協議のうえ、九州・山口各県に応援を要請する。

離島における災害救助又は救助物資の海上輸送及び陸上の交通がと絶した場合の輸送については、海上自衛隊、海上保安部又は長崎運輸支局にそれぞれ要請する。

5 鉄道、軌道機関への協力要請

県は、災害応急対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の輸送について、必要があるときは、鉄道、軌道機関に対して協力を要請するものとする。

6 航空機の要請

県は、災害応急対策の実施にあたり、交通と絶し、陸上による緊急輸送が困難であると認めるときは、航空機による輸送について自衛隊に要請する。その他の場合、長崎空港事務所と協議して行うものとする。

7 応援協力要請の手続き

災害対策実施機関は、他の災害対策実施機関又は関係各業者に対し、応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象、輸送台（隻）数等必要な輸送条件を明示して行うもの

とする。

8 従事命令による輸送の確保

通常の方法では、車両、船舶の輸送力を確保することが非常に困難であると知事が認めるときは、救助法第 7 条及び基本法第 71 条により従事命令を執行して輸送業者を輸送業務に従事させ、輸送の万全を期するものとする。

9 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送、あるいは車両等の借上げは、本県の地域における慣行料金（国土交通省の認可及び届出運賃料金以内）によるものとする。なお自家用車両等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送業者に支払う料金の範囲内（おおむね 8 割程度以内）で各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。

ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。運送費あるいは借上料の請求にあたって、債権者は輸送明細書（別記様式）を請求書に添付して提出するものとする。

10 救助法が適用された場合の緊急輸送

県（福祉保健部）が他の部局及び関係機関の協力を求めて、これを実施する。

ただし、事態が急迫したため、県の輸送措置をまついとまがないとき又は、特別事情があるときは、次の基準により市町長が、知事の補助機関としてこれを実施する。

(1) 輸送の範囲とその期間

輸送の範囲		輸送実施の認められる期間	
り災者の避難輸送		災害が発生し、又は災害が発生しようとする 1 両日	
医療に関する輸送		災害発生の日から	14日以内
助産に "		"	13日以内
り災者の救出に関する輸送		"	3日以内
飲料水供給のための輸送		"	7日以内
救 済 用 物 資 輸 送	炊出し用食糧調味料及び燃料の輸送	"	7日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	"	14日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	"	10日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から 1ヶ月以内、その他は15日以内	
死体そう索のための輸送		災害発生の日から	10日以内
死体処理のための輸送（埋葬を除く）		"	10日以内

(注) 輸送の範囲については、上記以外についてとくに必要な場合には事前に内閣総理大臣に協議し、その同意を得て実施することがある。

(2) 費用の基準

当該地域における通常の実費とし、おおむね次の経費とする。

ア 運送費（運賃）

イ 借上料

ウ 燃料費

エ 消耗器材費

オ 修繕費

(3) 輸送実施市町長の措置

救助法に基づく輸送の実施について必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

別紙様式

輸 送 明 細 書

ア 輸送明細

従事会社名				会社所在地			
車両番号				運転手名			
出庫時間	帰車時間	稼働時間	走行料数	請求金額	備考		

イ 作業内容

発地着地	作業内容料数（回数）	金額	摘要

第 2 節 交通応急対策計画

(交通政策課：道路維持課：港湾課：漁港漁場課
：県警察本部：海上保安部)

本計画は、災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な資器材等の緊急輸送を行うため、交通支障箇所の通報連絡、交通規制等について定める。

1 実施機関

交通規制は、次の区分により実施する。

実施機関	範 囲
道路管理者	(道路法第46条) 1 道路の破損決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会	(基本法第76条第1項、第76条の3第1項) 1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める場合。
	(道路交通法第4条第1項、第5条第1項、第6条第4項) 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。(公安委員会又は警察署長) 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合(警察官の行う一時的なもの)
港湾管理者	(港湾法第12条第1項、第4号の2) 1 水域施設(航路、泊地及び船だまり)の使用に関し、必要な規制
海上保安部	(港則法第39条) 1 船舶交通の安全のため必要があると認めるとき。 2 異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は混雑を生じるおそれがある場合、危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認めるとき。
	(海上保安庁法第18条) 1 海上保安官が、その職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき。

2 支障箇所の通報連絡

道路管理者は、その管理に属する道路、橋りょう等の支障箇所について必要に応じ関係機関に通報又は連絡する。

3 交通規制の実施要領

(1) 道路管理者

道路管理者は、災害時において危険箇所指定区間及び道路、橋りょう等交通施設の危険な状況を予想し、又は発見したときもしくは通報等により知ったときは、異常気象時における道路通行規制要領によりすみやかに必要な交通規制を行う。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(2) 公安委員会

ア 交通安全のための規制

県公安委員会は、災害時において交通の危険が生ずるおそれがある場合に、これが危険を防止するため必要と認めるときは、すみやかに必要な交通規制を行う。

イ 緊急通行車両の通行の確保のための交通規制

県公安委員会は、本県又は本県に隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限を行う。

この場合、県公安委員会は、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した標示（様式 1）を必要な場所に設置する。

ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により、交通規制を行う。

(ア) 交通規制が行われた場合の周知徹底

通行禁止等を行った時は、県公安委員会及び本県に隣接し、又は近接する県の公安委員会は、直ちにそれぞれの県の区域内の居住者等に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間、その他必要な事項について周知させる措置を行う。

(イ) 交通規制が行われた場合の車両の運転者の義務

a 道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合の運転者の義務

車両の運転者は、道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合、速やかに、車両を道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。

b 区域に係る通行禁止等が行われた場合の運転者の義務

車両の運転者は、区域に係る通行禁止等が行われた場合、速やかに、車両を道路外の場所へ移動しなければならない。

c a 及び b のいずれの場合も車両の移動が困難な場合

車両の運転者は、a 及び b のいずれの場合も車両の移動が困難な場合は、できる限り道路の左側端にそって駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

(ウ) 警察官の指示を受けた場合の車両の運転者の義務

(イ) の a 及び b にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

(エ) 警察官、自衛官、消防吏員の措置命令及び措置

a 警察官の措置命令及び措置

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置を命じることができ、措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命じることができないときは、自ら移動等の措置を行うことができる。

この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

b 自衛官の措置命令及び措置

自衛隊法第83条第2項の規定〔災害派遣〕により派遣を命じられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら移動等の措置をとることができる。

c 消防吏員の措置命令及び措置

消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら移動等の措置をとることができる。

d 自衛官及び消防吏員の警察署長への通知

自衛官及び消防吏員は、前記措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

e 損失保障

警察官、自衛官、消防吏員の措置による破損については、損失保障をしなければならない。

(3) 港湾管理者

海上において、災害応急対策の遂行あるいは、航路障害のため、船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、海上保安部長と緊密な連けいを保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険地域の周知及び港内岸壁付近の交通整理を行う。

港湾管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、港湾管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(4) 漁港管理者

漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(5) 海上保安部

ア 必要に応じ、船舶の交通の制限又は禁止をする。

- イ 航路障害物の発生した時は、航行警報の放送等必要な措置をとると共に、所有者又は占有者に対し除去を指示する。
- ウ 航路標識に異常を認めたときは、航行警報の放送、早期復旧等必要な措置をとる。
- エ 水深の異常を認めた時は、応急測量航行警報の放送等必要な措置をとる。

4 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付

(1) 緊急通行車両

ア 道路交通法第39条第1項規定の緊急自動車

イ その他災害応急対策に使用される車両

- (ア) 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は次の a ~ i に掲げる事項について行うものとされている。

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

- (イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(ア)(イ)のいずれにも該当すること。

(2) 災害発生前における緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付事務（以下「確認等の事務という。」）等

ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車については、以下に規定する知事又は公安委員会における確認等の事務を必要としない。

イ その他災害応急対策に使用される車両については、車両の使用者又は管理責任者は、緊急通行車両であることの確認を受けるために、知事又は公安委員会に対し、自動車検査証又は軽自動車届出済証の写しの提示並びに災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類（防災業務計画、輸送協定書の写し等）を添付の上、基本法施行規則別記様式第3の緊急通行車両確認申出書により申請し、確認標章（基本法施行規則別記様式第4）及び緊急通行車両確認証明書（基本法施行規則別記様式第5）の交付を受けるものとする。なお、これらの確認等の事務は、次の部局等で行う。

(ア) 知事

地域振興部（交通政策課） 長崎振興局（総務課） 県央振興局（総務課） 島原振興局（総務課） 県北振興局（総務課）

(イ) 公安委員会

県警察本部交通部交通規制課
各警察署（交通課）

ウ 交付を受けた確認標章は、使用する緊急通行車両の前面の見えやすい箇所に掲示するとともに、確認証明書は当該車両に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

エ 標章及び証明書の交付を受けた後に記載事項の変更が生じた場合は、受領した標章及び証明書とともに、緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（基本法施行規則別記様式第 6）及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出する。

オ 標章及び証明書の交付を受けた後に標章又は証明書を亡失、滅失、汚損又は破損した場合は、残存する標章又は証明書とともに、緊急通行車両確認標章・証明書再交付申請書（基本法施行規則別記様式第 7）を提出する。

カ 次の場合は標章及び証明書を返納する。

(ア) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき

(イ) 標章及び証明書の有効期限が到来したとき

(ウ) 標章及び証明書の再交付を場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき

キ 県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

5 交通マネジメント

(1) 九州地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

(2) 県は、市町の要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、国土交通省九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

(3) 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

(4) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

別記様式第 3

年 月 日	
知事・公安委員会 殿	
緊急通行車両確認申出書	
申出者 住 所	
氏 名	
番号標に表示されて いる番号	
車両の用途（緊急輸 送を行う車両にあっ ては、輸送人員又は 品名）	
活 動 地 域	
車 両 の 使 用 者	住 所 () 局 番
	氏名又 は名称
緊 急 連 絡 先	住 所 () 局 番
	氏 名
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

確認標章



別紙様式第 5 (第 6 条の 2 関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
知事・公安委員会 印		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車 両にあっては、 輸送人員又は 品名)		
活動地域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は は名称	
有効期限		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする

第 13 章 輸送及び交通対策計画

別記様式第 6 (第6条の 3 関係)

年 月 日	
知事・公安委員会 殿	
緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書	
申出者 住 所	
氏 名	
番号標に表示されている 番号	
標章・証明書番号	
交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 7 (第6条の 4 関係)

年 月 日	
知事・公安委員会 殿	
緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書	
申出者 住 所	
氏 名	
番号標に表示されている番号	
標章・証明書番号	
交 付 年 月 日	
再 交 付 申 出 の 理 由	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

6 基本法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

(1) 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を実施する。

(2) 事前届出の対象とする車両

公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(3) 規制除外車両の事前届出

ア 上記(2)に規定される規制除外車両の事前届出は、緊急通行車両の事前届出手続きに準用する。

イ 届出については、疎明書類を添付の上、申請するが、手続きは緊急通行車両の確認等の事務を準用する。

ウ 県公安委員会は、規制除外車両に該当するか審査を行い、該当すると認められるものについては、規制除外車両事前届出済証（別記様式第 3 ）を発行する。

(4) 事前届出車両の確認事務

ア 上記(3)の手続きで除外届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署、又は交通検問所に当該届出済証を提出して、規制除外車両である旨の確認を受けることができる。

イ この場合は、確認審査を省略して、規制除外車両確認申出書（別記様式第 5 ）に必要事項を記載させるとともに規制除外車両確認証明書（別記様式第 6 ）及び確認標章を交付する。

ウ 交付を受けた確認標章は、当該車両の前面の見やすい場所に掲示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

7 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとるとともに、交通を規制しようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を相互に通知する。

ただし緊急を要する場合で通知するいとまがないときは、事後すみやかにこれらの事項を通知する。

8 発見者等通報（基本法第54条）

災害時に、道路、橋りょう等の交通施設の危険な状況又は、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、すみやかに市町長または警察官に通知するものとする。

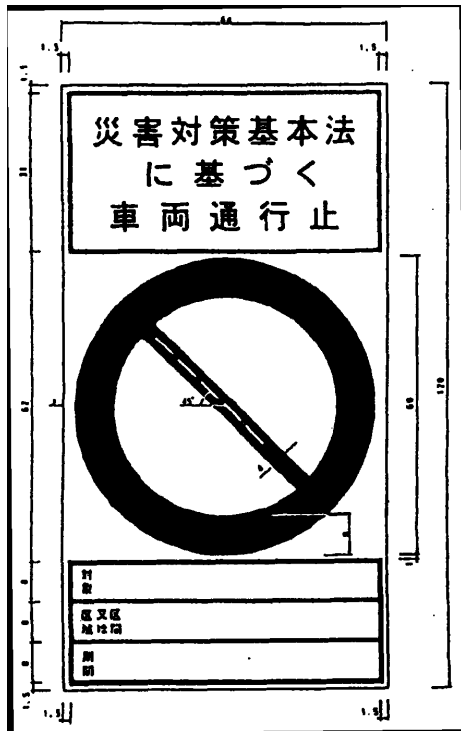
通報をうけたときは、警察官にあっては市町長へ、市町長にあっては、その路線の管理者又は

その地域を管轄する警察機関へそれぞれ通知する。

9 迂回路等

実施機関が交通規制を行ったときは適当な迂回路を設定するとともにそのむね必要な地点に標示し、一般交通に、できる限り支障のないよう努める。

様式 1



備考

- 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第 13 章 輸送及び交通対策計画

別記様式第 3

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 書 年 月 日 長崎県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		災 害 応急対策用 第 号 原子力災害 国民保護措置用 規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 済 証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 長崎県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届けて再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
車両の使用者	住 所		() 局 番
	氏名又は名称		
活 動 地 域			
(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 5

長崎県公安委員会 殿		年 月 日
規 制 除 外 車 両 確 認 申 出 書 申出者 住所 氏名		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏名又 は名称	
緊 急 連 絡 先	住 所	() 局 番
	氏名又 は名称	
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 5 番とする。

別記様式第 6

第 号		年 月 日
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書		
長崎県公安委員会 印		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏名又は 名称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

第14章 文教応急対策計画

(福祉保健課：教育庁)

1 文教施設の応急復旧対策

(1) 災害が発生した場合、その被災額の多少にかかわらず県立学校長は県本部に遅滞なく災害の状況及びこれに対する応急措置の概要を報告しなければならない。

市町立学校にあつては市町本部を経て県本部へ報告しなければならない。この報告の方法は、書類報告の事前に、電信、電話等により最も速やかに到着する方法によること。

(2) 上記による被害状況報告を速やかに収集し、関係各機関へ報告するとともに、災害地(校)との事後の連絡を密接にとり、必要に応じて係官の派遣を要請する。

(3) 被災校に職員を派遣し、被災状況の資料作成を促進するとともに、直ちに授業が再開できるよう措置する。

(4) 他校等に応援協力を求める必要があるときは、適宜連絡し、その調整指導を行う。

2 応急教育実施の予定場所及び教職員の確保

(1) 市町教育委員会又は県立学校長は、あらかじめ災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、学校教育活動が災害のため中断することのないよう応急教育実施の予定場所の選定等について、関係諸団体と協議するとともに教職員、住民に対し周知徹底を図るものとする。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
学校の校舎が一部災害を受けた程度の場合	特別教室、屋内運動場等を利用する。 2部授業を実施する。
学校の校舎が全部災害を受けた場合	公民館その他の公共施設等を利用する。 隣接学校の校舎を利用する。 応急仮設校舎を建設する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	避難先の最寄の学校、公民館その他の公共施設等を利用する。 応急仮設校舎を建設する。
県内大部分(広域な範囲)について大災害を受けた場合	避難先の最寄の学校、公民館その他の公共施設等を利用する。 応急仮設校舎を建設する。

- (2) 県本部は、市町本部又は、県立学校長等から応急教育の実施場所についての協力あつせん要請があつたときに、これらの処理に当たるものとし、又教職員が災害のため欠員となつた場合の要請に直ちに対処できるよう教職員の被害状況を速やかに調査するとともに、その欠員の状況に応じ教職員を確保する措置を講ずるものとする。
- (3) 市町本部のみで措置できない小、中学校等の応急対策については、県本部において、その連絡調整に当たる。
- (4) 被害の程度に応じ、教育の場が公民館その他の公共施設等に変更され、又は逆に学校が避難所等として学校施設の目的外に使用される場合が少なくなく、さらに教科書、学用品等の損失も当然生ずるものと思われるので、次の点に留意して応急教育を実施しなければならない。
 - ア 教科書、学用品等を損失した児童、生徒のみの負担にならないよう応急措置をとると共に関係方面に協力を求める。
 - イ 授業が不可能になる事態が予想される場合は、教育の低下をきたさないよう学習の方法等をあらかじめ通知をする。
 - ウ 授業不能が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫をする。

3 教材、学用品の調達及び給与の方法

救助法に定める基準外の学用品等の調達、給与あるいは購入のあつせん方法については、市町教育委員会、あるいは、各県立学校等において計画を樹立しておくものとする。なお、この場合、市町教育委員会にあつては、市町村地域防災計画に定めておくものとする。

4 手数料の減免、育英資金の貸与についての措置

- (1) 高等学校長は、災害の規模が大きく、その被害が甚大であつた場合には速やかに生徒のり災状況調査を行い取りまとめて報告しなければならない。
- (2) 県本部においては、高等学校生徒のり災状況を取りまとめ、その措置の必要を認めるときは、手数料の減免について、特別の配慮をするとともに、(公財)長崎県育英会の奨学金貸与についても、同様の要請を行うものとする。

5 給食の措置

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、県又は市町、国立、私立の学校等の設置者等と連絡を取り、必要な措置を講ずる。

また、給食実施校が被害により給食を停止したとき、学校の設置者又は校長は、できるだけ早く学校給食を再開するよう努める。その際は、学校給食衛生管理基準に基づき、万全の措置を講ずる。

6 公民館及びその他の社会教育施設の対策

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は災害応急対策として、特に避難所、災害対策本部等に利用されることが多いので、被災状況を速やかに掌握すると共に、その応急修理を実施するよう指導する。

7 文化財対策

被災文化財については、被災前の文化財の価値を維持するよう文化財個々につき復旧対策を当該文化財の所有者又は管理者に指示、指導するものとする。

8 その他

市町村等における文教対策計画については、それぞれの市町等の実情に応じ「市町村防災計画」等において定めるほか、各学校等においても必要な計画を定めなければならない。

9 災害救助法による学用品の給与

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合は原則として知事が行う。(法第13条第1項の規定により、市町長が行うこととした場合は、当該市町村が行う。)

(2) 給与対象者

次の各号に該当する者であること。

ア 住家が全焼(壊)半焼(壊)流失及び床上浸水の被害をうけた小中高等学校等の児童生徒

イ 学用品がなく、就学に支障を生じている者

(3) 学用品の品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

(4) 費用

国庫負担限度額

ア 教科書及び教材 実 費

イ 文房具及び通学用品

小学校児童 1人当たり 5,200円

中学校生徒 1人当たり 5,500円

高等学校等生徒 1人当たり 6,000円

(5) 給与の期間

災害発生の日から教科書については1ヶ月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了

第15章 公益事業施設災害応急対策計画

第 1 節 電力施設災害応急対策計画

(九州電力：九州電力送配電)

電力施設の非常災害復旧対策については、予防対策に万全を期し、災害を最小限度に止めることは勿論であるが、一旦災害が発生した場合、停電が与える社会的影響は非常に大きいことから、迅速な復旧とお客さまの不安払拭に資する広報活動に全力で取り組む必要がある。

そのための施策として、復旧面では、復旧資材の重点配置、復旧要員の確保、強力な機動力、統制力並びに部外の積極的な応援等が、広報面では、お客さま・自治体等のニーズに合った提供情報の充実、自治体との連携強化、お客さまへの情報提供手段の拡充及び効果的な情報提供等が必要である。

1 電力施設の状況及び所在

長崎県内の電力施設としては、長崎エリア管内に 1 支社 6 配電事業所、1 営業部 6 営業所、発変電所・閉閉所 90 箇所があり、その他に福岡エリア管内の対馬、壱岐関係の 2 配電事業所、と発変電所 9 箇所、佐賀エリア管内の福島町、鷹島町関係の変電所 1 箇所と本店直轄の 1 火力発電所がある。

2 応急対策の方法

災害に伴う応急対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

具体的応急対策については、次により実施する。

(1) 水力、火力用発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(2) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び災害復旧資材の活用により仮復旧を、迅速に行う。

(3) 変電設備

機器損壊事故に対し系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(4) 配電設備

応急復旧工法等により迅速な復旧を行う。

(5) 通信設備

衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

3 復旧資材の配置

災害が広範囲に発生すること、また道路、交通機関の災害等を予測して復旧資材を分散配置しておく必要があり、各事業所毎に機器の予備品、電柱、電線等を保管している。

4 応急復旧作業の実施に当たっての留意点

(1) 人員・資機材等の搬送

緊急に復旧作業を行うための要員等を搬送しなければ、人命等に著しい影響が予想される場合で、自らの搬送手段では対応できない場合は、市町村長に応援を求めるものとする。

(2) 塩害により広範囲に停電が発生した場合の水洗

電気設備の水洗作業の遅延が人命に係わる等、重大な社会的影響が予想される場合は、知事に水洗の実施について応援を求めることができる。

(3) 復旧作業員の公共施設等の利用

停電により重大な社会的影響が予想される場合の復旧作業において、宿泊、休息等の場所として公共施設等を利用する以外方法がない場合、同施設の所在の市町村長に応援を求めるものとする。

(4) 交通障害物の除去

交通障害物による電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、道路管理者へ交通障害物に関する情報を迅速に伝達するものとする。

(5) 道路破損箇所の補修

道路破損による電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、道路管理者へ道路損壊箇所に関する情報を迅速に伝達するものとする。

(6) 電柱、電線等に倒壊した樹木等の撤去等

電柱・電線等に国及び地方公共団体の所有する樹木等が倒壊し、電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、国又は地方公共団体に対し、倒壊した樹木等に関する情報を迅速に伝達するものとする。

5 広報対応

お客さまや自治体等へ停電情報の迅速・的確な提供を行い、安心していただけるようなサービスの向上を図ることが必要であるため、広報対応に万全を期する。

(1) 提供情報の充実

ア 台風襲来前の事前広報を充実させる。(停電への備え、公衆感電事故防止の周知など)

イ 停電地区を表示する地図及び可能な限り詳細な停電地区情報(地区・町名単位など)をお知らせする。

ウ 復旧作業状況についてお知らせする。

エ 復旧見込みについて早い時期、かつタイムリーにお知らせする。(お客さまからのご要望の多い朝方、夕方など)

(2) 多くの広報チャンネルの確保

非常災害時にホームページ・携帯サイトに情報を掲載するとともに、広報車・航空機による周知、並びに報道機関への情報提供及びラジオスポット等によりきめ細かく広報する。

(ホームページ：<http://www.kyuden.co.jp/td>)

(携帯サイト：<http://kyuden.jp/td>)

(3) 自治体と連携した広報の実施

ア 自治体との連携連絡手段を確実に確保し、一部自治体とは専用回線を設置する。

イ 停電情報を作成・発信する体制を強化し、自治体との確実な情報連絡及び緊密な連携を

実施する。

ウ 自治体の協力により、防災無線での停電情報等のお知らせを実施する。

6 重要施設に関する対応

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

また、県は国〔経済産業省〕、九州電力等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、九州電力等は、電源車等の配備に努めるものとする。

第 2 節 ガス施設災害応急対策計画

(西部ガス：九州ガス：長崎県 L P ガス協会)

災害発生に際し、ガス施設を防護するとともに、被災地に対するガス供給を確保するため、西部ガス株式会社及び九州ガス株式会社においては次のとおり応急対策を講ずるものとする。

○ 西部ガス株式会社

1 施設

(1) 長崎地区

区 分		(イ)長崎工場	(ロ)中の島供給所
製造設備	13A ガス (46MJ)	150,000m ³ / D 3 基	
ガスホルダー	球 形	2,000m ³ × 0.99MPa 1 基	20,000m ³ × 0.51MPa 2 基
L P G 貯 槽		50 t 2 基	
L N G 貯槽	縦置円筒型	2,400KL 1 基	

西部ガス長崎株式会社含む

(2) 事業体制見直しにより島原Gエナジー(株)(グループ会社)へ移行 参考

(2) 島原地区

区 分		島原製造所
製造設備	13A ガス (46MJ)	18,000m ³ / D 4 基
ガスホルダー	円 筒 形	140m ³ × 0.99MPa 2 基
L P G 貯 槽		15 t 2 基(1 基休止中)
L N G 貯槽	縦置円筒型	100 K L 2 基

(3) 佐世保地区

区 分		(イ)佐世保工場	(ロ)干尽供給所
製造設備	13A ガス (46MJ)	90,000m ³ / D 3基	
ガスホルダー	球 形	1,000m ³ ×0.97MPa 1基	12,000m ³ ×0.50MPa 1基 10,000m ³ ×0.50MPa 1基 (H25年10月より休止)
L P G 貯 槽		500 t 1基 (H27年1月より休止) 900 t 1基	
L N G 貯槽	地 上 式	1,000KL 1基	
	縦置円筒型	100KL 1基	

西部ガス佐世保株式会社含む

2 ガス供給区域

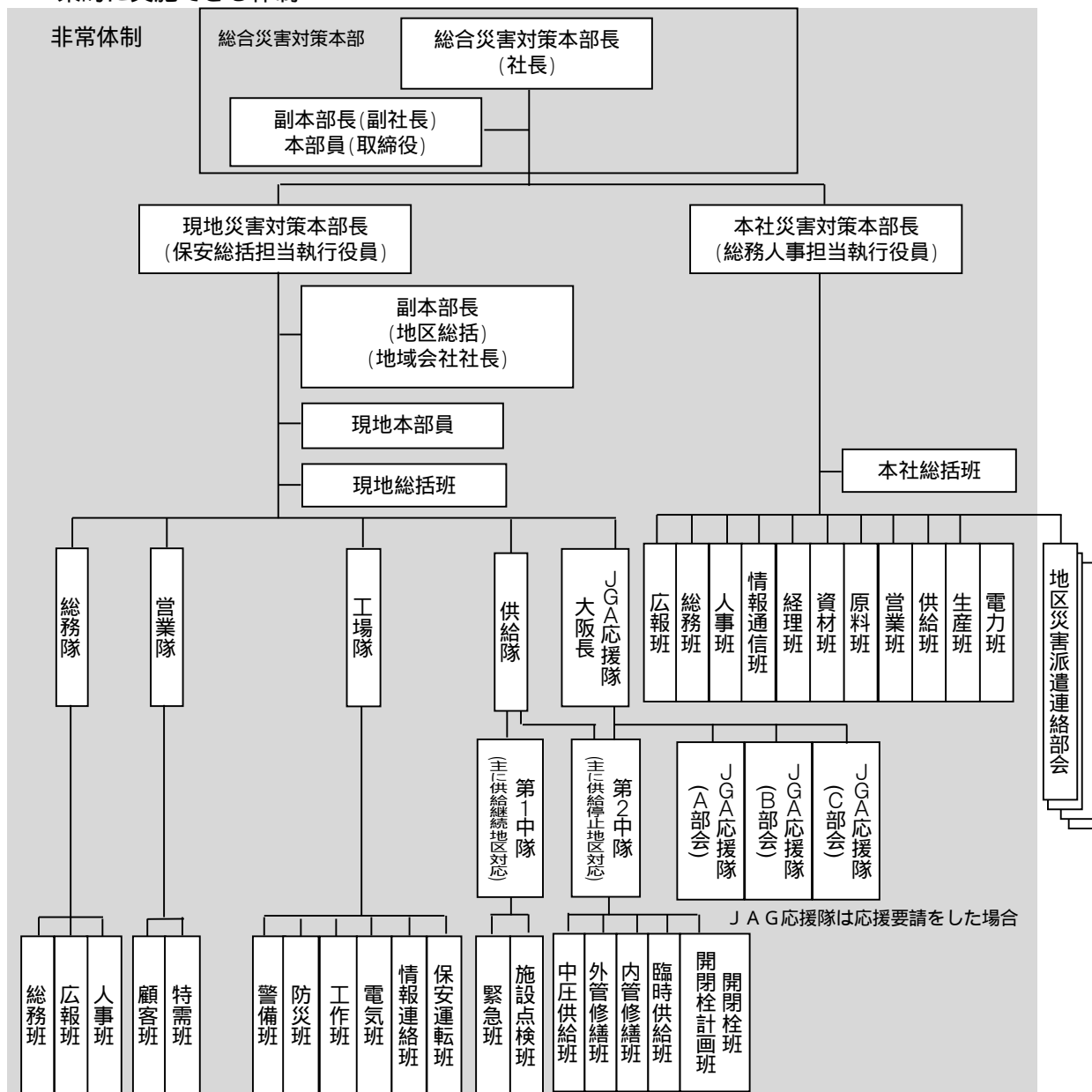
長崎地区：長崎市の一部を除く区域及び西彼杵郡時津町、長与町の一部の区域

島原地区：島原市の一部を除く区域

佐世保地区：佐世保市の一部を除く区域

3 総合非常体制組織

総合災害対策本部、地区災害対策本部を設置し、社内外の応援の下に総合的な災害対策を効果的に実施できる体制



現地災害対策本部の主な役割	本社災害対策本部の主な役割
<ul style="list-style-type: none"> 被害、復旧状況の情報収集 緊急対策、復旧対策の計画策定及びその実施 総合災害対策本部及び本社災害対策本部への報告 地方行政機関への対応 その他災害対策に関する重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> 被害、復旧状況の情報収集 緊急対策の方針の策定、復旧計画の策定 要員派遣計画策定、要員派遣の要請 現地災害対策本部への指令 経済産業省、九州産業保安監督部(常駐者対応含む)、中央官庁及びJGA対応 マスコミ対応 マイコンメーター、ガス漏れ受付 その他災害対策に関する重要事項

4 応急対策用器材等の確保

災害発生時の被害を最小限とするため、緊急措置及び早期復旧に必要な資機材について、平常時から確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。

また、災害発生時における迅速な緊急出動を可能とするため車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。

5 応急対策

(1) 動員

日常的には宿直者(当直者)を常駐させ小規模災害に対処する。大規模災害に際しては、「緊急連絡・安否確認システム」等により緊急動員を行う。

(2) 応急対策

災害によりガス工作物の被害による重大な二次災害の恐れがあると判断される場合は、速やかにガス供給を停止する。なお二次災害の恐れの有無の判断は可能な限り速やかに行う。

ガスの供給停止及び災害復旧後のガス供給再開に際しては、当社の広報車による周知はもとより、ラジオ・テレビ等マスコミを通じてガス需要家への広報を徹底し、二次災害の防止に万全を期する。

6 応急対策上の注意点

(1) 災害の場合は、当社において緊急巡回点検等を行い被災状況の把握に努めるが、ガス臭等異常に気づいた場合は大至急当社に通報すること。

(2) ガスが漏えいしている場合は、火気厳禁とし、電気的な操作も厳禁とする。

(3) ガスの供給が停止した場合、ガスの元栓を閉止し、災害が復旧した後、当社の広報を確認してその指示に従ってガスの使用を開始すること。

九州ガス株式会社

1 施設

(1) 諫早支店

区 分	津久葉工場	
天然ガス製造設備 (46MJ / Nm ³)	44,550m ³ / D	4 基
LNGタンク	400 k l	2 基
LPGタンク	50 t	2 基

(2) 大村支店

区分	大村工場	
天然ガス製造設備 (46MJ / Nm ³)	24,380m ³ / D	5 基
ガスホルダー (有水式)	5,000m ³	1 基
ガスホルダー (球形)	2,000m ³ × 0.99 Pa	1 基
LNGタンク	150 k l	4 基
LPGタンク	50 t	2 基

(3) 小浜支店

区分	大村工場	
P13Aガス製造設備 (62.8MJ / Nm ³)	4,800m ³ / D	2 基
ガスホルダー (有水式)	200m ³	1 基
LPGタンク	15 t	1 基

2 ガス供給区域

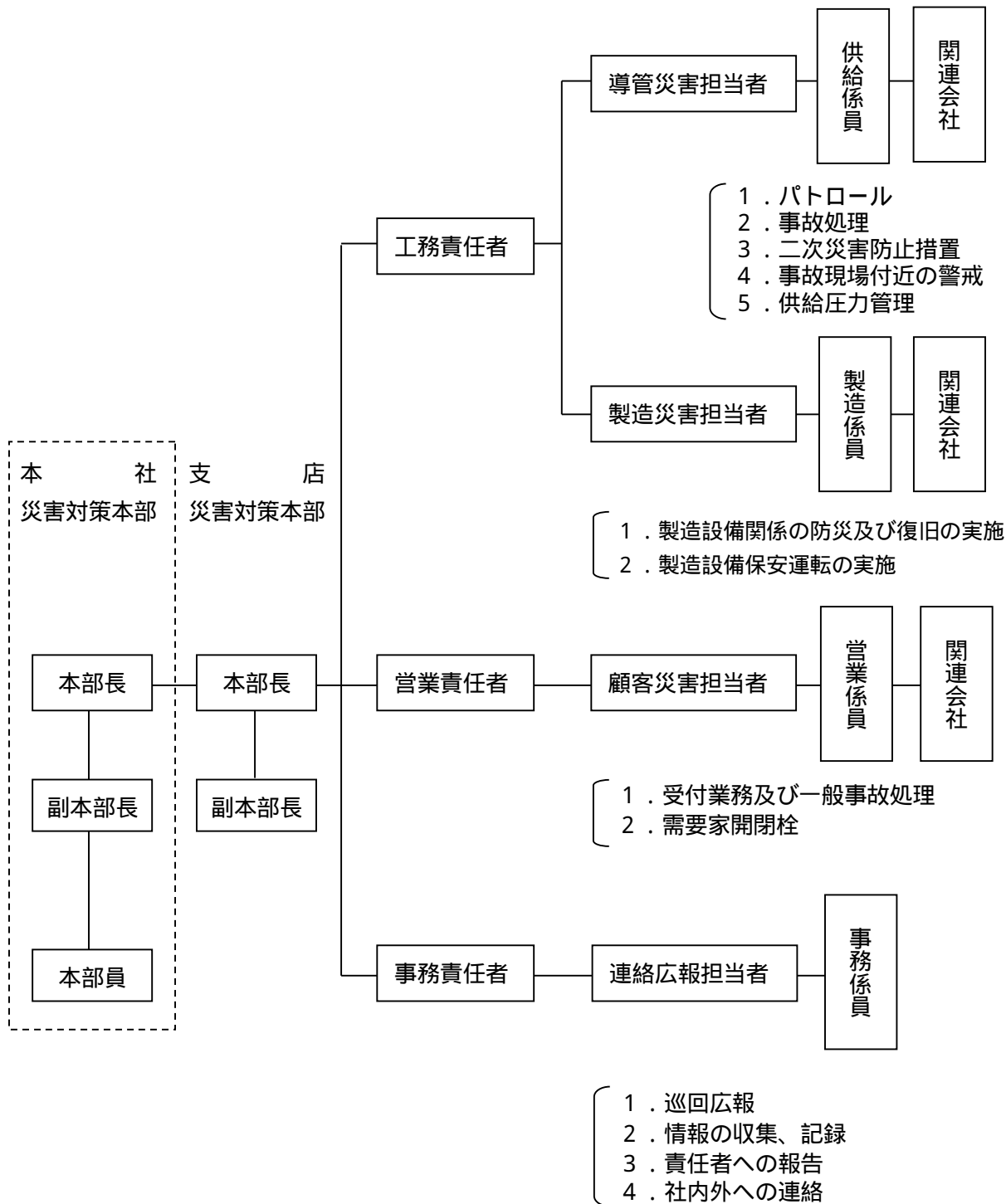
諫早支店：諫早市及び大村市の一部の地域

大村支店：大村市の一部を除く区域

小浜支店：雲仙市小浜町の一部を除く区域

3 総合非常体制組織

本社災害対策本部、支店災害対策本部を設置し社内外の応援の下に、総合的な災害対策を効果的に実施できる体制。



4 連絡体制

日常的には宿直者を常駐させており災害発生時等、動員が必要な場合のための連絡体制を整えている。

5 災害の拡大防止、復旧措置

- (1) 災害が発生した場合は、処理要員は直ちに現場に出動し、その拡大防止及び復旧に努めるとともに、その状況を本社災害対策本部に報告する。
- (2) 災害現場においては、警察・消防機関と緊密な連携を保ち、災害の状況に応じて適切な措置をとる。
- (3) 多量のガスの漏洩が生じた場合は、酸欠、爆発事故等による被害を防止するため、付近住民を一時退避させる。この場合は必ず風上に避難させる。
- (4) 特に引火の危険性が伴うので火気を禁ずるとともに厳重に監視を行う。

6 緊急用資材及び備品の確保

緊急時に必要な工事用材料、器材及び備品を常備し、管理しておく。

7 需要家、一般市民及び報道機関等に対する広報

需要家、一般市民に対する広報は、当社の広報車による周知を行い、場合によってはラジオ、テレビ等の公共機関を通じて広報を行い、二次災害の防止に万全を期する。

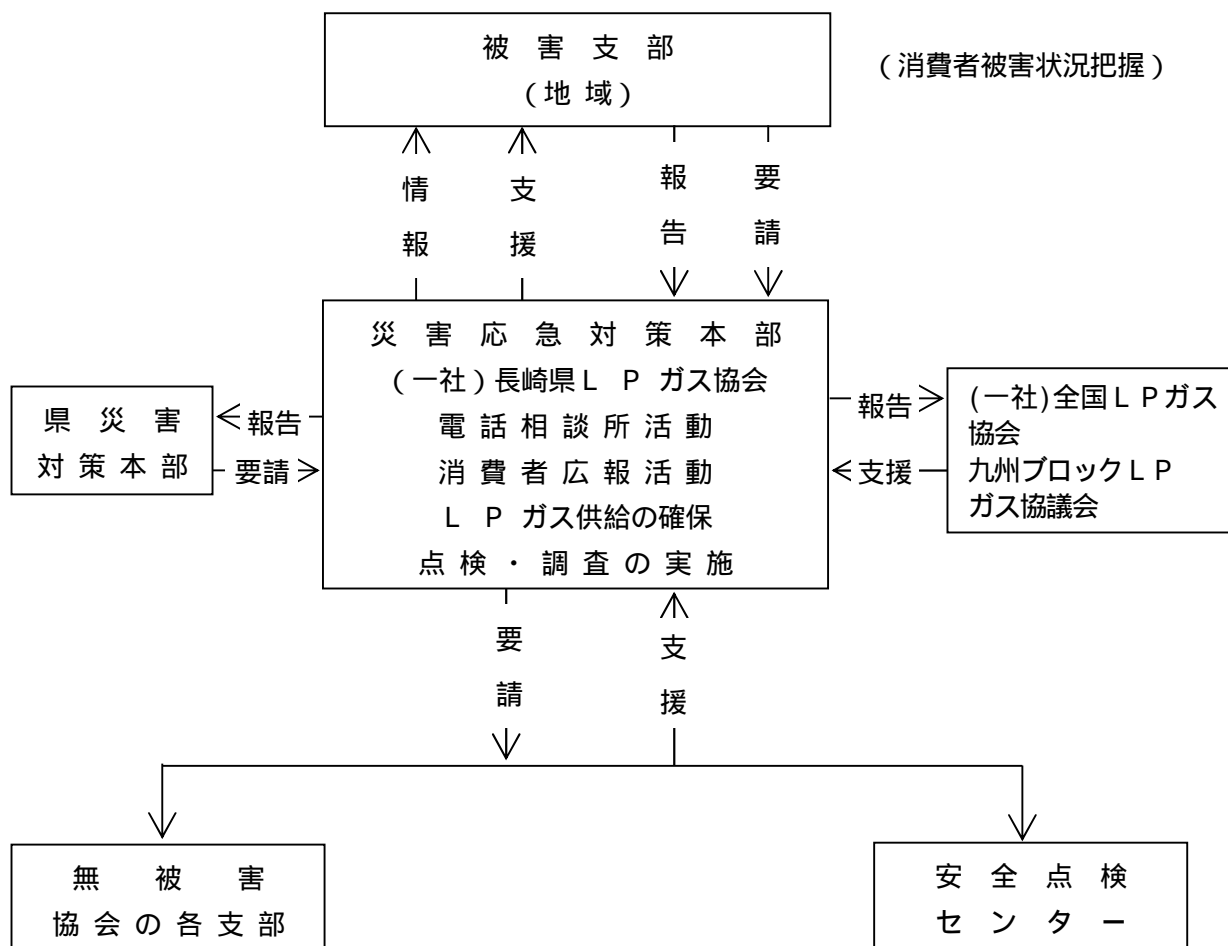
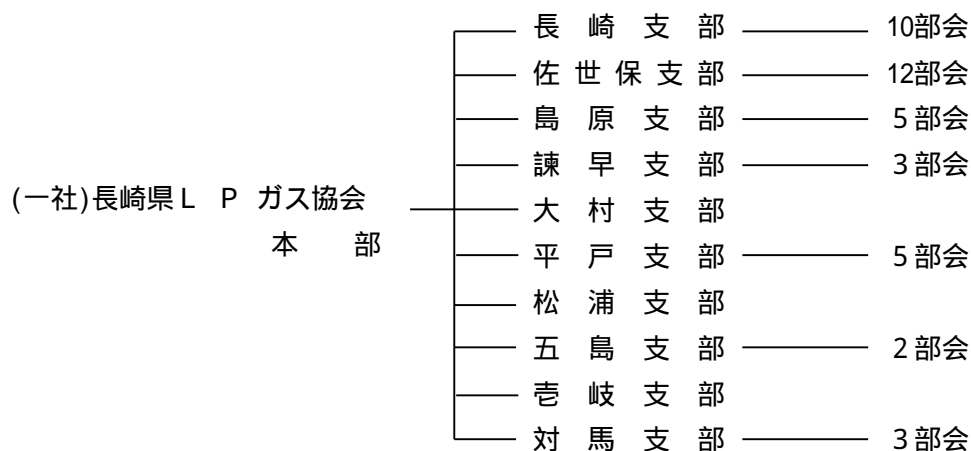
長崎県 L P ガス協会

災害発生に際し、被災地に対する L P ガス供給並びに安全を確保するため、(一社)長崎県プロパンガス協会においては、次の通り応急対策を講じるものとする。

1 災害応急対策本部の設置

- (1) (一社)長崎県 L P ガス協会内に協会長、副会長及び協会職員で構成する「災害応急対策本部」を設置する。
- (2) 本部長は協会長、副本部長は副会長をもってあてる。

2 応急対策組織



3 応援対策

(1) 被害状況の収集

早急に正確な被害状況を把握する。

(2) 動員

被害状況に応じて、本部は情報に基づき、応援の要否、人員、日時等を決定する。

(3) 復旧活動

危険箇所（崖くずれ、倒壊家屋）から L P ガス容器を回収するとともに、緊急度の順位にしたがって点検、調査を実施し、2 次災害の防止に万全を期する。

(4) 広報活動

顧客に対して、L P ガス設備の点検が終了するまで L P ガスを使用しないように周知するとともに、テレビ、ラジオ等の公共の機関等を通じて広報の徹底を図る。

(5) 避難所等への緊急ガス供給

必要に応じ、L P ガス小型容器及びカセットボンベなどの緊急支援物資を提供する。

(6) 容器返還回収等

使用済容器、カセットボンベ等の回収にあたる。

4 被災地域支部との連絡調整

電話回線の故障による連絡途絶に備えて、無線、携帯電話等による対応を図る。

5 安定供給の確保

L P ガス運搬車両等の運行について、関係機関に協力を要請する。

第 3 節 水道施設災害応急対策計画

(水環境対策課)

1 実施機関

施設の管理者

2 応急対策要員の確保

水道事業者(管理者)は、災害応急対策活動に必要な人員をすみやかに確保するため、平素から非常配備における人員編成計画を作成し動員体制について確立しておく。なお、災害の状況により実施機関のみの人員で不足する場合は、指定工事店等に協力を求めて確保する。

3 応急対策用資器材の確保

排水のための自吸式ポンプ並びに渦巻きポンプを設置するとともに、応急復旧を実施するために必要な最少限の資器材を確保しておく。

なお、災害の状況により実施機関のみの資材で不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

4 応急措置

(1) 上水道施設

ア 施設が破壊したときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処理するとともにとくに浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するように一般に周知する。

イ 災害発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

ウ 取水、導水、浄水施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他系統の全能力をあげて給水するとともに施設のすみやかな復旧をはかる。

エ 各配水池がすべて使用不能となったときは、他の市町村から給水をうけるための給水車を派遣する等、飲料用の最低量の確保につとめるとともに、施設の応急的な復旧に全力をあげるほか、水道にかえ大口の井戸水を滅菌して使用する。

オ 配水管の幹線が破壊したときは、相当広範囲にわたり給水不能となるので給水車を出動させる等の方法により給水を確保する。

カ 配水管の幹線が各所で破壊し、出水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は配水池からの送水を停止し、破壊箇所の応急修理を行う。

キ 給水車の被災地への派遣を円滑に進めるため、要請状況と対応状況を市町とともに、共有し、連携の強化を図る。

(2) 簡易水道施設

ア 水源

水源施設に汚水が浸入した場合

汚水を排除し、洗管消毒のうえ機械器具類を整備し、洗浄、消毒ののち給水する。

イ 送配水施設

管破損の有無を調査し、破損の箇所については、直ちに修復するものとし、水管橋等が流出した場合は、仮橋やぐら等により応急的に架設する。

(3) 専用水道施設

ア 幹線水路が決壊した場合は、調整池の貯水を利用するとともに、幹線水路の応急通水措置を実施する。

イ 送水管の被害により断水した場合は、応急備蓄資器材を運搬するとともに関係業者に連絡し、応急復旧にあたる。

ウ 水管橋流失等による場合は、直ちに浄水場において送水を中止するとともに、関係工場に連絡する。

エ 工場用水道施設の被災により工業用水の供給が不可能になった場合は、各工場ごとに井戸水による工業用水の操業を開始するようにする。

第 4 節 公衆電気通信施設災害応急対策計画

(N T T 西日本長崎支店)

1 実施機関

公衆電気通信設備の応急復旧は、N T T 西日本長崎支店が実施する。

2 応急措置

電話は、災害時における情報の収集、伝達方法として、県民はもとより、行政等災害対策関係者にとって、防災活動全てにわたり、必要不可欠のものであり、次により通信施設の速やかな復旧対策を講じるものである。

(1) 災害対策長崎本部の設置

災害対策本部組織表(別表)

早期復旧体制の確立として、人的・物的確保

- ・自支店をはじめ、全国的な支援員の要請(被災状況調査班、復旧班)
- ・機材等の確保

県及びライフライン関係機関相互の通信網により、被災状況収集、情報交換
復旧担当者との緊密な連絡の徹底

(2) 応急復旧

基本復旧

- (ア) 移動電源車の確保(停電対策)
- (イ) 故障交換機等復旧
- (ウ) 故障回線等復旧
- (エ) 中継伝送路の確保(迂回ル - トへの切替)
- (オ) 可搬形衛星地球局の確保
- (カ) 通話輻輳規制

(3) 重要通信の確保(災害時優先電話)

- ・第 1 次 県防災機関(災害対策本部及び現地災害対策本部)(応急救護所)
国・各自治体防災関係機関
消防関係機関、警察機関、自衛隊、防災協力医療機関
その他(輸送、通信、電力復旧に直接関係する機関)
- ・第 2 次 ガス・水道を供給する機関、金融機関、新聞、通信、報道事業者

(4) 通信サ - ビスの確立

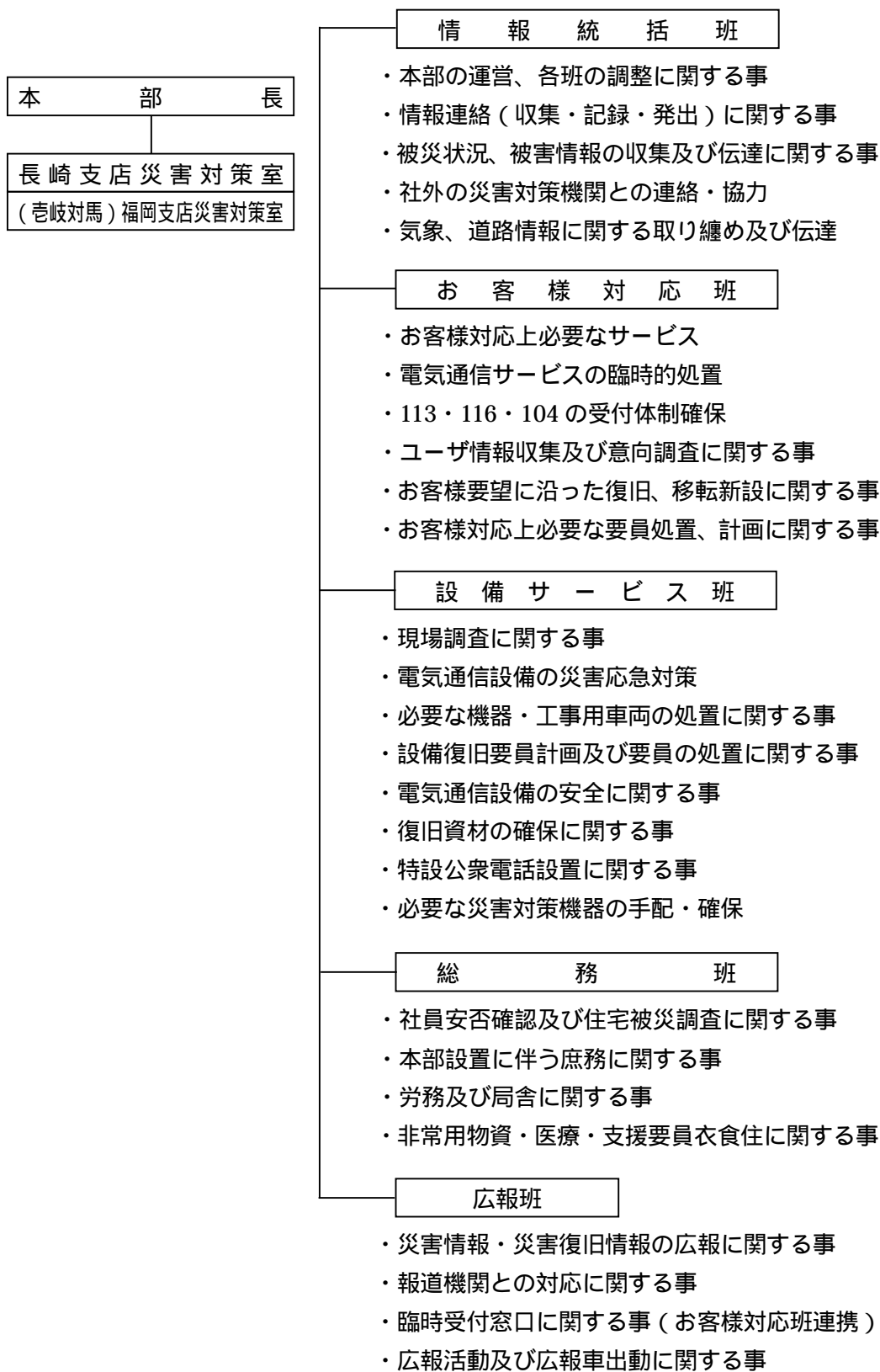
特設公衆電話・公衆ファックスの設置

- ・第 1 次 避難所
 - ・第 2 次 第 1 次に該当しないが、県民が避難生活を余儀なくされている場所
 - ・指定避難所
 - ・私設避難所
- 災害用伝言ダイヤルの提供
避難所での電話の受付

3 住民への周知事項

市町長は、その区域間の住民が、公衆電気通信設備について異常を発見した場合、NTT西日本長崎支店(災害対策室095-893-8059、095-825-4502)に通報するよう周知徹底を図る。

(別表) 災害対策本部組織表



第 5 節 鉄道施設災害応急対策計画

(J R九州)

J R九州では異常気象時における列車運行の安全を確保するため、線路設備等の警備を行うとともに必要な運転規制を行っている。

又一旦災害が発生した場合の早期復旧を図るため次のように対処している。

1 災害警備

気象異常の情報を受けたときは又は気象観測機器が異常を検知したときで災害の発生が予測される場合は、関係各長は関係社員に対し、風、雨、雷、地震その他の災害に対する線路、建造物、電力設備、信号保安設備等の警備に従事させる。

災害の発生が予測される箇所は、重点警備箇所に指定し各箇所ごとに監視上の注意事項を定め、警備員に周知させる。

なお、次の箇所には気象状況を確実に把握し的確な防災処置が出来るよう気象観測機器が配備してある。

気 象 観 測 機 器 配 備 表

雨量警報器	風速警報器	地震警報器
肥前大浦・肥前七浦・小長井・諫早・現川・大草・松原・川棚・肥前山口・武雄温泉・有田・早岐	小長井・大草・現川・松原・早岐	肥前七浦・諫早・早岐

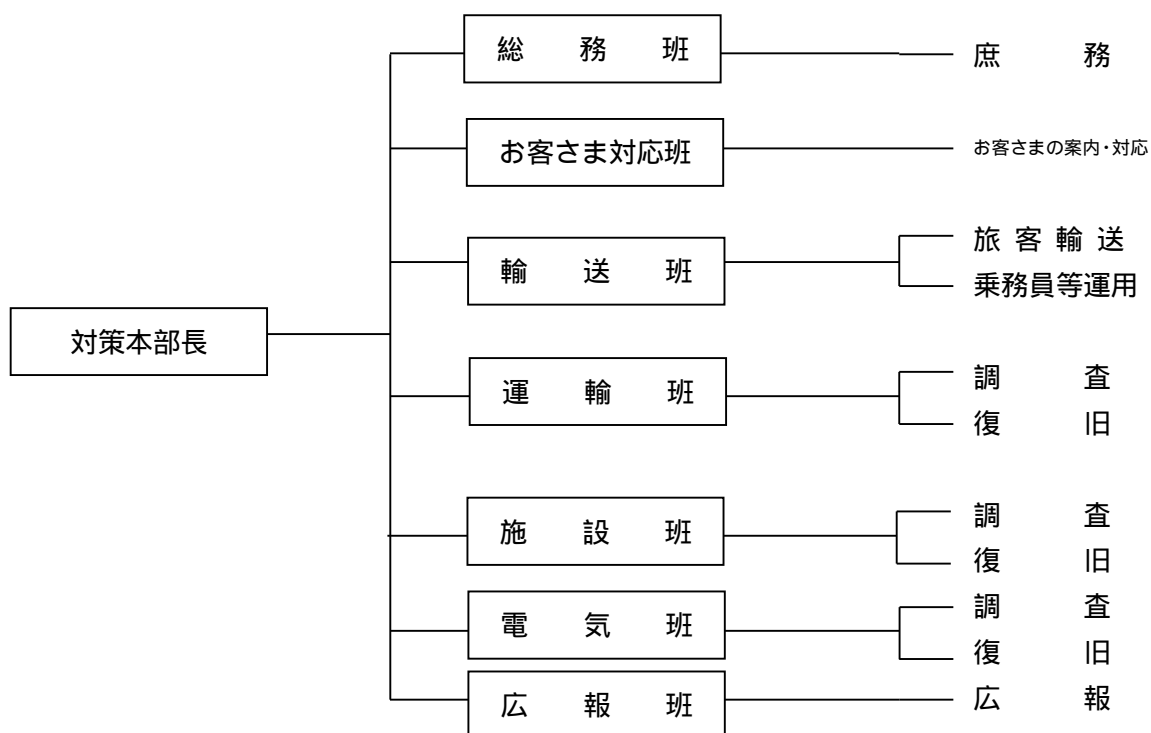
地震時の運転規制については、計測震度が基準値を記録した場合は、列車の徐行運転を行う。計測震度が基準値以上を記録した場合は、列車の運転を中止する。

雨等についても、必要に応じて徐行又は列車の運転を中止する。

2 災害応急体制

災害が発生したときは、直ちに応急措置を講じると共に列車の早期開通を図るため、災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部の分担は次のとおりである。



3 災害応急復旧工事

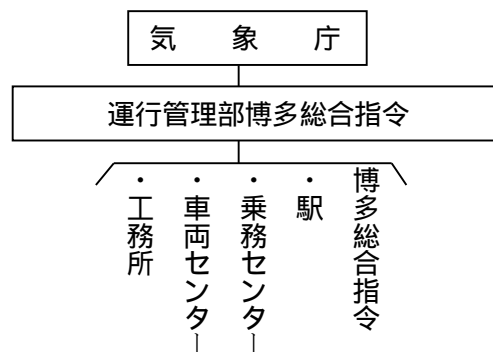
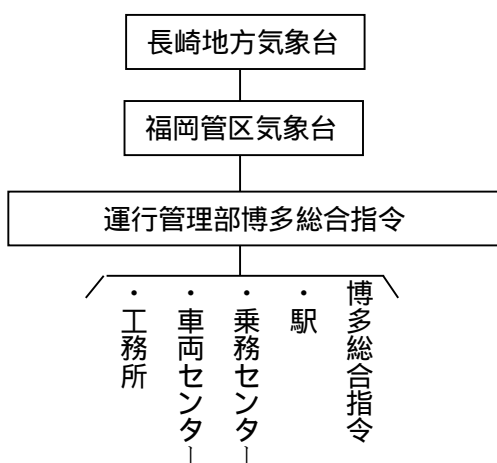
J R九州の災害応急復旧工事は、災害の規模に応じて請負工事とする場合がある。

4 J R九州

J R九州関係の気象通報及び津波及び警報伝達は、別表 1、別表 2 のとおりである。

別表 1 J R九州関係鉄道気象通報伝達系統

別表 2 J R九州関係鉄道津波警報伝達系統



第 6 節 放送施設災害応急対策計画

(報道機関)

1 実施機関

施設の管理者

2 応急対策に必要な要因、資器材の確保

(1) 要員の確保

災害の状況に応じた体制を定め動員計画に基づき確保する。

なお、実施機関のみで不足する場合は、関係機関等に協力を求めて確保する。

(2) 資器材の確保

ア 電源関係設備を整備し確保する。

イ 中継回線、連絡回線等を整備し、確保する。

ウ 送受信空中線を補強し、災害時の電波確保に努める。

エ 必要な機械の緊急借上げ、又は調達については、関係業者等から確保する。

3 応急措置

(1) 放送機等の障害により、一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更するか、他の番組と切換える等の措置をとり災害関係番組の送出継続につとめる。

(2) 一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要な機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送を継続する。

4 受信者対策

被災地では、放送を通じ情報その他を報道する必要な措置をとり人心の安定を図ることにつとめるとともに被災受信機の早期復旧を図る。

第16章 海上災害応急対策計画

(海上保安部)

海上保安部の実施する災害応急対策は次のとおりである。なお、海上保安官署及び所属巡視船艇・航空機は、別表1及び別表2のとおりである。

1 非常体制の確立

災害が発生し、もしくは発生するおそれのある場合は、非常配備を発令し、必要ある場合は、対策本部を設置する。

(1) 非常配備

ア 職員を非常呼集し、非常配備に就ける。

イ 通信配置を強化し、関係内部通信所間における通信連絡を統制し、部外通信施設との間に非常無線体制を整える。

ウ 各種情報の収集、交換、分析につとめ、気象、海象、被害、治安機関の活動等を把握する。

エ 災害対策本部その他防災関係機関との連絡を緊密にして相互協力を図る。

オ 巡視船艇、航空機等の緊急出動態勢を整え、状況に応じた移動集中を行う。

カ 一般船舶の動静を把握し、必要な場合は避難勧告、航路の変更、出入港の制限等の措置をとる。

(2) 対策本部

緊急非常の事態に際して、必要がある場合は対策本部を設置し、事態処理体制の強化を図る。

2 情報の収集、伝達

災害に関する情報の収集及び伝達を次により実施する。

(1) 災害対策本部及び防災関係機関との連けいを緊密に保持して、災害に関する情報の収集、交換を行う。

(2) 巡視船艇、航空機又は海上保安官を災害地に派遣して情報を収集し所要の向きに伝達する。

(3) 民間からの災害情報は災害対策本部、市町村長その他関係機関に連絡する。

3 警報等の伝達周知

船舶及び臨海諸施設等に対する警報等は、次により伝達する。

(1) 気象業務法による警報(地方海上警報、津波警報)

ア 航行警報の放送

イ 巡視船艇により巡回通報

ウ 災害伝達網により通報

(2) 航路障害物の発生、航路標識の異常等

ア 航行警報の放送

イ 水路通報により周知

4 船舶その他港湾施設等において避難を必要と認める場合は、関係機関及び港の管理者と連絡し、避難勧告又は、所要の指示を行い、適当な港又は避泊地に避難せしめる。

5 広報の実施

災害時においては、次により広報を行う。

(1) 海事関係者に対しては、主として港湾の災害状況、航路障害物の状況及び海上保安庁の措置を警報の伝達方法に準じ周知徹底を図る。

(2) 一般に対しては、民心の安定に重点をおき、災害、治安、応急措置の状況、防犯の指導、漂流物の取扱方法等について報道機関等を通じて行う。

6 船舶、人命の救助

海上又は沿岸において遭難した人命、船舶、航空機等の救助、あるいは行方不明となった人命、船舶、航空機等及び陸上災害により海上に流出した行方不明者等の捜索を実施する。

また遺体の収容、検視、引渡しをあわせて行う。

7 海上交通の安全確保

海上交通の安全を確保するため、次の措置をとる。

(1) 漂流物、沈没物、その他航路障害物があることを知った場合は、直ちに必要な応急措置をとると共に、その場所が港内又は、港の境界付近の時はその物件の所有者又は占有者に対し、除去を命じ、その他の海域にあつては、除去の勧告を行う。

(2) 水路が損壊し、又は水深に異常を生じたと思われる場合は、応急的な水路の測量及び警戒を行う。

(3) 水路の損壊、沈没物等のため、船舶の航行に危険があると思われる場合は、港内における船舶交通の制限又は禁止を行う。

(4) 航路標識が破損又は流失した場合はすみやかに復旧に努めるほか必要に応じ応急標識を設置する。

8 緊急輸送の実施

災害救助関係要員、物資、資材等の海上緊急輸送を巡視船艇等により実施する。必要な場合は航空機により空輸、物資投下等を行う。

9 危険物の保安確保

危険物に対する保安については、関係機関と緊密な連絡をとり、必要に応じ次の措置をとる。

(1) 海面に油、放射性物資等の危険物が流失した場合はその付近の警戒を厳重にすると共に、油の拡散防止、火災の発生防止、避難勧告に努め、港内における船舶交通の制限又は禁止を行いその他の海域においては、船舶進行の停止、航行経路の変更等の指導を行う。

(2) 港内における危険物積載船舶に移動を命じ、又は航行の制限若しくは、禁止を行う。

(3) 特定港においては、船舶の危険物荷役の制限又は禁止を行う。

10 治安の確保

治安を維持するため、巡視船艇を災害地に派遣し付近の警戒を強化すると共に、各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令違反の取締りを強化する。

11 通信の確保

通信を確保するため、通信施設の保全に努めると共に関係機関と緊密な連絡をとり、次の措置をとるものとする。

- (1) 県知事、市町村長から災害に関する重要な通報の発信を依頼された場合は、すみやかに伝送する。
- (2) 防災活動を実施する場合において必要がある時は、職員を派遣し、又は携帯無線機を供用して、関係先との相互の通信確保に努める。

12 法に基づく応急諸業務の実施

災害対策基本法に基づく、発見者からの通報と処理（第54条）物件等に対する応急措置（第59条）居住者等の立退の指示（第61条）警戒区域の設定及び立入制限、禁止、退去（第63条）物件等の応急使用、収用、除去（第64条）応急業務への従事命令（第65条）地元機関に対する応急措置実施の要請又は指示（第77条）応急物資の保管収用（第78条）に関する業務を実施する。

別表 1 海上保安官署一覧表

部署名	所在地	電話
第七管区海上保安本部	北九州市門司区西海岸 1 の 3 番の 10	093 - 321 - 2931 ~ 2936 093 - 321 - 0556
長崎海上保安部	長崎市松ヶ枝町 7 番 29 号	095 - 827 - 5133 ~ 5136 095 - 822 - 4999
五島海上保安署	五島市東浜町 2 丁目 1 番 1 号	0959 - 72 - 3999
佐世保海上保安部	佐世保市干尽町 4 番 1 号	0956 - 31 - 6003 0956 - 33 - 4999
平戸海上保安署	平戸市岩ノ上町 1529 - 2	0950 - 22 - 4999
対馬海上保安部	対馬市厳原町厳原東里 341 - 42	0920 - 52 - 0640 0920 - 52 - 0118 0920 - 52 - 4999
比田勝海上保安署	対馬市上対馬町比田勝	0920 - 86 - 2113 0920 - 86 - 4999
壱岐海上保安署	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 648 - 5	0920 - 47 - 0508
北九州航空基地	福岡県京都郡苅田町空港南町 9 番 (北九州空港敷地内)	093 - 474 - 7006

別表 2 所属巡視船艇及び航空機一覧表

所属部署	巡視船艇・航空機			
長崎海上保安部	大型巡視船	1 隻	小型巡視船	1 隻
			小型巡視艇	3 隻
五島海上保安署	中型巡視船	1 隻	小型巡視艇	1 隻
佐世保海上保安部	中型巡視船	2 隻	小型巡視艇	4 隻
			放射能調査艇	1 隻
平戸海上保安署	小型巡視艇	1 隻		
対馬海上保安部	小型巡視船	2 隻	大型巡視艇	1 隻
比田勝海上保安署			大型巡視艇	2 隻
唐津海上保安部	中型巡視船	1 隻	大型巡視艇	1 隻
			小型巡視艇	1 隻
壱岐海上保安署			大型巡視艇	1 隻
北九州航空基地	中型ジェット飛行機	2 機		
	中型飛行機	2 機	中型回転翼航空機	2 機

第17章 救急医療対策計画

(医療政策課)

1 計画の目的

この計画は、本県の市町の地域に集団的に、多数の死傷者が発生した場合における救急医療応急対策が、迅速かつ的確にできる体制の確保を図ることを目的とする。

2 計画の性格

この対策は、集団的な死傷者に対する応急対策であって、事故等の発生に直接関係する施設の管理者等の組織する救急医療体制、市町等の通常の救急医療体制をもって処理することのできない場合などの特殊的な救急医療対策をいう。

3 計画の推進

(1) 関係機関

集団的な死傷者が発生した場合の責務を有する機関は、緊密に連携・協力して、迅速かつ効果的な救急医療対策を実施できるように努めるものとし、必要に応じて連絡会議を開催する。

救急医療対策の推進のための主な関係機関は、次のとおりとする。

県
警察
市町
消防機関
県医師会（JMAT長崎）
県歯科医師会
郡市医師会
医療機関
日本赤十字社長崎県支部
自衛隊
長崎DMAT
その他

(2) 推進事業

関係機関は、次の事項について連携し、救急医療対策を樹立するものとする。

救急医療体制の整備
通報・連絡
医薬品、資機材の確保及び輸送
死傷者の輸送及び収容
医療関係者の出勤
関係機関等の連携・調整
その他

(資料編10 救急医療体制)

第18章 農林水産物災害応急対策計画

第 1 節 稲

(農業イノベーション推進室)

1 水害技術対策

(1) 水害発生前の対策

- ア 軟弱苗は水害に弱いので、厚まきを避け、緑化、硬化を適正に行い、健全な苗を育てる。
- イ 田植終了後も残り苗は当分の間、通常の管理を行い災害に備える。
- ウ 7月初めまでの水害に備えて、早生品種の種籾を確保しておく。

(2) 冠水期の対策

ア 本田期の対策

(ア) 改植しない場合

冠水したほ場は早期排水に努める。

但し、排水方法としては、晴天高温が続くときに古い水を一時に排水してしまうと、稲がしおれて枯死することがあるので、古い水を排水する一方、代りに新しい灌がい水を少しずつ流し込む。

流入した砂や泥土、異物などの排除を行うとともに株元をほぐす。

冠水後も生葉があり、また新根が発生している場合は、回復が可能であるので、植替えしないで肥培管理に努める。

耕土が酸素不足になっているので、落水して一時田を干し、その後は間断灌水に努める。

稲の回復を促進するため、生育に応じた追肥を行う。

除草剤については、稲の回復を待って散布する。

黄化萎縮病の常発地では薬剤防除を行う。

葉いもちや白葉枯病が激発することが多いので、速やかに薬剤防除を行う。

(イ) 再育苗する場合

出穂安全限界期(9月13日頃)内になることが必要であるので、次の稚苗移植時期(諫早平坦)を基準として、およそ15~18日前までに、播種する。

播種にあたっては、水稻生育シミュレーションを利用して、遅植限界日の目安を把握する。

諫早平坦地における遅植限界日

品 種 名	早晚性	遅植限界日	出穂期	成熟期
なつほのか	早の晩	7月23日	9月13日	11月6日
ヒノヒカリ	中の中	7月30日	9月14日	11月6日
にこまる	中の晩	7月20日	9月13日	11月6日

注) 水稻生育シミュレーションにより平年値で予測

品種は秋冷による不稔に備えて、出穂安全限界期内に収穫させるため、早生品種を入手する。

育苗箱数は（苗床面積は）2割程度増す。

育苗日数は、箱育苗で15～20日を目標とする。

2 干害技術対策

(1) 用水対策

ア ため池や用水等の水利施設を整備する。

イ 常に貯水量を把握し、関係者の話し合いの中で節水栽培を行う。

ウ 地下水を利用できる場合は、ボーリングや井戸等によって確保する。

エ 常習干ばつ地域では早期栽培と普通期栽培の組み合わせや、早・中生品種栽培の導入等により計画配水を行うこと等で水の有効利用を図る。

オ 河川地帯等で用水不足の地域では、還元灌がい等の施設を設ける。

カ ポンプの所有台数及び設置場所等を点検しておく。

(2) 移植が遅延した場合

ア 実用的限界育苗日数は、箱育苗（1箱180以上播）で播種後35日（苗令3.5葉）程度である。

イ 育苗箱は風通しのよいところにおき、箱の間隔を5～10cmあけて苗のムレを防ぐ。

ウ 箱育苗、水苗代とも極端に肥料切れした場合に追肥し、苗の老化を防ぐ。

エ 箱育苗は、灌水量を少なくする。

オ 伸びすぎた場合は葉先を軽く剪除する。

カ 植付けが可能になった時点で苗に追肥をする。

キ 箱施薬は、植付けの目途が確実にってから施用する。但し、徒長軟弱の場合はとりやめる。

ク 老化苗は分けつが少なくなるので、植付株数や本数を増加する。

ケ 除草剤の使用にあたっては薬害の少ない除草剤や田植後遅く使用しても効果の高い除草剤を選ぶ。

コ 施肥量は基準量とする。

(3) 植え付けた水田の用水不足の場合

ア 苗の活着後は、節水のため時々田面に水を走らせる程度とし、白乾を防ぐ。

イ 初中期除草剤の使用は中止し、後期除草に努める。

ウ 畦畔の漏水防止を徹底する。

エ 畦畔附近に青草を切って敷く。

オ 亀裂が生じた場合は、田面を浅くけずって亀裂を埋める。なお、降雨があった場合は中耕機を通して水持ちをよくする。

カ いもち病の多発が予想されるので、防除を徹底する。

キ 出穂前の10～15日頃と出穂開花期には努めて灌水する。

ク 枯死又は移植不能となった場合は、共済組合（単協、県連）と連絡をとりながら代替作物を作付ける。

3 冷害技術対策

(1) 早生品種を早植えする。

(2) 健苗を育成して、活着を促進し生育を早める。

(3) 水管理

ア 冷水灌漑田や漏水田等においては掛流しを避け、昇温灌漑法をとるよう指導する。

中間止水灌漑等も水温上昇に有効であるが、灌漑水の供給量等を考慮して押水灌漑等実施しやすい方法により水温の上昇を図る。

(注) 押水灌漑は掛流し灌漑との中間的な方法であり、水尻(排水口)をふさいで水田で減水しただけの水が少量ずつ水路から連続的に補給される灌漑法である。普通、用水路にせきをつくり、水が自然に水田に流入するようにする。

イ 生育初期に低温日照不足により稲の生育が軟弱徒長ぎみのときは、晴天の日を選んで日干し等を行い、倒伏防止を図る。

ウ 山間地においては、水稻の幼穂形成期(出穂前10~15日)にかけて著しい気温の低下(最低気温で16以下)をきたし、障害型冷害の発生のおそれのあるときは、できるだけ深水(15cm位)にして幼穂を低温から保護する。

(4) 漏水及び湧水防止

畦畔の破損、モグラ、ケラの害等による畦畔からの漏水を防いで水温の低下を防ぐ。また、田の中から冷水の湧き出るところは、湧口のまわりに手あぜを作り、湧水を水田の外に導き、水温の低下を防止する。また、冷水が湧出する水田は、溝をつくって冷水を捨てる。

(5) 除草

低温寡照の条件下においては、稲が軟弱徒長して除草剤に対する抵抗性が弱くなっており、また、雑草の発生も少ないか、あるいは遅れているので、次のことに注意して除草剤を使用する。

除草剤の使用は晴天の日を選んで行う。

(6) 施肥

ア 堆肥等の施用は早目に行い、肥効が遅く現れないようにする。

イ 土壌改良資材や、磷酸質肥料等を増肥する。

(7) 病虫害防除

いもち病：低温寡照が続く場合は葉いもちの多発が懸念されるので、早目の防除を徹底する。

4 風害(大雨)技術対策

(1) 台風の接近中は、早目に深水にして倒伏及び損傷防止、フェーンによる被害防止に努める。また通過後も水田が乾かないように十分注意する。

(2) 排水路を整備し、冠水を防止する。

(3) 倒伏した場合は、落水を行うと同時に、穂先を水から上げる。

(4) 倒伏した場合は、ウンカ類の発生が多くなるので、発生に注意し防除を行う。

(5) 風水害後は、穂いもちが多発することが多いので、速やかに薬剤散布を行う。

(6) 用排水路が破損した場合、緊急に水路を整備する。なお、早急に整備ができない場合は、

仮設水路を設ける等して、湛水できるように対策を講じる。

- (7) 冠浸水した場合は、速やかに排水を図る。
- (8) 海水が流入した場合は、排水と同時に多量の水を掛流しする。また、潮風により塩分が付着したときは、清水で洗い流す。

第2節 麦

(農業イノベーション推進室)

1 播種期の長雨(播遅れ)技術対策

- (1) 播種量を増加する。
- (2) 小麦にはシロトビムシの被害が発生するので、播種前の薬剤種子粉衣を行う。
- (3) 排水を図り根の活性を良くし、生育促進に努める。
- (4) 施肥は基肥量を多くし、初期生育の促進を図る。
- (5) 踏圧は、第3葉展開後に実施する。

2 生育後期の長雨技術対策

- (1) 水田麦作では、排水を良くするために溝さらえを行う。
- (2) 収穫が適正かつ迅速にできるよう収穫機及び乾燥機を整備する。

第3節 かんしょ

(農業イノベーション推進室)

1 冷害技術対策

種いも貯蔵中、降雪による低温により腐敗することがあるが、とくに屋外貯蔵の場合、イモガマに積雪したときは早急に除雪するとともに、イモガマに、冷水が入らないよう注意する。また、貯蔵温度にも注意し、10 以下に低下するような場合は、更にワラ囲い等を行い保温に努める。

育苗期の低温により、苗の伸長を停止又は抑制するので保温に努める。

挿苗期の低温により、活着及び初期生育が悪く、減収するので、地温15 以上で挿苗する。

第 4 節 ばれいしょ

(農業イノベーション推進室)

1 風害技術対策

- (1) 生育初期のものは株元が動かないよう土寄せを行う。
- (2) 茎葉の損傷により疫病等が発生しないよう、薬剤散布を行う。

2 水害技術対策

- (1) 生育初期のもので株元が露出した場合、速やかに土寄せを行う。
- (2) ほ場に冠水することのないよう、特に水田では排水溝の整備を行うとともに、冠水した水は早急に排除し、根腐れ(いもの腐敗)を防止する。
- (3) 春作ばれいしょでは降雨後、晴れ間をみて疫病の防除を徹底する。

3 干害技術対策

- (1) 秋作で植付後の干ばつは、種いもの腐敗を助長するので萌芽まで極力かん水に努める。
- (2) 干ばつ期の早期の中耕・培土は、土壌表面を乾燥させやすいので注意する。
- (3) アブラムシ類、ジャガイモガ、ニジュウヤホシテントウ、ハスモンヨトウ等の害虫が発生しやすいので防除を徹底する。

4 寒害技術対策

- (1) 春作ばれいしょの植付けは、標高200m以上の地帯は早植を避け、マルチ作業もやや遅めに行う。
- (2) 霜害を受けた場合、腋芽から新葉が再生するのを待って葉面散布を行う。

第 5 節 園芸作物

(農業イノベーション推進室)

1 風害技術対策

(1) 果樹

- ア 防風樹(網)を整備・補強する。
- イ 果樹棚の補強及び枝の結束、高接ぎ樹の枝の結束、幼木の支柱立てを行う。
- ウ ハウス栽培では、施設の補強及びハウスバンドでビニールを十分おさえ耐風性を高める。
また、強風が吹くときは、吸気口を閉め換気扇をまわす。しかし、停電や尚一層の強風でハウス本体が破損する恐れのある場合は、ハウスバンドを切りビニールを除去する。
- エ 収穫期に入っている果樹又は収穫間近いものは、事前に収穫する。
- オ 倒伏した樹は健全な根を切断しないようにできるだけ早く引き起こし、支柱を立てて固

定する。

カ 枝折れ、枝裂けが生じた場合は、可能な限り結束して癒合を図る。しかし、枝を切り落とした場合は、傷口に癒合促進剤を塗布する。

キ 潮風等を受けた場合は、できるだけ早く清水を十分散布し、塩分を除去する。

ク 落葉を生じた場合は、樹勢の早期回復と翌年の生産安定のため、残葉数に応じて摘果する。

ケ 落葉が過半数にも及ぶ場合には、日焼け防止のため、幹や大枝に日焼け防止剤を塗布する。

コ 病害発生予防のため、事前に薬剤散布を行う。特に、台風通過後は風傷等から感染が拡大するので、早めに薬剤散布する。

サ 強風下での作業には、危険がともなうので十分注意する。

(2) 野菜・花き

ア 하우스、トンネル等の施設は倒壊しないよう基礎及び支柱を補強させるとともに、ネット、ひも等でビニールの破損防止に努める。

イ 生育初期は、株元が動かないよう土寄せか敷わらを行う。

ウ 地上をはうつる性のものは、つる先が傷まないようべたかけ資材や魚網等で所々をおさえ、土でとめる。

エ 支柱栽培のものは支柱の補強、結束等を行い、倒伏を防止する。生育中のものは支柱より離しネット等で被覆する。

オ 風のあとは、作物が倒伏した場合は、すみやかに引き起こす。また、病害の発生に注意し薬剤散布を行う。さらに、液肥の葉面散布等によって草勢の回復に努める。

作物が倒伏した場合は、曲がり等品質低下、病害の発生助長が懸念されるため、すみやかに引き起こす。また、作物が風によって草勢が弱った場合はその回復のために液肥散布を行う。

カ 潮風等を受けた場合は、速やかに清水で洗い流す。

キ 移植可能な野菜花きは補植苗を準備し、欠株した場合は速やかに植付ける。

2 水害技術対策

(1) 果樹

ア 勾配や排水溝を設ける等して排水を促し、土壌流亡を少なくする。

イ 集排水溝の土砂さらえをするとともに、木の根元の土が流失した箇所には覆土を行う。

ウ 樹が埋没した場合は、周辺の土砂を速やかに除去する。

エ 平坦地で冠水した場合は、早急に排水する。

オ ハウス栽培では、ハウス内に雨水が流入しないようハウス周囲の側溝、排水溝を整備して、雨水を排除する。

カ 病害発生予防のため、事前に薬剤散布を行う。

(2) 野菜・花き

ア は種後、雨で種子が露出しないよう敷わらを十分行う。

イ 生育初期のものは株元の露出を防止するため土寄せをし、敷わらを行う。

- ウ ほ場に冠水することのないよう排水溝の整備を行うとともに、冠水した水は早急に排除し根腐れを防止する。
- エ 雨後晴れ間をみて病害の発生を防止するために薬剤を散布する。
- オ 移植可能な野菜は補植苗を準備し、欠株した場合は速やかに植付ける。

3 干害技術対策

(1) 果樹

- ア 流水、湧水、貯水等の確保に努める。
- イ 敷わら、敷草を行い土壌水分の蒸散防止に努める。
- ウ 極力灌水を行う。特に幼木には、こまめな灌水を行う。
- エ 干ばつの被害が進行した樹では、その程度に応じて摘果（摘房）を行って樹体への負担を軽くし、樹勢の回復に努める。
- オ ハダニ、カメムシ等の発生増加に注意し、適期防除に努める。
- カ 樹勢の弱った樹のせん定は、なるべく軽く行う。
- キ 薬剤散布は早朝の涼しい時間帯に行う。

(2) 野菜・花き

- ア 敷草、敷わらを行い、極力かん水に努める。
- イ 中耕除草は、干ばつ時はしないか又は実施する場合も表面のみ軽く削る程度にとどめる。
- ウ 肥料は固形では吸収されにくいので、必要な場合には水にうすめて夕方に施す。
- エ 薬剤散布は日中をさけ、朝夕の涼しい時に行う。

4 寒害（霜害）技術対策

(1) 果樹

- ア 収穫に入っている果樹または収穫期に近いものは、異常低温襲来前に収穫するか、袋かけまたは防寒資材で樹冠を被覆し保温に努める。
- イ 防風垣（網）を整備・補強する。
- ウ 冷気の停滞する所では、防風垣の下枝を 1 m 程度刈り上げ風の流れをよくする。
- エ 積雪による枝折れ、枝裂けを防止するため、支柱等による枝の補強や枝をひもで結束する。なお、枝折れ、枝裂けが生じた場合は、可能な限り結束して癒合を図るが、枝を切り落とした場合は、傷口に癒合促進剤を塗布する。
また、ネット栽培では崩壊防止のため、ネットは片側に寄せて結束しておく。
- オ 積雪の場合は、早急に除雪に努める。
- カ 하우스に積雪した場合は、内張りカーテンを巻き上げて、暖房熱で屋根の雪を溶かす。
又、必要に応じて除雪も行う。除雪作業は危険を伴うので十分注意する。
- キ 霜害を受けた場合、なしでは残花の着果率を高めるため人工受粉を徹底する。
ぶどうでは、主芽が被害を受けた場合、副芽を利用する。

(2) 野菜・花き

- ア ビニール被覆、マルチング、べたがけ資材等により地温の上昇を図る。
- イ 生育初期における窒素質肥料の多施用を避ける等、健全な生育管理に努める。

- ウ 早まき、早植えを極力避ける。健苗の育成に努める。
- エ 積雪による被害を受けやすい地域では、施設の破損、倒壊を防止するため、施設の点検に努め、必要に応じて補強、破損ヶ所の補修を行う。
- オ 積雪時には、栽培施設内の温度を高め、積雪の落下を促進する。又、速やかな除雪を行う。
- カ 被害が発生した場合には、欠株の補植、速効性肥料の施用等適切な肥培管理により、草勢の回復を図るとともに、病害虫の防除を徹底する。

第 6 節 茶

(農業イノベーション推進室)

- 1 風水害技術対策
 - (1) 防風垣、防風ネット等による防風対策を実施する。
 - (2) 茶園周囲に排水溝を掘り、または清掃整備し、他からの表面水の流入を防ぐ。
 - (3) 倒伏した幼木は、動く範囲で引き起こし、根本を固める。株元に穴が開き根が露出した場合は、直ちに覆土する。
 - (4) 葉ずれや葉傷みが激しい場合は、輪斑病や赤焼病の発生を予防するための殺菌剤を散布する。
 - (5) 茶樹に塩の付着が認められれば直ちに水で洗い流す。
- 2 干害技術対策
 - (1) 敷草などを行い、地表からの水分蒸散を防ぎ、適宜かん水を行う。
 - (2) 根を切る強い土壌管理作業を避ける。
 - (3) カンザワハダニ、チャノミドリヒメヨコバイ等の害虫発生に注意し、適期防除に努める。
- 3 寒干風害技術対策
 - (1) 機械油乳剤を散布する。季節風の強い所では、茶株面の直接被覆を組み合わせる。
 - (2) 防風ネットなどを整備する。幼木園ではソルゴーなどの防風作物を間作しておく。
 - (3) 被害が軽微の場合は、そのままにしておく。被害が中程度で青枯、赤枯の茎葉が1番葉に混入するようであれば、春整枝時期に摘採面を揃える程度に軽くせん除しておく。被害が甚だしく、枝枯、落葉している場合は健全部位までせん枝するか、深刈り、中切りなどの更新を行う。
- 4 凍霜害技術対策
 - (1) 間接被覆、防霜ファンの活用を図る。
 - (2) 防霜ファンの未設置園で直接被覆を行っている茶園は、被害を助長する場合があるので芽の生育程度によっては事前に撤去する。

- (3) 二葉期末満で被害を受けた場合は、放任する。
二葉期以上で被害を受けた場合は、被害部をせん除する。
部分的に被害を受けた場合は、無被害（軽被害）部の摘採を行った後に整枝する。
- (4) 芽出し肥を施用していない茶園と、摘採が大幅に遅れる茶園は、速効性窒素肥料で芽出し肥または追肥相当量を直ちに施す。
- (5) カンザワハダニ、赤焼病の被害が増大するので、発生を認めたら初期防除を徹底する。

第 7 節 畜産

(農業イノベーション推進室)

1 風水害技術対策

(1) 家畜飼養管理対策

- ア 強風、突風により、畜舎等の倒壊、損傷が懸念されるので、屋根等の補強を実施するとともに、畜舎等周辺を十分に点検し、雨水の流入、浸水等がないように、排水溝や周辺道路の点検等を行う。
- イ 浸水、雨漏り等から畜舎内は、高温多湿、不衛生となるので、災害が落ち着いたら速やかに畜舎及びその周辺の排水を図り、敷料の交換、空気の入替え、排せつ物の搬出等により、乾燥化を図るとともに消毒を実施する。
- ウ 畜舎内外の清掃、消毒を実施し、細菌、ウイルス並びにその媒介物となる害虫、吸血昆虫を駆除するとともに、家畜保健衛生所等との連絡により伝染病の予防並びに消化器病、外傷等異常家畜の早期発見と観察に努める。
- エ 酪農経営については、特に衛生的な牛舎環境と搾乳器具の取扱いを行い、搾乳後の生乳の冷却に努める。また、停電に備え発電機を確保しておく。
- オ 変敗又はカビが発生した飼料は給与しない。

(2) 飼料対策

- ア 保管中の飼料については、床面の浸水に対する排水の促進と床面の乾燥化を図る。また飼料庫の換気に努め飼料の湿害、虫害、変敗、カビ発生の防止を図る。
- イ 飼料畑については、長雨、水害によって飼料作物の茎葉は軟弱に生育し、倒状しやすいので、十分にほ場周囲の水溝を掘り、乾土化に努めるとともに、中耕、培土、追肥を実施して生育促進を図る。
倒状又は湿害により再生の見込みがないものは、早期に刈り取り給与するか又はサイレージ、乾草等の貯蔵飼料として利用する。また流失冠水等により発芽不良が予測される場合には、再播用種子の確保に努める。

2 干害（暑熱）技術対策

(1) 家畜飼養管理対策

- ア 畜舎を開放し、通風、換気に努める。

- イ 屋根裏への断熱材の設置及び屋根への消石灰塗布などにより放射熱の低減を図る。
 - ウ 畜体等への散水・散霧により家畜の体感温度の低下を図る。
 - エ 密飼いを避ける。
 - オ 寒冷紗やよしずを設置するなど家畜への直射日光を避ける。
 - カ 嗜向性、養分含量の高い飼料及び新鮮な水を十分与える。
- (2) 飼料対策
- ア 干害で正常な生育が期待できない場合は、早めに刈り取り、乾草又はサイレージとして貯蔵し利用する。
 - イ 土壌の保水力を高めるためできるだけ堆肥を施用するよう努めるとともに、播種後の乾燥を防止するため鎮圧を十分に行い、初期生育を促す。
 - ウ 放牧地等草地については、過放牧、過度の低刈りや短い間隔での刈り取りを避け、貯蔵養分の消耗を軽減して草勢の維持に努める。
- 3 寒害（冬期）技術対策
- (1) 家畜飼養管理対策
- ア 保温材で被覆するなど、給水施設の凍結を防止する。
 - イ 畜舎のすきま風を防ぎ、保温に努める。
 - ウ 畜舎の換気、採光に努める。
- (2) 飼料対策
- ア 寒害時の刈り取りは避け、生育が回復してから行う。
 - イ 発芽が悪い時は、早めに追播又は播直しを行う。
 - ウ 生育が悪い時は、暖かくなってから生育状況に応じて、追肥を行う。
 - エ 粗飼料の不足に備えて、稲わらや、その他貯蔵飼料を十分確保しておく。

第 8 節 林木等

(林政課)

1 苗畑

苗畑の干害対策

- ア 灌水を行う。灌水をはじめたら毎日続ける。
- イ 灌水できない所では、蒸散抑制剤を散布し、葉面及び土壌からの水分蒸発を防止する。
- ウ 苗間にわらなどを敷く。
- エ は種床では、朝に日覆をかけ、夕方に日覆を取りはずし、夜露をあてる。
- オ 除草剤の多使用は避け、中耕除草は干ばつ時はしないか、又は実施する場合は表面を軽くけずる程度にとどめる。
- カ 地温が30 を越えると微粒菌核病が発生しやすいので、適宜灌水するか土壌消毒をする。
- キ 薬剤散布は日中を避け、朝夕の涼しい時に行う。

2 造林木

- (1) 干害対策としては、尾根筋、風衝地帯では干ばつ時の下刈り作業を避け、造林地の水分の蒸発を抑制する。
- (2) 造林木の風害、潮害跡地の復旧対策としては
 - ア 台風等により林内に被害を受けた場合、50%以上の根返り幹折等の被災林地については伐倒整理し、防風林帯を設け今後の台風被害の軽減に十分留意し再造林を行う。
 - イ 齢級以下の幼齢木の根ゆるみ及び倒伏木等は、回復の見込みがあるものについては早い機会に倒木起し等を実施し回復に努める。
 - ウ 潮害被災林については被害の程度を考慮し、樹勢回復のための手入を行う。元玉より柱材 1 本の利用が不可能な材分については、耐潮性等を考慮しながら改植再造林を行う。

3 しいたけ

- (1) ほだ木が直射日光を受けると、しいたけ菌糸に悪影響を与えるので、笠木の補充を行い直射日光を避ける。
- (2) 干ばつ時の下草の刈りすぎは、ほだ木の乾燥を促し、しいたけ、菌糸の伸長、ほだ化を阻外するので、伏込地、ほだ場の状況をみて行う。
- (3) ほだ場の乾燥しやすい場所では、ほだ木を低く組んだり、倒すなどして水分調節を行う。

第 9 節 藻類養殖

(水産加工流通課：水産経営課)

1 風害技術対策

(1) 種付け時期における対策

種付け時期に暴風により、網ヒビ、幹縄等の流出、破損又は、流れ藻等による芽切れ等、甚大な被害をうけた場合は次の応急技術指導を実施する。

ア 種付け指導

風波により芽切れしたものについては、糸状体による種付、重ね張り及び種糸の取り替え等による種付技術の指導を実施する。

なお、流れ藻により被害を受けやすい漁場については、前もって防除施設を設置させる。

イ 網ヒビ等の張り替え

養殖施設の流出、破損したものについては、予備網ヒビに張り替え、種網の取り替えを行わせる。

(2) 養殖期間における対策

12月中までの被害であれば 1 . の (1) と同様な技術指導を実施する。

(3) 被害発生時の対策

被害が発生した場合は養殖施設資金、種苗購入資金のあっせん等を行う。

第10節 貝類養殖（真珠養殖を含む）

（漁業振興課：水産加工流通課：水産経営課）

1 風害対策

台風時の風浪による筏施設のき損、筏の流失、養殖カゴ落下等の被害については、

- （１）風浪の強い海域においては、漁業権の設定にあたり風浪の影響について十分配慮するとともに、漁業権者に対し、漁場の行使について指導する。
- （２）最悪の事態が予想される場合は安全な海域に一時避難させる。
- （３）被害が起こった場合は稚貝購入資金のあっせん等を行う。

2 水害対策

豪雨又は長期降雨による筏の流失、くろ貝等のへい死被害については、

- （１）豪雨又は長期降雨による影響を受け易い海域においては、漁業権の設定にあたり、十分配慮するとともに、漁業者に対し漁業の行使について指導する。
- （２）被害が予想される場合は、
 - ア 深吊りを行わせる。
 - イ 安全な海域へ避難させる。
- （３）被害が発生した場合は、稚貝購入資金のあっせん等を行う。

3 冷害、干害等対策

恒常的に異常海況が発生する海域においては、毎年相当量の貝類が異常へい死しているが、かかる海域には漁業権を設定すべきでないが、

- （１）冷害、干害等の被害を未然に防止するための避難漁場（避寒、避暑漁場）の設定を積極的に進める。
- （２）安全な海域に一時避難させる。
- （３）被害が生じた場合は、稚貝購入資金のあっせん等を行う。

第11節 魚類養殖

(漁業振興課：水産加工流通課：水産経営課)

1 風害対策

台風時の風浪による筏施設の破損、筏の流失、又は生簀網の破損、養殖魚の散逸等の被害については、

- (1) 風浪の強い海域においては、漁業権の設定にあたり、その影響について充分配慮するとともに、漁業権者に対し漁場の行使について指導する。
- (2) 被害発生事態が予想される場合は、安全な海域に一時避難させる等の指導を実施する。
- (3) 被害が発生した場合は、養殖施設資金、種苗購入資金のあっせん等を行う。

2 水害対策

豪雨又は長期降雨による筏の流失又は養殖魚のへい死被害については、

- (1) 豪雨又は長期降雨による影響を受け易い海域においては、漁業権の設定にあたり、充分配慮するとともに、漁協に対し漁場の行使について指導する。
- (2) 被害発生事態が予想される場合には、安全な海域へ避難させる等の指導を実施する。
- (3) 被害が発生した場合は養殖施設資金、種苗購入資金あっせん等を行う。

第19章 公共土木施設災害応急対策計画

(建設企画課：道路維持課：港湾課：砂防課：河川課
：農村整備課：漁港漁場課：九州地方整備局)

1 実施機関

災害時における応急工事は、応急工事を必要とする施設等の管理主体が応急工事に必要な要員及び資材、機械を確保して施工する。

- (1) 国土交通省
- (2) 県
- (3) 市町

2 応急工事施工の体制

(1) 要員及び資材の確保

実施機関は災害時における応急工事を迅速に施工するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

ア 技術者の現況把握及び動員

実施機関は、地元建設業者の施工能力を常時把握しておき、災害時には、土木建設関連協会等と締結した大規模災害支援協定を活用するなど、建設業者に緊急要請を行い直ちに動員できるよう適切な措置を講ずるものとする。

イ 建設業者の現況把握及び動員

実施機関は、地元建設業者の施工能力を常時把握しておき、災害時には、建設業者に緊急要請を行い直ちに動員できるよう適切な措置を講ずるものとする。

ウ 資材の確保

実施機関は、工事中特殊車両や復旧資材等を確保し、応急工事を迅速に施工するため、大規模災害支援協定を締結した土木建設関連協会等への要請や情報交換を行うなど、災害時における緊急確保の措置を講ずるものとする。

なお、輸送については、調達先から輸送方法、輸送経路をあらかじめ定めておくものとする。

(資料編に大規模災害支援協定を締結した土木建設関連協会等を掲載)

(2) 関係機関に対する応援要請

災害対策基本法第29条、第74条及び自衛隊法第83条に基づく派遣要請や、九州地方整備局との災害時の応援に関する協定に基づく応援要請等を行い、他の機関より応援を求める。

3 応急工事の施工

(1) 河川、海岸

河川、海岸の応急措置としては、通常本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出を止める工事を行う。

ア 応急仮締切の施工

仮締切工事施工位置の状況により次の工事を行うものとする。

- (ア) 在来法線位置締切
- (イ) 堤外月輪型締切
- (ウ) 堤内月輪型締切
- (エ) 河口締切
- (オ) 後退締切

イ 応急仮締切工事の工法

従来施工されてきた応急仮締切工事の工法はおおむね次のとおりである。

- (ア) 土俵工法
- (イ) 杭打工法
- (ウ) 捨石（捨ブロック工法）
- (エ) 枠類工法
- (オ) 沈床工法
- (カ) 沈船工法
- (キ) サンドポンプ船工法

(2) 道路

ア 応急工事

被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保をはかる。

- (ア) 排土作業又は盛土作業
- (イ) 仮舗装作業
- (ウ) 障害物の除去
- (エ) 仮道、さん道、仮橋等の設置

イ 応急工事の順位

救助活動の災害応急措置を実施するための道路、橋梁から重点的に実施する。

ウ その他

上下水道、電気ガス、電話等道路専用施設の被害が発生した場合は、当該施設の管理者及び道路管理者は相互に連絡し、適切な応急措置を行うものとする。

なお緊急時においてそのいとまがない時は、直ちに応急措置を行い、事後連絡するものとする。

(3) 砂防施設

ア 流路工応急工事

流路工が決壊したときは、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は板柵等をもって通常の出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。また仮工事では著しく手戻り工事となるか、又は効果のないと認められる場合は応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。

イ 砂防えん堤応急工事

砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう板柵その他の工法を施工する。

(4) 港湾、漁港

ア 背後地に対する防護

高潮、波浪による防潮堤の破堤又は欠壊のおそれがある場合には補強工作を行い、破堤又は欠壊した場合には潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。

イ 航路、泊地の防護

河川からの土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が埋そくし、使用不能となった場合は、応急措置として堆積物や漂流物の除去を行う。

ウ けい留施設

岸壁、物揚場等の決壊に対する応急措置は、欠壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

4 被災施設の復旧等

- (1) 国土交通省及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。
- (2) 国土交通省は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わって自ら指定区域外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。
- (3) 国土交通省は、補助国道、県道又は市町村道について、県又は市町から要請があり、かつ当該県又は市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で当該県又は市町に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県道又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。
- (4) 国土交通省及び独立行政法人水資源機構は、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、県知事等から要請があり、かつ当該県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を当該県知事等に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、当該県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、県等に対する支援を行う。

第20章 空港災害対策計画

(港湾課：長崎空港事務所)

空港及びその周辺における航空機事故並びに、空港における災害緊急事態の発生に際し、消火及び搜索救難活動を迅速かつ的確に実施する。

また、滑走路、エプロンその他空港施設が災害を受けた場合、又は空港内で重大な事故が発生した場合は航空施設の早期復旧に努力し、航空交通の早期再開を図る。

この災害が原因して、空港周辺の人畜物件に被害を及ぼす恐れのあるときは、直ちに応急復旧を実施する。

1 長崎空港

(1) 合同対策本部の設置

長崎空港及びその周辺における航空機災害等による災害復旧の応急対策を実施するにあたっては、関係機関の協力により、長崎空港事務所に合同対策本部を設置し、迅速かつ適切な事故処理の実施を確保する。

(2) 事故処理要領

事故処理の実施にあたっては、「長崎空港緊急時対応計画」に基づき処理する。

(3) 関係機関の業務分担

関係機関は、上記(2)の事故処理要領に基づき、次の機関で構成する。

ア 長崎空港事務所	事故処理の総括的業務
イ 佐世保海上保安部	海上における搜索救難並びに事故処理に必要な業務
ウ 福岡入国管理局長崎出張所	C I Q業務に関する業務
エ 長崎税関長崎空港出張所	〃
オ 福岡検疫所長崎検疫所支所	〃
カ 動物検疫所門司支所長崎空港出張所	〃
キ 門司植物防疫所福岡支所長崎出張所	〃
ク 福岡航空地方気象台	災害発生時の気象観測及び気象予報
ケ 陸上自衛隊第16普通科連隊	災害派遣に関する業務
コ 陸上自衛隊第7高射特科群	〃
サ 海上自衛隊第22航空群	〃
シ 長崎県(危機管理課)	地域防災計画に関する業務
ス 大村市	〃
セ 長崎県警察本部	警備並びに事故処理に必要な業務
ソ 大村警察署	〃
タ 県央地域広域市町村圏組合消防本部	消火救難に関する業務
チ 大村消防署	〃
ツ (社)長崎県医師会	医療救護班応援要請の調整
テ (社)大村市医師会	負傷者収容並びに手当に関する業務

ト (社)諫早医師会	負傷者収容並びに手当に関する業務
ナ (社)東彼杵郡医師会	〃
ニ (社)西彼杵医師会	〃
ヌ 日本赤十字社長崎県支部	〃
ネ (独)国立病院機構長崎医療センター	〃
ノ (公社)地域医療振興協会市立大村市民病院	〃
ハ 日本航空(株)	事故処理に必要な業務
ヒ 全日本空輸(株)	〃
フ オリエンタルエアブリッジ(株)	〃
ヘ (株)ソラシドエア	〃
ホ スカイマーク(株)	〃
マ 中国東方航空公司	〃
ミ エス・ジー・シー佐賀航空(株)	〃
ム 長崎空港ビルディング(株)	〃
メ 長崎国際航空貨物ターミナル(株)	〃
モ 長崎空港給油施設(株)	〃
ヤ 国際航空給油(株)	〃
ユ (財)空港環境整備協会	〃
ヨ 西日本電信電話(株)	〃
ラ 大村市漁業協同組合	海上における捜索救難業務
リ 安田産業汽船(株)	〃
ル 九州電力送配電株式会社	事故処理に必要な業務

2 福江空港

(1) 航空機災害対策本部

長崎県営福江空港及びその周辺における航空機の事故による災害に関し、迅速的確な消火、救難業務を行い、人命及び財産の保護を図るため、五島振興局及び福江空港管理事務所内にそれぞれ航空機災害対策本部及び同現地対策本部を設置する。

(2) 事故処理要領

事故処理の実施にあたっては、「福江空港緊急時対応計画」に基づいて処理する。

(3) 関係機関及び業務分担

関係機関は、上記(2)の事故処理要領に基づくが、おおむね次の機関で構成する。

ア 大阪航空局長崎空港事務所	事故処理に必要な業務
イ 福岡航空地方气象台福江航空気象観測所	〃
ウ 長崎県警察本部	警備並びに事故処理に必要な業務
エ 五島警察署	〃
オ 五島振興局保健部	負傷者の収容並びに手当に関する業務
カ 長崎県五島中央病院	〃
キ 五島医師会	負傷者の収容並びに手当に関する業務

ク 五島市	事故処理に必要な業務
ケ 五島市消防本部	消火救難に関する業務
コ 航空会社	事故処理に必要な業務
サ 福江空港ターミナルビル株式会社	〃
シ 長崎海上保安部（五島海上保安署）	海上における捜索救難並びに事故処理に必要な業務
ス 航空自衛隊西部航空方面隊	航空機による捜索、救出支援に関する業務
セ 九州電力送配電株式会社	事故処理に必要な業務
ソ 電気設備会社	事故処理に必要な業務
タ 西日本電信電話株式会社長崎支店	電話回線の措置

3 壱岐空港

(1) 航空機災害対策本部

長崎県営壱岐空港及びその周辺における航空機の事故による災害に関し、迅速的確な消火、救難業務を行い、人命及び財産の保護を図るため、壱岐振興局及び壱岐空港管理事務所内にそれぞれ航空機災害対策本部及び同現地対策本部を設置する。

(2) 事故処理要領

事故処理の実施にあたっては「壱岐空港緊急時対応計画」に基づいて処理する。

(3) 関係機関及び業務分担

関係機関は、上記(2)の事故処理要領に基づくが、おおむね次の機関で構成する。

ア 大阪航空局福岡空港事務所	事故処理に必要な業務
イ 福岡航空地方気象台壱岐航空気象観測所	〃
ウ 長崎県警察本部	警備並びに事故処理に必要な業務
エ 壱岐警察署	〃
オ 壱岐市	事故処理に必要な業務
カ 長崎県壱岐保健所	負傷者の収容並びに手当に関する業務
キ 壱岐医師会	〃
ク 長崎県壱岐病院	〃
ケ 壱岐市消防本部	消防救難に必要な業務
コ 唐津海上保安部（壱岐海上保安署）	海上における捜索救難並びに事故処理に必要な業務
サ 壱岐空港ターミナルビル(株)	事故処理に必要な業務
シ 航空会社	〃
ス 海上自衛隊壱岐警備所	航空機による捜索、救出支援に関する業務
セ 九州電力送配電株式会社	事故処理に必要な業務
ソ 電気設備会社	〃
タ 西日本電信電話株式会社福岡支店	電話回線の措置
チ 水難救済会石田救難所	海上における捜索救難

4 対馬空港

(1) 航空機災害対策本部

長崎県営対馬空港及びその周辺における航空機の事故による災害に関し、迅速的確な消火、救難業務を行い、人命及び財産の保護を図るため、対馬振興局及び対馬空港管理事務所内にそれぞれ航空機災害対策本部及び同現地対策本部を設置する。

(2) 事故処理要領

事故処理の実施にあたっては「対馬空港緊急時対応計画」、に基づいて処理する。

(3) 関係機関及び業務分担

関係機関は上記(2)の事故処理要領に基づくが、おおむね次の機関で構成する。

ア 大阪航空局福岡空港事務所	事故処理に必要な業務
イ 福岡航空地方気象台対馬航空気象観測所	〃
ウ 長崎県警察本部	警備並びに事故処理に必要な業務
エ 対馬南、対馬北警察署	〃
オ 対馬海上保安部	海上における捜索救難並びに事故処理に必要な業務
カ 陸上自衛隊対馬警備隊	捜索、救出支援に関する業務
キ 海上自衛隊対馬防備隊	〃
ク 航空自衛隊西部航空方面隊司令部	航空機による捜索、救出支援に関する業務
ケ 対馬振興局保健部	負傷者の収容並びに手当に関する業務
コ 長崎県対馬病院	〃
サ 長崎県上対馬病院	〃
シ 対馬市医師会	〃
ス 対馬市消防本部	消火救難に必要な業務
セ 対馬市	事故処理に必要な業務
ソ 対馬空港ターミナルビル(株)	〃
タ 航空会社	〃
チ 九州電力送配電株式会社	〃
ツ 電気設備会社	〃
テ 西日本電信電話株式会社福岡支店	電話回線の措置
ト 日本通運(株)福岡航空支店対馬営業所	事故処理に必要な業務

5 上五島空港

(1) 航空機災害対策本部

長崎県営上五島空港及びその周辺における航空機の事故による災害に関し、迅速的確な消火、救難業務を行い、人命及び財産の保護を図るため、新上五島町役場及び上五島空港管理事務所内にそれぞれ航空機災害対策本部及び同現地対策本部を設置する。

(2) 事故処理要領

事故処理の実施にあたっては、「上五島空港緊急時対応計画」に基づいて処理する。

(3) 関係機関及び業務分担

関係機関は上記(2)の事故処理要領に基づくが、おおむね次の機関で構成する。

ア	長崎県五島振興局（上五島支所）	事故処理に必要な業務
イ	大阪航空局長崎空港事務所	〃
ウ	長崎県警察本部	警備並びに事故処理に必要な業務
エ	新上五島警察署	〃
オ	長崎海上保安部	海上における捜索救難並びに事故処理に必要な業務
カ	佐世保海上保安部	〃
キ	新上五島町消防本部	消火救難に必要な業務
ク	新上五島町	事故処理に必要な業務
ケ	五島振興局上五島支所保健部	負傷者の収容並びに手当に関する業務
コ	長崎県上五島病院	〃
サ	海上自衛隊第22航空群	捜索・救出支援に関する業務
シ	九州電力送配電株式会社	事故処理に必要な業務
ス	電気設備会社	〃
セ	西日本電信電話株式会社長崎支店	電話回線の措置

6 小値賀空港

(1) 航空機災害対策本部

長崎県営小値賀空港及びその周辺における航空機の事故による災害に関し、迅速的確な消火、救難業務を行い、人命及び財産の保護を図るため小値賀町役場及び小値賀空港管理事務所内にそれぞれ航空機災害対策本部及び同現地対策本部を設置する。

(2) 事故処理要領

事故処理の実施にあたっては、「小値賀空港緊急時対応計画」に基づいて処理する。

(3) 関係機関及び業務分担

関係機関は、上記の事故処理要領に基づくが、おおむね次の機関で構成する。

ア	長崎県北振興局	事故処理に必要な業務
イ	大阪航空局長崎空港事務所	〃
ウ	長崎県警察本部	警備並びに事故処理に必要な業務
エ	新上五島警察署	〃
オ	佐世保海上保安部	捜索救難並びに事故処理に必要な業務
カ	佐世保市消防局	消火救難に必要な業務
キ	小値賀町消防団	〃
ク	小値賀町	事故処理に必要な業務
ケ	五島振興局上五島支所保健部	負傷者の収容並びに手当に関する業務
コ	小値賀町国民健康保険診療所	〃
サ	西日本電信電話株式会社長崎支店	電話回線の措置
シ	海上自衛隊第22航空群	捜索救難並びに事故処理に必要な業務
ス	九州電力送配電株式会社	事故処理に必要な業務
セ	電気設備会社	〃

第21章 漂流油による沿岸汚染対策計画

(基地対策・国民保護課：地域環境課：資源循環推進課：自然環境課
：漁政課：漁港漁場課：県警察本部：海上保安部)

船舶からの不法投棄、船舶の遭難、衝突等により排出された漂流油による沿岸汚染に対しては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に定められているが、汚染による被害を未然に防止するため、海上保安部、県、市町が一体となって、緊急に防止又は防除するなど、汚染対策として措置しなければならない事項を次のとおりとし、各機関の通報連絡等は別紙1のとおり定める。

1 海上保安部の措置すべき事項

長崎県の行政区域内に担任水域を有する対馬、唐津、佐世保、長崎、三池の各保安部は自己の担任水域において、次の事項を実施する。

- (1) 海洋汚染の監視取締り
- (2) 関係者からの通報の受理、流出油の調査及び長崎県知事への通知
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条に定める防除措置義務者に対する措置命令及び指導
- (4) 遭難船舶の損壊個所の応急修理及び瀬取り作業の指導
- (5) 遭難船の移動、船固め等の指導
- (6) 船舶の航行の制限、禁止、航行船舶の火気使用禁止の指導、在港船舶に対する移動命令及び指導
- (7) 油の拡散防止、回収、処理作業の指導
- (8) 緊急に防除措置を講ずる必要があると認められる場合は、オイルフェンスの展張による拡散防止、処理剤、吸着剤による油の処理
- (9) 海上保安庁長官の行う、船舶、海洋施設の破壊、排出された油の焼却等非常財産処分の実施

2 県警察の措置すべき事項

- (1) 警察用航空機、警察用船舶等を活用した情報収集
- (2) 通報の受理
- (3) 捜索及び救助
- (4) 避難誘導等
地域住民等の避難誘導、二次災害を防止するための火気の使用制限の指示・広報等
- (5) 警戒監視
- (6) 関係機関との連絡調整

3 漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長崎県沿岸に漂流もしくは漂着した油（以下「漂着油等」という。）により、沿岸汚染又は、汚染のおそれがある場合、これの拡大を防止又は、防除するなど、総合的、汚染対策の実施に必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 汚染対策として措置すべき事項は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 関係機関への情報伝達及び応急対策上必要な指示
- (2) 自衛隊への派遣要請
- (3) 漂流油等による汚染が発生し、又は、汚染の発生が予想され、その規模及び範囲からして漂流油等による沿岸汚染対策本部の設置を必要とするときは、一般災害における、災害対策本部設置の例に準じて対応する。
- (4) 必要な検査の実施と指導
- (5) 原因者等に対する補償要求等の助言、指導
- (6) 漁場の整備、漁業施設の取得等に必要な資金のあっせん等
- (7) 漁場復旧の指導及び助成
- (8) 野生生物の救護
- (9) 漂流油等の保管・処理の指導
- (10) 沿岸汚染対策等に係る市町間の調整への助言

第 3 条 この要綱の所管は、基地対策・国民保護課とする。

ただし、前条に掲げる措置すべき事項に関する事務の所管は、別表のとおりとし、基地対策・国民保護課が総括する。

附 則

この要綱は、昭和50年6月19日から施行する。

別表

区 分	所 管 課	県 庁 内 線
第 2 条 第 1 号	基 地 対 策 ・ 国 民 保 護 課	4013
第 2 号	同 上	"
第 3 号	同 上	"
第 4 号	地 域 環 境 課	2356
第 5 号	漁 港 漁 場 課	2861
第 6 号	漁 政 課	2811
第 7 号	漁 港 漁 場 課	2861
第 8 号	自 然 環 境 課	2381、2385
第 9 号	資 源 循 環 推 進 課	2373、2375
第 10 号	基 地 対 策 ・ 国 民 保 護 課	4013

4 市町における漂流油等の沿岸汚染対策指導要領

1 市町村沿岸汚染対策要綱の制定

次の各号を検討し、措置すべき事項を定めるものとする。

- (1) 沿岸住民に対する、汚染関係情報の周知及び広報
- (2) 資器材の整備、保管
- (3) 漂流油等の沿岸汚染防止計画の策定
- (4) 漂流油の港内、湾内、定置網、養殖施設等（以下「港内等」という。）への流入の防止及び漂着油防除等の応急対策の実施
- (5) 関係機関への応援及び協力
- (6) 県及びその他の機関への汚染に係る必要な検査の依頼
- (7) 漂流油等の防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者の指導
- (8) その他必要な事項

2 漂流油等の沿岸汚染防止計画の策定

海岸汚染防止計画は、市町沿岸汚染対策協議会を設置し、関係者の意見を聴して、次の事項について検討し策定するものとする。

(1) 漂流油等の流入防止

海上保安部から漂流油等の通報を受け、又は自ら発見したときは、港内等への流入を防止するため警戒体制に入り、何時でも流入防止対策が講じられるよう措置するとともに、必要に応じ、市町対策本部を設置するものとする。

(2) 漂流油等の防除

前項の港内等への流入を防止することができない場合又は、防止の暇がなく、港内等へ流入し漂流、漂着した場合には、時間の経過、或は、気温の上昇により、汚染範囲が拡大し、作業が困難となるので、直ちに拡散防止に努めるとともに防除作業を行うものとする。

防除作業の基準は次の要領で実施する。

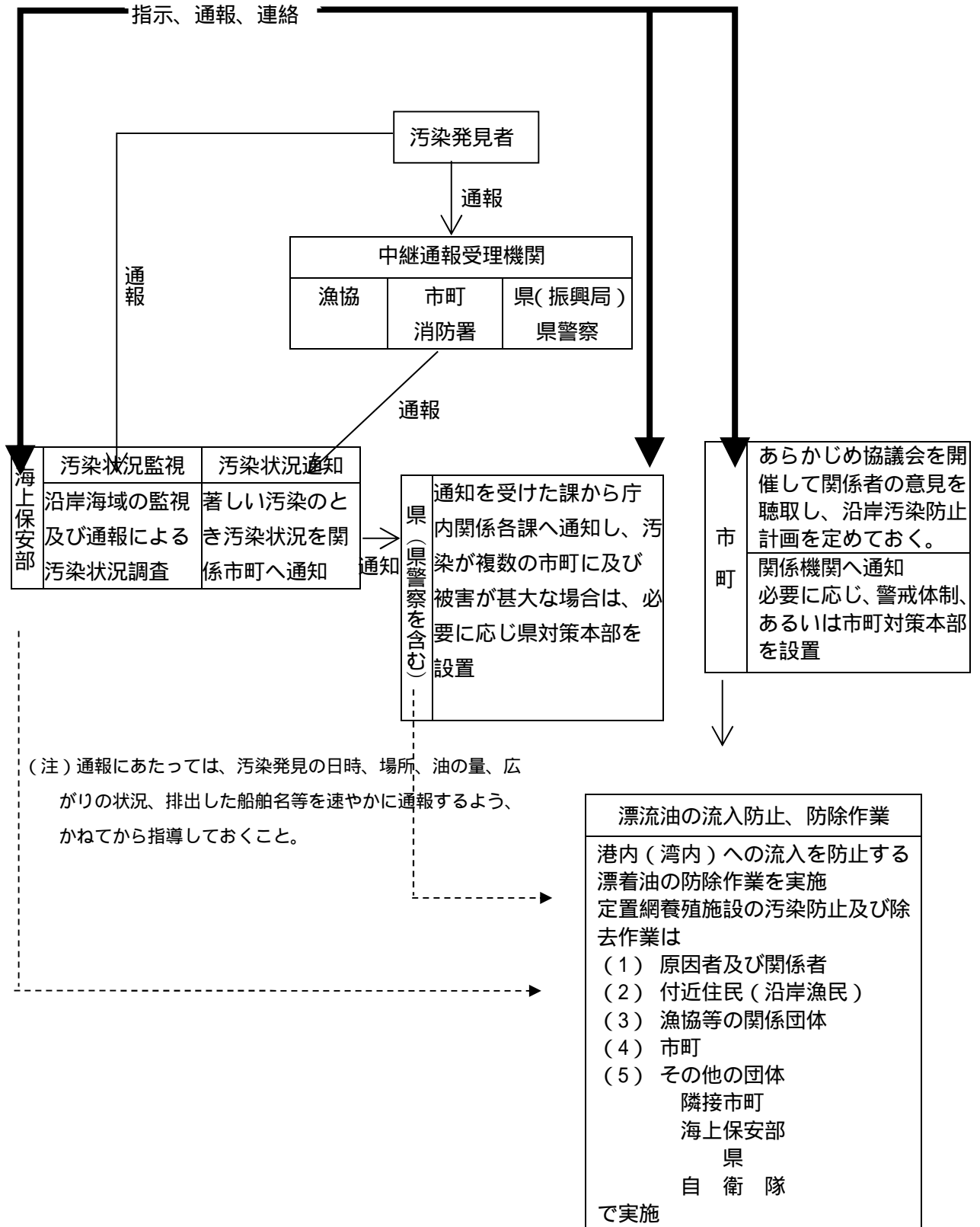
イ 定置網、養殖施設等に附着した油の防除、清掃等は、原則として当該経営者が行うものとする。

ロ 部分的に、少量の漂流油等の防除は、関係者が自主的に行うものとする。

ハ 関係者だけで防除、清掃が困難と認められる場合には、市町で実施し、大量にて時期を失すると、二次汚染のおそれがあり、市町単独にては、困難と認められる場合には、隣接市町の応援を求める等の協議を予め行っておくものとする。

[別紙 1]

漂流油等による沿岸汚染状況の通報、連絡等の系統図



第22章 県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画

(防災企画課)

近年の複雑多様化する各種災害等に対応していくため、機動性のあるヘリコプターを導入し、消防防災活動の迅速化、高度化、広域化により消防防災体制を整備充実するとともに、その機能を充分発揮させ災害応急対策の円滑な実施を図る。

県防災ヘリコプターの運航については、航空法関連法令に定めるもののほか、「長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。
(資料編 4 防災ヘリコプター)

第23章 自発的支援の受け入れ

(防災企画課：県民生活環境課：福祉保健課：医療政策課)

1 災害ボランティアに係る対策

県、市町及び県・市町社会福祉協議会並びに公益財団法人県民ボランティア振興基金は、相互に連携して、災害ボランティアの活動を支援し、もって被災地支援を行う。

(1) 県災害ボランティア本部及び市町災害ボランティアセンターの設置・運営

ア 県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会は、被災状況を確認のうえ、必要に応じて、災害時のボランティア活動の拠点として、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル(令和4年3月)」を活用し、それぞれ県災害ボランティア本部、市町災害ボランティアセンターを設置・運営する。

イ 災害ボランティアセンターの運営スタッフの派遣調整(県社会福祉協議会)

ウ 情報の収集・提供

被災状況や関係機関・団体の活動状況など、災害ボランティアに関する情報収集と発信を行う。

エ ボランティア活動に必要な資機材や物品の調達

オ 県、市町、その他の行政機関との連絡調整等

(2) 災害ボランティアの受け入れに係る県の対応

災害時のボランティア活動については、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル(令和4年3月)」に基づくものとする。

ア 災害発生後、各地からの災害ボランティア(専門的な技術を要するボランティアを除く。)の問い合わせに対しては、問い合わせを受けた各セクションにおいて、受付窓口となる災害ボランティア支援組織(第2編第6章「生活・福祉に係る災害予防計画」)である県災害ボランティア本部及び市町災害ボランティアセンターに回付するとともに、当該支援組織と連絡調整を行うための庁内の災害ボランティアに関する総合窓口である県民生活環境部県民生活環境課へ連絡する。

イ 庁内の災害ボランティアに関する総合窓口である県民生活環境部県民生活環境課は、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、公的機関が行う災害救援活動等の適正な情報連絡等を、県災害ボランティア本部及び市町災害ボランティアセンター等の災害ボランティア支援組織に行う。

また、当該支援組織に対して、災害ボランティア活動に必要な資機材や物品の調達、災害ボランティア活動拠点となる施設の提供・斡旋など、災害ボランティア活動の状況に応じた必要な支援に努める。

ウ 専門的な技術を要するボランティアの各担当セクションは、平常時からボランティアの登録制度を構築しておくとともに、災害時にはその受付窓口として、被災地のニーズ及び公的機関が行う災害救助活動等の適正な情報の提供を行う。なお、専門的な技術を要するボランティアについての受付及び活動状況に関して、各担当セクションは、庁内の災害ボランティアに関する総合窓口である県民生活環境部県民生活環境課へ連絡する。

エ 県警察においては、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体等との連携を図り、

被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

(3) 災害ボランティア活動の内容

災害時に行う主な災害ボランティアの活動内容は、以下のとおりである。

出火防止・消火活動	安否確認（要配慮者等）
避難誘導	情報の収集・提供
行政機関との連絡調整等	炊き出し
物資運搬	救援物資の集配
募金活動	土砂、瓦礫等の片付け・清掃

（ただし、危険が伴う作業や、医療行為等は、専門ボランティアが行う。）

(4) 海外からの支援受け入れ

ア 県、市町は被災地の市町災害ボランティアセンター及び県災害ボランティア本部と調整し、国の関係省庁と協議のうえ、支援を受け入れる。また、支援を受け入れない場合は、速やかに関係省庁に対し通知する。

イ 県警察は、警察庁から海外からの支援の受け入れの連絡を受けた場合には、当該支援活動が円滑に行われるよう、警察庁、管区警察局、県、市町その他の関係機関と連携を取りつつ、必要な措置を講じる。

2 NPO・NGO・ボランティア団体等との協議

県、市町は県・市町社会福祉協議会、公益財団法人県民ボランティア振興基金、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境についても配慮するものとする。

第4編 活動火山「雲仙岳」災害対策計画

第4編 活動火山「雲仙岳」災害対策計画

第1章 総 則

第1節 計画の目的

(防災企画課)

この計画は、活動火山対策特別措置法(昭和48年7月24日法律第61号)に基づき、活動火山である雲仙岳の火山活動に伴い各種災害が発生し、又はそのおそれがある場合、地域住民並びに観光客の生命、身体及び財産の安全を図るため、火山現象等に関する情報の収集及び伝達、警戒避難、救出、その他必要な予防・応急対策を定めるものである。

第2節 雲仙岳の火山活動

(防災企画課)

1 過去の災害

(1) 寛文の災害

寛文3年3月～4年春(1663～64年)

普賢岳九十九島火口で噴火、北々東山腹へ溶岩が流出(古焼溶岩)した。翌年、九十九島池(火口湖)が欠壊し出水、水無川に沿って安德川原へ土石流がはん濫した(家屋流出、死者30人余)。

(2) 寛政の災害

ア 寛政3年10～11月(1791年11～12月)

地鳴りを伴う地震が毎日3～4回あり、小浜村(現在の雲仙市小浜町)が特に激しかった。

イ 寛政4年1～2月(1792年2月)

地震は、深江、安德、中木場で特に激しく、普賢神社前(現在の地獄跡火口)付近から泥土や小石を噴出し、千本木方面に灰が降った。

ウ 寛政4年2～閏2月(1792年3月)

北々東山腹へ溶岩の流出(新焼溶岩)が始まり、先端が千本木の民家から1.6kmに達した。

エ 寛政4年3月(1792年4月)

強い地震群が発生し、小浜、加津佐で大きな被害が出た。安德、六ツ木、鉄砲町等に地割れ、眉山が200m崩壊する(推定震度5～6)。溶岩の流下はほぼ停止した。

オ 寛政4年4月1日(1792年5月21日)

2回の強い地震で眉山が大崩壊し、大量の土砂が有明海に落ち込み、最大波高10mの津波が島原半島17か村および肥後、天草を襲い、約1万5,000人が死亡し、有史以後、日本最

大の火山災害となった（島原大変肥後迷惑）。

カ 寛政4年4～7月（1792年6～8月）

強い地震で眉山の崩落は継続し、中木場、安徳で地割れ、また各地で湧水、泥土が発生し白土湖が出来た。普賢神社前が噴火し、火山礫、火山岩塊を噴出、北千本木まで灰が降った。

2 近年の災害

(1) 大正11年12月（1922年）

2回の強い地震が発生（M6.9、M6.5）し、1回目は北有馬村を中心として23人、2回目は小浜村で4人、計27人の死者を出した（島原地震）。

(2) 昭和43～49年（1968～1974年）

約7年間にも及ぶ異常な群発地震が発生した。最大規模はM4程度で、局地的であり、人的、物的被害はなかった。

(3) 昭和59年（1984年）

群発地震活動。最大規模M5.7、千々石・小浜両町で震度5、崖崩れ、墓石倒壊などの被害があった。

3 観測体制の変革

(1) 大正12年1月1日

前年の地震を契機として、長崎県立長崎測候所付属の「温泉岳観測所」が設置された。

(2) 昭和14年11月1日

同測候所が国営化され、中央气象台所属の「温泉岳測候所」となった。

(3) 昭和37年3月

九州大学理学部により「島原火山温泉研究所」（仮施設）が設置された。

(4) 昭和44年4月1日

「温泉岳測候所」が「雲仙岳測候所」に名称変更された。

(5) 昭和46年4月1日

群発地震を契機として、「島原火山温泉研究所」が「島原火山観測所」として正式に発足した。

(6) 昭和59年4月1日

「島原火山観測所」が「九州大学理学部附属島原地震火山観測所」に改組された。

(7) 平成7年4月1日

「雲仙岳測候所」は3名増員され、観測体制が、強化された。

(8) 平成9年4月1日

雲仙岳測候所は「雲仙岳の観測網の再構築」をおこなった。

(9) 平成12年4月1日

「九州大学理学部附属島原地震火山観測所」が「九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター」に改組された。

(10) 平成14年3月1日

福岡管区気象台地震火山課火山監視・情報センターが業務を開始し、火山監視体制と情報発表体制が強化された。

(11) 平成15年4月1日

雲仙岳測候所の業務体制の見直しにより、雲仙岳に係わる火山業務は、福岡管区気象台地震火山課火山監視・情報センターに一元化された。

(12) 平成17年10月1日

雲仙岳測候所の業務体制の見直しにより、特別地域気象観測所となった。

(13) 平成28年4月1日

福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターが業務を開始し、火山監視体制と情報発表体制が強化された。

4 最近の災害の現状と対応

(1) 平成2年7月

群発地震が発生(922回、うち有感地震34回)、九州大学理学部附属島原地震火山観測所は地震の臨時観測を開始した。4日には火山性微動を観測した。

(2) 平成2年10月15日

気象庁機動観測開始、国立大学火山観測機関合同観測開始

(3) 平成2年11月17日

3:22~ 連続微動発生

6時頃 九十九島火口、地獄跡火口からの噴煙を観測

9:10 臨時火山情報第1号、以後年内12月12日の11号まで

13:50 長崎県災害警戒本部設置(12月27日解散)

(4) 平成2年12月10日

小浜町は「普賢岳火山活動に伴う仁田峠周辺地区の特別避難計画」を策定し、小浜町仁田峠周辺地区における総合避難訓練を実施した。

(5) 平成3年1月15日

震度3を含む群発地震が発生、臨時火山情報第1号、以後年内12月30日の145号まで

(6) 平成3年1月25日

平成2年11月27日以来の火山性微動を観測した。

(7) 平成3年2月12日

屏風岩火口から噴火、噴煙は高さ300~500mに達し、深江町、布津町で降灰を確認した。

長崎県災害警戒本部設置

(8) 平成3年2月26日、3月24日

島原市「眉山崩壊に備えた特別避難計画」策定、新山地域避難訓練を実施した。

(9) 平成3年3月19日

雲仙岳防災連絡会議を開催

ア 雲仙岳火山活動の現状

イ 雲仙岳火山活動に伴う予想災害

ウ 災害時における各機関の対応と情報の伝達

- (10) 平成3年3月29日
九十九島火口、地獄跡火口及び屏風岩火口から同時に噴火した。
- (11) 平成3年5月15日
水無川上流で土石流が発生、水無川を海岸まで流下、水無川に堆積した。(絹笠山観測の連続雨量20mm、建物損壊1戸)
- (12) 平成3年5月17日
長崎県総合防災訓練を瑞穂町で実施(雲仙岳噴火による災害を想定)
- (13) 平成3年5月19日~21日
水無川で土石流が4回発生した。(絹笠山観測の連続雨量19日57mm、20日23mm、21日20mm)
- (14) 平成3年5月20日
地獄跡火口に溶岩塊が出現した。
- (15) 平成3年5月23日~24日
地獄跡火口の溶岩塊の崩落が確認された。なお、24日の崩落については火砕流と確認され、以後頻繁に発生した。
- (16) 平成3年5月24日
長崎県災害警戒本部から長崎県災害対策本部に切り替え。
- (17) 平成3年5月26日
11:25 頻繁に火砕流が発生し、先端は北上木場町の人家付近まで到達した(負傷者1名)。
13:05 島原市、火砕流に関連して最初の避難勧告(安中地区・国道57号線山側)。
13:30 火山活動情報1号、以後年内9月15日の13号まで。
- (18) 平成3年6月3日
16:08 大規模火砕流が発生し、先端は筒野バス停付近まで到達した(死者及び行方不明者43名、負傷者9名、建物損壊179戸)。
16:20 火山活動情報3号
18:10 島原市長及び深江町長の要請を受け、知事は陸上自衛隊第16普通科連隊に災害派遣を要請
22:30 陸上自衛隊第16普通科連隊第4施設大隊現地到着
- (19) 平成3年6月7日
12:00 島原市が警戒区域設定
- (20) 平成3年6月8日
18:00 深江町警戒区域設定
19:51 大規模火砕流が発生し、先端は札の元付近まで到達した(建物損壊207戸)。
- (21) 平成3年6月11日
23:59 爆発性を帯びた噴火により島原市北部に噴石が飛散した。
- (22) 平成3年6月12日
島原市内で火山礫を確認(建物一部損壊11戸)
- (23) 平成3年6月17日
雲仙岳防災連絡会議を開催
ア 雲仙普賢岳火山の活動状況について

- イ 噴石対策について
 - ウ 地域防災計画の見直しについて
 - エ 基本法第17条に基づく地方防災協議会の設置について
- (24) 平成3年6月20日島原市及び深江町が警戒区域拡大
(最大設定時24地区2,990所帯11,012人)
- (25) 平成3年6月23・25・27・28日・7月1・4日
有感地震頻発(震度1~4)
28日島原市ハザードマップを公表
- (26) 平成3年6月30日
土石流と思われる震動波形を観測した。湯江川、赤松谷川、土黒川のワイヤーセンサーが切断水無川の土石流は北安徳町、鎌田町を通過して海岸まで流下した(建物損壊151戸、国道251号7月6日8:30まで通行不可)。
湯江川は河川に沿って被害発生(負傷者1名、建築損壊51戸)
- (27) 平成3年9月15日
大規模火砕流発生、おしが谷を流下し、火砕流先端の熱風は水無川を越え大野木場地区まで到達した(建築損壊、大野木場小学校を含み218戸)
- (28) 平成3年11月6日から
普賢岳直下を震源とする比較的振幅の大きな地震(無感)が増加した。
- (29) 平成4年1月15日
水無川流域で土石流が発生。国道251号、島原鉄道が被災した。
- (30) 平成4年3月1日
水無川の土石流は有明海の海岸近くまで達し、国道251号、島原鉄道が被災する。
- (31) 平成4年8月8日
火砕流頻発により深江町上大野木場地区で家屋など17棟が被災した。
- (32) 平成4年8月8日~15日
降雨により土石流が相次いで数回発生し、家屋など244棟が被災した。
平成4年12月31日までの火山情報
- | | |
|--------|------|
| 臨時火山情報 | 164号 |
| 火山活動情報 | 4号 |
- (33) 平成5年6月23日~24日
規模の大きな火砕流が3回発生、千本木地区まで達して、死者1名(23日)、家屋など187棟が焼失した。
- (34) 平成5年6月26日
火砕流が始めて国道57号を約50メートル越えた。
- (35) 平成5年7月19日
火砕流が再び国道57号を約100メートル越え、到達距離としては過去最長(火口から約5.5キロメートル)となった。
- (36) 平成5年8月7日
火山性地震2604回、雲仙岳測候所が地震観測開始以来最高を記録した。

平成5年中に雲仙岳測候所が発表した火山情報

臨時火山情報47号

火山活動情報1号

緊急火山情報3号

(37) 平成5年12月15日～平成6年1月5日

12月15日夜から、溶岩ドーム直下のごく浅いところを震源とする、雲仙岳測候所で震度1(微震)の有感地震が連日発生し、この期間197回となった。

(38) 平成6年2月6日

溶岩ドーム北西方向へ初めて火砕流が発生し、湯江川・三会川源流に流下した。

(39) 平成6年4月4日

溶岩ドームは成長を続け、標高が1,494メートルになり、普賢岳(1,359メートル)を越えた。

(40) 平成6年10月中旬～平成6年12月31日

溶岩ドーム西部隆起部の中央部分が隆起を始め、12月20日の機上観測ではこの溶岩塊の大きさは東西約100メートル、高さ約50メートル、裾野部分の南北幅が30メートル程度となっている。

平成6年中に雲仙岳測候所が出した火山情報

臨時火山情報 18号

平成7年度中に雲仙岳測候所が出した火山情報

臨時火山情報 2号

(41) 平成7年2月

溶岩ドーム成長停止

(42) 平成8年6月3日

長崎県災害対策本部を解散。

(43) 平成9年3月31日現在の被害状況

人的被害

死 者	行方不明	負傷者	合 計
41	3	12	56

物的被害(建物損壊)

住 家	非 住 家	合 計
1,399	1,112	2,511

5 災害の想定

地震・噴火・降灰・火砕流・火災・土石流・泥流・溶岩流・火山活動の活発化に伴う山地の崩壊等による災害が想定される。

第3節 雲仙岳に係る地域

(防災企画課)

雲仙岳に係る地域は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第3条第1項の火山災害警戒地域の指定に基づき、島原市、雲仙市、南島原市の3市とする。

第2章 各種情報の収集連絡等

第1節 火山現象に関する予報及び警報

(長崎地方気象台)

1 噴火警報・予報等

長崎地方気象台は、雲仙岳火山防災協議会や、その一員である県や当該市町及びその他の防災関係機関と連携し、火山に関する知識や火山噴火の特性、噴火警報等の解説、噴火警報発表時にとるべき行動など、火山防災に関する知識の普及・啓発を図るものとする。

(1) 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)・噴火警報(周辺海域)

福岡管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報(周辺海域)」として発表する。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

(2) 噴火予報

福岡管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(3) 噴火警戒レベル

福岡管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で噴火警戒レベルは運用される。長崎県の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

長崎県の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	雲仙岳
噴火警戒レベルが運用されていない火山	福江火山群

第2章 各種情報の収集連絡等

雲仙岳の噴火警報・予報の名称、火山活動の状況、噴火警戒レベル等の一覧表

名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5 (避難)
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)	レベル4 (高齢者等避難)
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3 (入山規制)
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	レベル1 (活火山であることに留意)

福江火山群の噴火警報・予報の名称、発表基準等の一覧表

名称	対象範囲	発表基準等	警戒事項等
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域 嚴重警戒
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	入山危険
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺 危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	活火山であることに留意

雲仙岳の噴火警戒レベル（平成19年12月1日運用開始：平成31年3月14日改定）

種別	名称	対象範囲 (キーワード)	レベル	火山活動の状況	住民、登山者・入山者等の行動	自治体等の対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	(住民等) 危険な居住地域からの避難等。	危険な居住地域に避難指示等を発令。	大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が切迫している。 【1792年噴火の事例】 溶岩流(新焼溶岩)が火口から約2.7kmまで流下 【1990年～1996年噴火の事例】 1991年5月26日：火砕流が火口から約2.5kmまで流下 噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達。 【1990年～1996年噴火の事例】 1991年6月3日：火砕流が火口から約4.3kmまで流下 1993年7月19日：火砕流が火口から約5.6kmまで流下
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	(住民等) 警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等。	警戒が必要な居住地域に高齢者等避難を発令。	大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 【1990年～1996年噴火の事例】 1991年5月24日：火砕流の発生
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域の近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	(登山者等) 登山しない、入山しない。 (住民等) 住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。	想定火口域の縁から概ね1km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 【1990年～1996年噴火の事例】 1991年5月12日頃：山体浅部を震源とする火山性地震の多発 1991年5月12日：火山性微動の急増 1991年5月13日：山体浅部の膨張を示す明瞭な地殻変動 噴火が発生し、想定火口域の縁から概ね1km以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下。 【1663年噴火の事例】 溶岩流(古焼溶岩)が火口から約1kmまで流下
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	(登山者等) 火口周辺に立ち入らない。 (住民等) 住民は通常の生活。	火口周辺への立入規制等。	想定火口域の縁から概ね500m以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下が予想される。 【1990年～1996年噴火の事例】 1990年10月23日、10月31日：火山性地震の増加 1990年10月：火山性微動の増大 噴火が発生し、想定火口域の縁から概ね500m以内に大きな噴石の飛散や火砕流、溶岩流の流下。 【1990年～1996年噴火の事例】 1990年11月17日：噴火の発生
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	(登山者等) 状況に応じて火口内へ立ち入らない。	状況に応じて火口内への立入規制。	火山活動は静穏。状況により想定火口域の範囲内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

第2章 各種情報の収集連絡等

注2)各レベルにおける警報が必要な範囲は、想定火口縁からの距離としている。火口の位置が限定された場合には、その火口縁を起点とした警戒が必要な範囲を設定する。

注3)想定火口域の範囲外で噴火が発生した場合は、噴火した場所や大きな噴石等の影響範囲を記述した噴火警報を発表する。

(4) 噴火速報

福岡管区気象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合()
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

噴火の規模が確認できない場合は発表する。

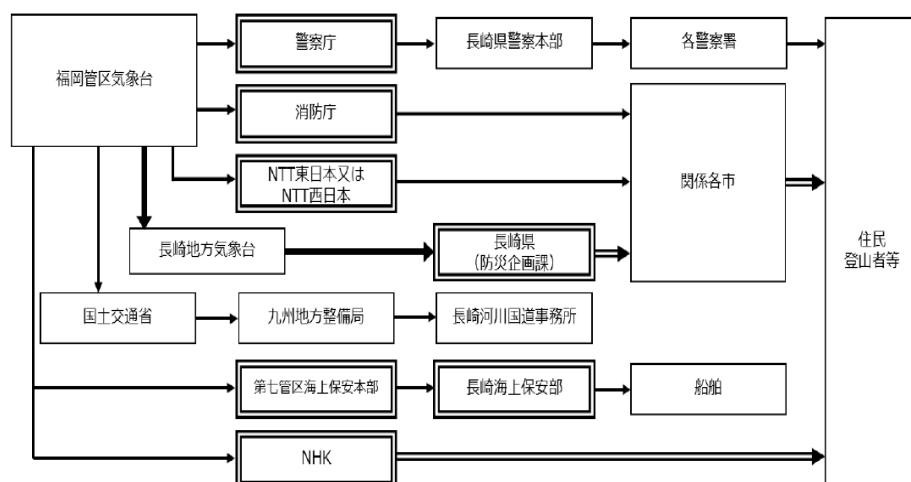
なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(5) 火山の状況に関する解説情報

福岡管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

噴火予報・警報の伝達系統図



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先
 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
 (注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路

第2節 その他の火山関係情報

(防災企画課：長崎地方気象台)

市や関係機関及び関係団体は、気象庁による噴火警報・噴火予報等以外の各種関連情報の積極的入手に努めるとともに、基本法第54条第4項に該当する情報については気象庁（長崎地方気象台）に通報するとともに、特異な情報については、速やかに県への通報を行うものとする。

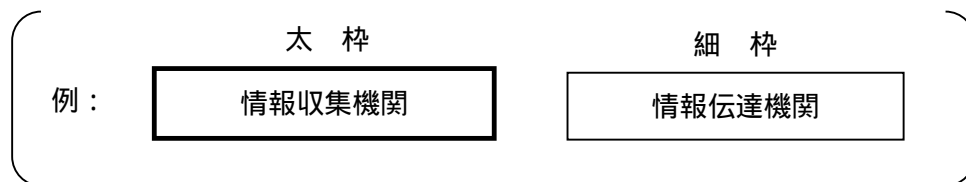
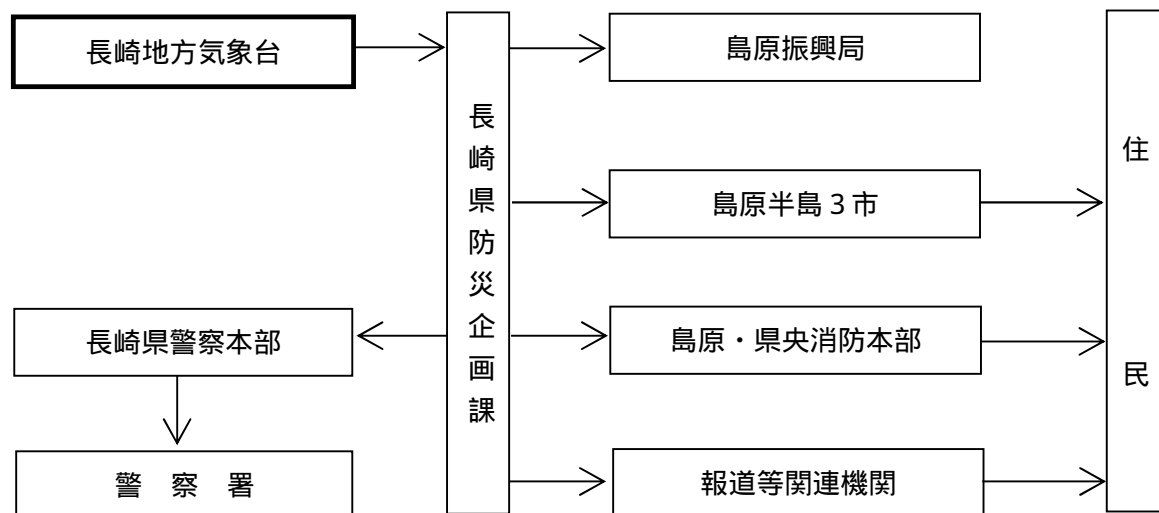
また、「平成3年雲仙岳噴火災害」については、雲仙岳測候所による通常の観測以外に、気象庁は平成2年10月15日に機動観測を、関係国立大学が同年11月17日に合同観測を開始する等、観測体制が強化された。

さらに、平成3年5月24日長崎災害対策本部を設置、同年6月3日知事は陸上自衛隊に災害派遣を要請し、同日から陸上自衛隊第16普通科連隊が活動を開始し、平成7年12月16日終了した。

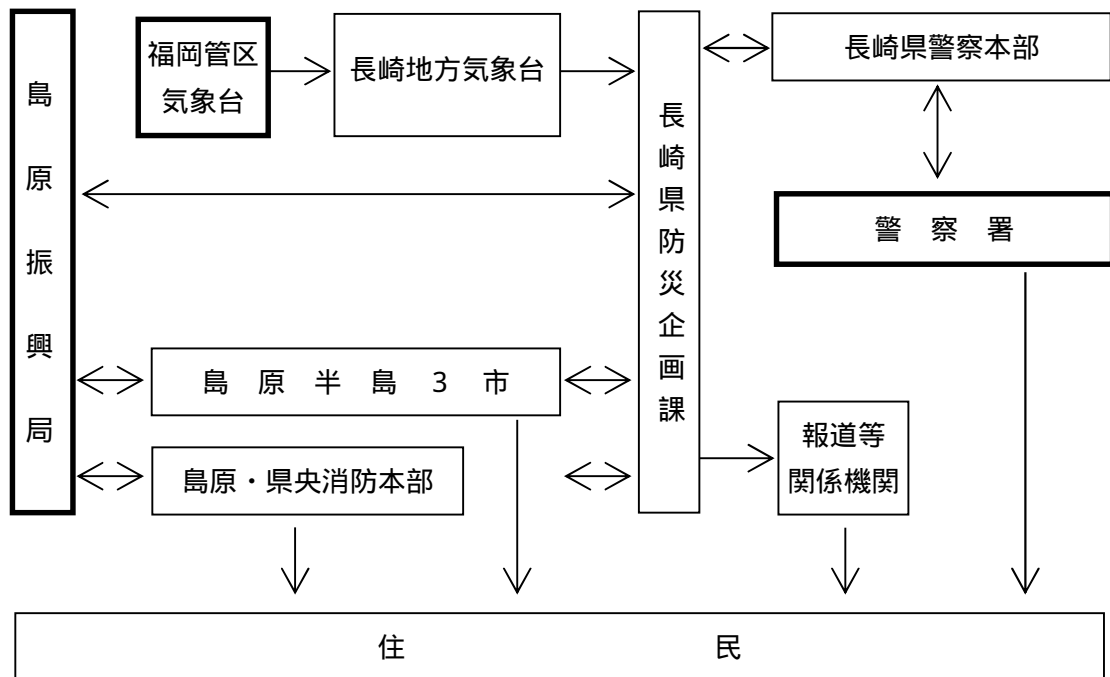
このような雲仙岳噴火災害に関する各情報を、速やかに各機関に伝達するための臨時的な伝達方法は次のとおりとする。

1 気象情報

第2章 各種情報の収集連絡等



2 その他各種関連情報



その他各種関連情報には次のような情報がある。

(1) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

降灰予報(定時)

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表。
- ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

降灰予報(速報)

- ・噴火が発生した火山¹に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5~10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

1 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報(詳細)

- ・噴火が発生した火山²に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生後20~30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻

を提供。

2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

気象庁ホームページ（降灰予報のページ）

http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html

（2） 火山ガス予報

福岡管区気象台が居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

（3） 火山現象に関する情報等

福岡管区気象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

3 観測体制

(1) 観測機器及び監視装置

令和6年10月1日現在

観測機関 機器・装置	福岡 管区 気象台	九大地震 火山観測 研究センター	雲仙 砂防 管理 センター	長崎 森林 管理署	長崎 県	防災 科学 技術 研究所	国土 地理院	計
地震計	7	7			1			15
傾斜計	3		6	1				10
遠望監視装置	2							2
熱映像装置	1							1
空振計	1							1
水温計				1				1
水圧式水位計								
地下水位計				1				1
地震・傾斜・温度計		3				3		6
水位計								
雨量計	1			3	3			7
伸縮計								
歪計								
加速度計								
レーダー雨量計								
流速計								
ワイヤーセンサー			2	4	2			8
投下型センサー								
監視カメラ			10	2				12
超高感度カメラ			3					3
土石流予警報装置								
震動センサー			6		2			8
赤外線カメラ								
外気温度計				1				1
湧水量計								
G N S S観測装置	3			4		3	5	15
地温計				1				1
計	18	10	27	18	8	6	5	92

第3節 火山関係情報に対する措置

(防災企画課)

- 1 知事は、長崎地方気象台から噴火警報の通知を受けたときは、当該噴火警報から予想される災害の事態、及びこれに対し取るべき措置について、関係のある指定地方行政機関の長や指定地方公共機関、並びに市長その他関係者に対し、必要な通報又は要請（以下「火山対策情報」という。）を行うものとする。
- 2 各市長は、火山対策情報を受けたときは、地域防災計画に定めるところにより、当該通報に係る事項を関係機関、団体及び住民に伝達しなければならない。
- 3 知事は、九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター等から火山関係情報等を入手した場合、前1を準用する。
- 4 火山情報の伝達は、第3編第2章第1節「防災気象情報の伝達計画」及び本編「火山情報伝達系統図」によって行うものとする。

第4節 情報伝達・共有

(防災企画課)

長崎県はあらかじめ火山に関して収集する情報とその発信元を整理し、関係機関への情報伝達体制を整備し、噴火時等において、迅速かつ適切に必要な情報を、関係機関へ伝達する。

長崎県は、雲仙岳火山防災協議会構成機関の情報伝達・共有のために、平常時と緊急時の連絡網を整備する。

第5節 災害状況の収集及び被害報告の取扱

(防災企画課)

火山活動により災害が発生した場合は、第3編第2章第3節「災害情報収集及び被害報告取扱計画」に定めるところによる。

第6節 広報

(防災企画課)

広報は、第3編第3章「災害広報計画」に定めるところによる。

第3章 組織等の確立

第1節 基本

(防災企画課)

県及び防災関係機関は、次のこと等を図り連携を密にし、迅速・的確な災害対策が講じられる組織を確立する。

- ア 火山現象に関する情報の伝達
- イ 火山現象に関する調査研究
- ウ 警戒避難体制の整備
- エ 広域的な協力体制の強化

第2節 避難の基本的な方針

(防災企画課)

- (1) 雲仙岳火山防災協議会の構成機関は、協議会において、火山地域の特性、想定されている火山現象とその影響範囲、噴火シナリオ等を踏まえ、登山者、住民等の属性に応じて、避難のタイミングや避難の方向(避難先)、避難の方法について、基本方針を定め共有するものとする。
- (2) 市は、雲仙岳火山防災協議会の協議を経て、火山防災対策を検討するための雲仙岳の噴火シナリオおよび雲仙岳の噴火警戒レベルを基にした防災対応(入山規制、避難指示等)を定めておくものとする。
- (3) 噴火時等の避難は、登山者、住民等が火山現象の影響範囲外に、もしくは安全な地域に退避することを基本とする。
- (4) 火砕流、溶岩流、火山性ガスからの避難においては、できるだけ谷や川を避けて行うものとする。
- (5) 噴石からの避難においては退避壕、退避舎等の施設の他、岩陰や風穴等の身を隠すことのできる場所を地図に明示し、活用するものとする。
- (6) 火山防災対策を検討するための雲仙岳の噴火シナリオおよび雲仙岳の噴火警戒レベルは、雲仙岳火山防災協議会で協議を行ったうえで必要に応じて見直しを行うものとする。
- (7) 雲仙岳山頂部の登山道における登山者の避難に関しては、雲仙市が一体的に取り扱うものとする。
- (8) 登山道以外の場所において、市の区域を越えて避難もしくは救助が必要となった場合は、市からの調整要請に基づき、長崎県が広域的な調整を行うものとする。

- (9) 本計画に定めることのほかに、雲仙岳の噴火等による災害が発生した場合又は発生が予想される場合には、雲仙岳火山防災計画に沿った対応をとるものとする。

第3節 災害応急対策の組織

(防災企画課)

火山活動に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに第3編第1章第1節「組織計画」の定めるところによる。

第4節 雲仙岳火山防災協議会

(防災企画課)

1 雲仙岳火山防災協議会

長崎県、島原市、雲仙市及び南島原市は、活動火山対策特別措置法第4条第1項の規定に基づき、雲仙岳火山防災協議会を共同で設置するものとし、雲仙岳で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について、雲仙岳火山防災協議会で構成員とともに協議を行うものとする。

2 雲仙岳火山防災協議会の所掌事務

雲仙岳火山防災協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 雲仙岳に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 長崎県防災会議が活動火山対策特別措置法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 島原市、雲仙市及び南島原市の防災会議並びに雲仙岳防災会議協議会が活動火山対策特別措置法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 溶岩ドームの調査、観測、崩壊危険度判定、情報提供、避難等に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、雲仙岳火山防災協議会の目的を達成するために必要な事項(避難指示、警戒区域の設定等の防災対応に関する検討及び関係市への助言に関することを含む)。

第5節 防災関係機関の業務

(防災企画課)

防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第4章第2節「所掌事務又は業務」に定めるところによる。

第4章 警戒・避難対策

第1節 避難指示及び警戒区域の設定

(防災企画課：福祉保健課：教育庁：県警察本部：海上保安部)

市長は、火山現象等により住民等の生命及び身体に危険が切迫していると判断したときは、速やかに避難指示、又は警戒区域の設定等を第3編第10章第2節「避難計画」に定めるところにより措置する。

第5章 災害応急対策

第1節 救出

(福祉保健課：県警察本部：海上保安部)

災害により、生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、又は援助して、その者の保護を図る必要がある場合には、第3編第10章第3節「救出計画」に定めるところによる。

第2節 消火

(防災企画課：消防保安室)

災害により、山林及び建物等の火災が発生し、災害の様相から消火活動が可能である場合においては、関係機関の協力を得て空中消火若しくは第3編第8章「消防活動計画」に定めるところによる。

第3節 給水

(水環境対策課：福祉保健課)

災害により、被災地に飲料水の供給が必要な場合には、第3編第10章第7節「給水計画」に定めるところによる。

第4節 食糧供給

(福祉保健課：農産園芸課：九州農政局)

罹災者及び災害応急対策要員等への食糧供給は、第3編第10章第5節「食糧供給計画」に定めるところによる。

第5節 医療

(医療政策課：日本赤十字社長崎県支部)

災害のため医療機関が壊滅又は混乱し、災害救助法が適用された市で罹災地の住民が医療並びに助産の方途を失ったような場合は、第3編第11章第1節「医療助産計画」に定めるところによる。

第6章 防災知識の普及

第1節 防災知識の普及

(防災企画課)

県、関係市町及び防災関係機関は、防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じ、火山のハザードマップや火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知するものとする。

第7章 溶岩ドーム崩壊対策

第1節 対応基本方針

(防災企画課)

雲仙岳溶岩ドームの崩壊等による各種災害が発生し被害が生じた場合、又はそのおそれがある場合、地域住民並びに観光客の生命、身体及び財産の安全を図るための必要な措置を定めるものである。

なお、溶岩ドーム崩壊と前後して風水害、火山現象又は地震等による災害が発生し被害が生じた場合又はそのおそれがある場合、本章に定めることのほかに第3編、第4編第1章～第6章及び震災対策編並びに「土砂災害等の対応に係る連携要領(溶岩ドーム崩壊ソフト対策会議)」に定めるところによる。

第2節 溶岩ドーム崩壊監視基準

(防災企画課)

雲仙砂防管理センター(長崎河川国道事務所砂防課)(以下、「雲仙砂防管理センター」)観測機器ごとの溶岩ドーム崩壊監視基準については以下のとおりとする。各観測機器の基準値超過判定結果を用いて判定する総合的な基準超過判定の組み合わせ基準は次節に定めるところによる。

なお、火山活動や地震活動等の発生など溶岩ドームの状況に大きな変化が生じた場合には、雲仙砂防管理センターは雲仙岳火山防災協議会溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会(以下、「分科会」)や有識者等の意見も踏まえ、必要に応じて基準値の変更を検討するものとする。

観測機器等	取得間隔	即時対応基準値 (第3節に記載の総合判定フローで対応基準超過を判定)	短期対応基準値	長期対応基準値
震度計	リアルタイム	垂木台地・岩床山のいずれかで下記を超過した場合。 震度4(市への危険情報(仮称)提供) 震度3(砂防工事従事者退避)		

振動センサー	リアルタイム	稲生山・垂木台地・岩床山・薊谷のうち2箇所以上で下記を超過した場合 振動エネルギー指標値5以上 40mkine以上の振動が30秒以上継続		
光波測距	即時:1回/1h 短期・長期:1回/1日	毎時観測データを用いて「両方の監視局からの斜距離変化が-20mm/hを超過」が2つ以上のプリズムについて成立した場合	日平均データを用いて、100日間の回帰直線からの乖離が-4cmを超過、又は2回(2日)連続して-2cmを超過した場合	日平均データを用いて100日間の回帰直線の傾きが下記の値を超過した場合 P9 -0.45mm/日 それ以外-0.3mm/日 天狗山-P5の組合せを除く
		対象とするプリズムはP1、およびP3～P9の8つとする。(P2を除外)		
GBSAR	即時:1回/7分 短期・長期:1回/2日	いずれか1つのブロックにおいて、1時間平均した変位速度が2回以上連続して-4mm/hを超過した場合	いずれか1つのブロックにおいて2日間の変位が-4.5mm/2日を超過した場合	いずれか1つのブロックにおいて1年間の変位速度が-5cm/年を超過した場合
		対象とするブロックはDome1, A4-3, M1, M2-4, M2-1 to3の5つとする		
傾斜計	1回/1日	(緊急時には計測時間間隔を短くして監視に活用する)	No.2～No.5のいずれか1つでXYZいずれかの1日間の傾斜変化が±1.0°/日を超過した場合	No.2～No.5のいずれか1つでXYZいずれかの1年間の傾斜変化が±3.5°/年を超過した場合
ワイヤーセンサー	リアルタイム	切断した場合		
雨量計	1回/1時間	(連続雨量が200mmを超過したら各観測機器の基準超過状況をチェック)		

第3節 溶岩ドーム崩壊対応基準

(防災企画課)

1 対応基準の区分

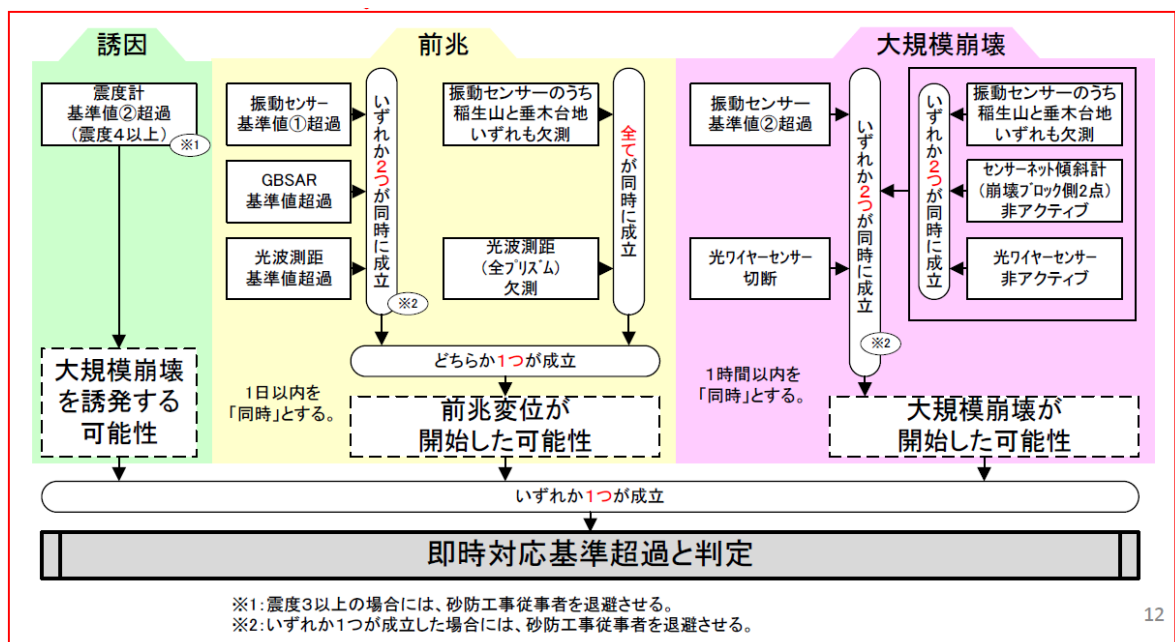
対応基準の区分については以下のとおりである。

区分	説明	対応方針
即時対応基準	大規模崩壊又は直前の前兆変位が開始した可能性がある。 最悪だと5分程度で到達するが、それ以上の余裕がある可能性もある。	雲仙砂防管理センターは県及び市等へ必要な情報を提供する。
短期対応基準	数日程度以内に大規模崩壊が発生する可能性がある。 (ただし結果的に崩壊しないまま長期化する可能性もある)	切迫度合いに応じて雲仙砂防管理センターは県及び市等への必要な情報を提供する。県は必要に応じて臨時分科会を開催し、対応協議などを行う。
長期対応基準	ロープの挙動が変化し、大規模崩壊までの猶予時間が早まった可能性がある。	県は必要に応じて臨時分科会を開催し、状態の解釈と対応を協議する。

2 組み合わせ基準

即時対応基準については総合的な超過判定フローにより判定することとし、判定フローは以下のとおりとする。

短期/長期対応基準については、各観測機器のいずれかが基準値を超過した場合とする。



第4節 基準超過時の対応フロー（フェーズ区分）

（防災企画課）

基準超過時の対応は以下のとおりとする。

1 フェーズ

監視基準を超過する前の平常時を指す。関係機関は溶岩ドームの挙動に留意することとする。

2 フェーズ

監視基準超過後の初動期（1～3日程度）を指す。雲仙砂防管理センターが発信する観測情報及び雲仙砂防管理センターが必要に応じて実施する緊急調査に関する情報収集並びに分科会に提供する情報の収集に努めることとする。

3 フェーズ

フェーズにおける観測等の結果、大きな変動が継続又は複数の観測機器で超過していることが認められない場合を指す。雲仙砂防管理センターは定期的に観測機器の値を確認することとし、基準超過が認められる場合はフェーズの対応を再度取るものとする。

県は観測値に加速又は安定化傾向が見られる場合に招集する臨時分科会において、危険と判断された場合の基準見直し等の情報や、安定と判断された場合はフェーズに移行する等の判断基準となる情報の収集に努めるものとする。

第5節 会議等の開催

（防災企画課）

1 火山防災協議会・溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会

長崎県及び国土交通省長崎河川国道事務所（雲仙砂防管理センター）が事務局となって設置する「雲仙岳火山防災協議会・溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会」において、溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及びソフト対策の検討を行うものとする。

また、溶岩ドームの挙動に異常が認められた場合などの緊急時には、臨時分科会を開催し、状態の解釈や対応の協議等を行うものとする。

2 合同会議

溶岩ドーム崩壊又はその恐れがあると認められる場合、必要に応じて複数の関係機関が一同に会し、災害情報の共有や今後の対応や役割分担等について協議を行うものとする。

第5編 災害復旧計画

第5編 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、改良工事を図り、将来の災害に備える事業の対策について計画し、社会公共の福祉の増進に資することを目的としている。

第1章 災害復旧事業の促進

第1節 公共土木施設災害復旧事業計画

(漁港漁場課：農村整備課：森林整備室
：道路維持課：河川課：砂防課：港湾課)

1 河川公共土木施設復旧計画

長期に亘る豪雨又は異常集中豪雨等による洪水、氾濫の為に河川護岸の決壊、溢流、或いは堤防の破堤等の被害を受け、付近の住家、耕地、その他に災害を蒙った場合は、遅滞なく災害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講ずるが、その後の復旧事業については、次のように計画をたてる。

- (1) 広域的な大災害や人的被害が発生した災害などの場合には、国土交通省河川局防災課へ緊急査定、或いは本査定を要望する。
- (2) 被害の原因を速やかに調査し、査定の為の調査、測量、設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は本省より事前に、復旧計画に対し現地査定官が派遣されるので、その指示に基づき周到な計画を樹てる。

復旧計画に当っては、被災原因を基礎にして、再度災害が起こらないように考慮して改良復旧を加味した護岸堤防の強化、補強、或いは堤防の嵩上げ、河床の浚渫、洗掘防止、堤防背後の強化、断面の拡大、流速抑止の為の諸工法、河状の整正、屈曲の緩和等、凡ゆる点について慎重に検討を加え、災害個所の復旧のみに捉われず、前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事又は助成工事等により、極力改良的復旧が実施出来るよう提案する。

緊急に査定をうけるものの外は、本査定に提案するが、方針は前同様である。

- (4) 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当り、現年度内に完了するよう、施行の促進を計る。
- (5) 査定に落ちたもので、将来再び出水等の際に弱点となり、被害の因をなすと考えられる処は再調査の上、県単独災として実施するよう計画する。
- (6) 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施行業者の不足や質の低下、資材の払底等の為、工事が円滑に実施出来ない事がしばしばであるから、事前にこれらについて充分検討し、工法にも検討を加えて、努めてあい路を打開するよう計画することが肝要である。

2 海岸公共土木施設復旧計画

3 港湾公共土木施設事業復旧計画

4 漁港公共土木施設事業復旧計画

台風あるいは高潮、津波等により海岸堤防や護岸が決壊し、又浸蝕により内陸部の公共施設特に道路、鉄道、公共建物、又は住家、耕地等に甚大な被害を受けた場合は、災害対策本部の指示のもとに、遅滞なく被害を最小限に止めるよう応急対策を講ずるが、其の後の全面的復旧に当たっては、以下に述べる手続や段階を経て復旧計画をたてる。

- (1) 被害者の状況程度に応じて県の方針を定め、主管省へ緊急査定或いは本査定を要望する。
- (2) 被災原因を詳細にし、査定に必要な測量、設計を直ちに実施する。
- (3) 緊急査定の場合、現地指導官の派遣があるときは、その指示に基づき、周到な計画をたてる。
- (4) 復旧計画に当たっては、被災原因を究明し、再び災害を蒙らないような改良を加えた復旧の方針に基づき、堤防護岸の強化、根固補強、堤防の嵩上げを行い、或いは波留工を設けたり、堤防天端の舗装を施す等、堤防の地盤沈下や、吸い出しを防止する等の諸工法を検討する。又浸蝕に対しては、内陸部の防護の為、擁壁を設け、且つ波浪の分散せしむる為、擁壁前面に根固ブロックを設ける等、現地の実態に即応した工法を採択して、検討を加え、被災個所の復旧のみに捉われることなく、前後の一連の関係や状態を考慮して、関連工事や助成工事等により極力改良的復旧が実施出来るよう提案する。
- (5) その他は、同様の方針にて本査定をうける。
- (6) 査定で不採択となった個所等でも、その個所が弱点となり、将来弱い波浪によっても、被災する恐れがあり、被害の原因になると考えられるものについては、再調査の上、県単独災として実施するよう計画する。
- (7) 査定完了後は、緊急度により重点的に、直ちに復旧に当り、極力現年度に多く完了するように努める。

5 砂防施設事業復旧計画

砂防施設の災害復旧計画も、一般公共土木施設の復旧計画と全く同一にして、主管省の査定を待ち、国庫補助として4ヶ年計画にて復旧する事となる。県単独費による復旧は事例がなく、今後共維持に限定され、原則として公共査定を受ける事となる。

6 道路公共土木施設事業復旧計画

道路、橋梁等の公共土木施設の災害復旧については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、主管省の査定を受け、その緊急度に応じて、3ヶ年で復旧するよう計画をたてることになっている。また、1件復旧費の額が県にあっては120万円未満、市町にあっては60万円未満の箇所は単独災害として復旧することとなる。

7 林地荒廃防止施設災害復旧計画

林地荒廃防止施設の災害復旧については、一般公共土木施設の復旧計画と同じで、主管省の査定を受け、その緊急度に応じて災害発生の次年度以降「おおむね3ヶ年度」（事業費が治山事業単独で30億円以上の場合は「おおむね5年度」）で復旧するよう、計画をたてることとなっている。

第2節 農林水産業施設災害復旧事業計画

(水環境対策課：水産経営課：漁港漁場課：農村整備課：森林整備室)

災害復旧事業の実施に当たっては、第1節「公共土木施設災害復旧事業計画」に準じて施行するものとする。なお、復旧事業は一般的には市町、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等によって施行されるので当該災害復旧事業の推進については随時適切な技術職員の配置と指導により早期復旧を期する。

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

第3節 都市災害復旧事業計画

(水環境対策課：都市政策課：道路維持課：住宅課)

都市の復興に関して定める事項

- 1 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止により快適な都市環境を目指し、計画的に都市の復興を進めるものとする。その際、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- 2 復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するものとする。
- 3 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- 4 下水道の災害復旧に当たっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので、生活排水及び雨水の排水対策と相俟って早期に復旧を図るものとする。

第4節 住宅災害復旧事業計画

(住宅課)

公営住宅の災害復旧については、国民生活の安定のため迅速適切な復旧計画により、公営住宅、共同施設の建設、又はこれらの補修を図るものとする。(公営住宅法)

第5節 公立文教施設災害復旧事業計画

(教育庁)

公立学校施設の災害は児童生徒の生命保護並びに正常な教育実施の観点から査定等を早急に実施し、迅速かつ適切な復旧を促進するものとする。

- 1 再度災害防止のため災害の原因を検討し、できる限り鉄筋コンクリート造り、鉄骨造等による不燃堅牢構造化に努めるとともに、必要がある場合は災害防止施設を整備する。
- 2 災害防止上必要がある場合は設置箇所の移転等についても考慮する。

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)

第6節 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

(福祉保健課：こども未来課：こども家庭課：長寿社会課：障害福祉課)

社会福祉及び児童福祉施設の性格上緊急復旧を要するので、工事に必要な資金は国、県の補助金及び独立行政法人福祉医療機構の融資を促進し、早急に復旧を図るものとする。

この場合施設設置箇所の選定にあたっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び構造等に留意する。

生活保護施設 : 生活保護法40条・41条

老人福祉施設(社会福祉法人等) : 老人福祉法第14条、15条第2項～5項

介護保険法第70条第1項、第94条第1項、第115条の46第2～3項

児童福祉施設 : 児童福祉法35条第2項～4項

障害者支援施設 : 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第83条第2項～第4項

第7節 公立医療施設災害復旧事業計画

(医療政策課)

公立医療施設の災害復旧にあたっては、県民の健康な生活及び公衆衛生の向上、増進に寄与するため迅速適切な復旧計画により早期復旧の促進に努めるものとする。

(医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

第8節 その他公営企業施設災害復旧事業計画

(河川課)

その他公営企業施設の災害復旧にあたっては、各施設の管理者又は法令の規定により災害復旧の責任を有する者が災害の程度及び緊急の度合等を勘案し、早期復旧の促進に努めるものとする。

(工業用水法、特定多目的ダム法)

第9節 公用財産災害復旧事業計画

(管財課)

公用財産施設の災害復旧事業に当っては、行政的、社会的影響の重要性、あるいは災害の程度等を勘案し、早期復旧の促進に努めるものとする。

第10節 上下水道災害復旧事業計画

(水環境対策課)

上水道の災害復旧に当っては、住民の日常生活と密接な関係にあるので飲料水の給水対策と相俟って早期に復旧を図るものとする。(水道法)

農業集落排水、浄化槽の復旧に当たっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので生活排水の排水対策と相俟って復旧を図るものとする。

下水道の災害復旧は、第3節都市災害復旧事業計画による。

第2章 災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画

第1節 法律等による一部負担又は補助等

(生活衛生課：水環境対策課：資源循環推進課
：福祉保健部・こども政策局全課：水産経営課
：団体検査指導室：農村整備課：森林整備室
：道路維持課：河川課：住宅課：教育庁)

災害に対し法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる財政措置は次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 3 公営住宅法
- 4 土地区画整理法
- 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7 予防接種法
- 8 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 9 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について
(昭37.8.14 建設省都市局長通達)
- 10 生活保護法
- 11 児童福祉法
- 12 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 13 売春防止法
- 14 老人福祉法
- 15 水道法
- 16 下水道法
- 17 災害救助法
- 18 堆積土砂排除事業
- 19 開拓者等の施設整備事業
- 20 簡易水道整備事業
- 21 災害等廃棄物処理事業
- 22 廃棄物処理施設災害復旧事業
- 23 火葬場整備事業
- 24 公的医療機関整備事業
- 25 文化財保護法

第2節 激甚災害に係る財政援助措置

(福祉保健部・こども政策局全課：産業政策課：経営支援課
：水産経営課：団体検査指導室：農業経営課
：農村整備課：森林整備室：河川課：教育庁)

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による措置は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅施設災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 堆積土砂排除事業
 - ア 公共的施設区域内
 - イ 公共的施設区域外
- (13) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (第3章第1節農林水産業に関する金融の確保、関連)
- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (第3章第2節中小企業に関する金融の確保、関連)
- (1) 小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の特別財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (7) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (8) 公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等
- (9) 失業保険法による失業保険金の支給に関する特例

5 激甚^{じふん}災害指定基準（改正平成21年3月10日）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚^{じふん}災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

1 法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚^{じふん}災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る公共土木施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.5%を超える災害

B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.2%を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの

(1) 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%を超える都道府県が1以上あること。

(2) 1の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の5%を超える都道府県が1以上あること。

2 法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚^{じふん}災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害

B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4%を超える都道府県又はその査定見込額がおおむね10億円を超える都道府県が1以上あるもの

3 法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第5条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により

法第8条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

(1) 当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害

(2) 当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第8条の措置が適用される災害

4 法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のおよその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害

B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第2項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね3%を超える都道府県が1以上あるもの

5 法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね5%を超える災害

B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.5%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の60%を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.0%を超える都道府県が1以上あるもの

6 法第12条、第13条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね0.2%を超える災害

B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね0.06%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える都道府県又はその中

小企業関係被害額が1,400億円を超える都道府県が1以上あるもの

ただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

- 7 法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第19条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第2章の措置が適用される激甚災害について適用する。

ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

- 8 法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当とする災害とする。

- A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね4,000戸以上である災害
B 次の要件のいずれかに該当する災害

ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じて特例的措置を講ずることがあるものとする。

(1) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね2,000戸以上であり、かつ、1市町村の区域内で200戸以上又はその区域内の住宅戸数の1割以上である災害

(2) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね1,200戸以上であり、かつ、1市町村の区域内で400戸以上又はその区域内の住宅戸数の2割以上である災害

- 9 法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第2章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第5条の措置が適用される災害について適用する。

- 10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のおと被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

- 6 局地激甚災害指定基準（改正平成23年1月13日）

激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、(1)に掲げる市町村における(1)に掲げる災害については、法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置、(2)に掲げる市町村の区域における(2)に掲げる災害については、法第5条、第6条及び第24条第2項から第4項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）、(3)に掲げる市町村の区域における(3)に掲げる災害については、法第11条の2の措置、(4)に掲げる市町村の区域における(4)に掲げる災害については、法第12条及び第13条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

(1) 次のいずれかに該当する災害

当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。

の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）。

(2) 次のいずれかに該当する災害

当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の10%を超える市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）

の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）

(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね25%を超える市町村が1以上ある災害

(4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額が、1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、平成22年1月1日以後に発生した災害について適用する。

第3節 県市町の資金計画

(財政課：市町村課：福岡財務支局長崎財務事務所)

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融通調達を行うための調査融通調達等を講ずる。

1 県の資金計画

- (1) 災害復旧経費の資金需要の把握
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。
- (3) 普通交付税の繰上交付及び特別交付税の特例交付を国へ要請する。
- (4) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

2 市町の資金計画

- (1) 地方債(地方自治法、地方財政法)
 - ア 歳入欠陥債、災害対策債(災害対策基本法、激じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律)
 - イ 災害復旧事業債
 - (ア) 補助災害復旧事業債
 - ・現年発生補助災害復旧事業債
 - ・過年発生補助災害復旧事業債
 - (イ) 直轄災害復旧事業債
 - ・現年発生直轄災害復旧事業債
 - ・過年発生直轄災害復旧事業債
 - (ウ) 単独災害復旧事業債
 - ・現年発生単独災害復旧事業債
 - ・過年発生単独災害復旧事業債
 - ・小災害復旧事業債
 - (エ) 公営企業災害復旧事業債
 - ・現年発生公営企業災害復旧事業債
 - ・過年発生公営企業災害復旧事業債
 - (オ) 火災復旧事業債
 - (2) 地方交付税
県は市町の資金需要に応じ、普通交付税の繰上交付及び特別交付税の特例交付を国へ要請する。

3 県、市町の資金計画に対する福岡財務支局の措置

- (1) 必要資金の調査
- (2) 財政融資資金地方資金の貸付

第3章 金融その他の資金対策

第1節 農林水産業に関する金融の確保

(農業経営課：水産経営課)

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、災害復旧及び災害による経営資金等の対応を行うものとし、必要に応じて、つなぎ資金等の措置を講ずることにより、民生の安定を図るものとする。

1 天災資金の貸付（天災融資法）

天災により被害を受けた農林漁業者等に対し、天災融資法に基づきその経営に必要な資金等の貸付けを行う。

注) この資金の「つなぎ資金」の融通措置を講じたときは、その都度別に示すところによるものとする。

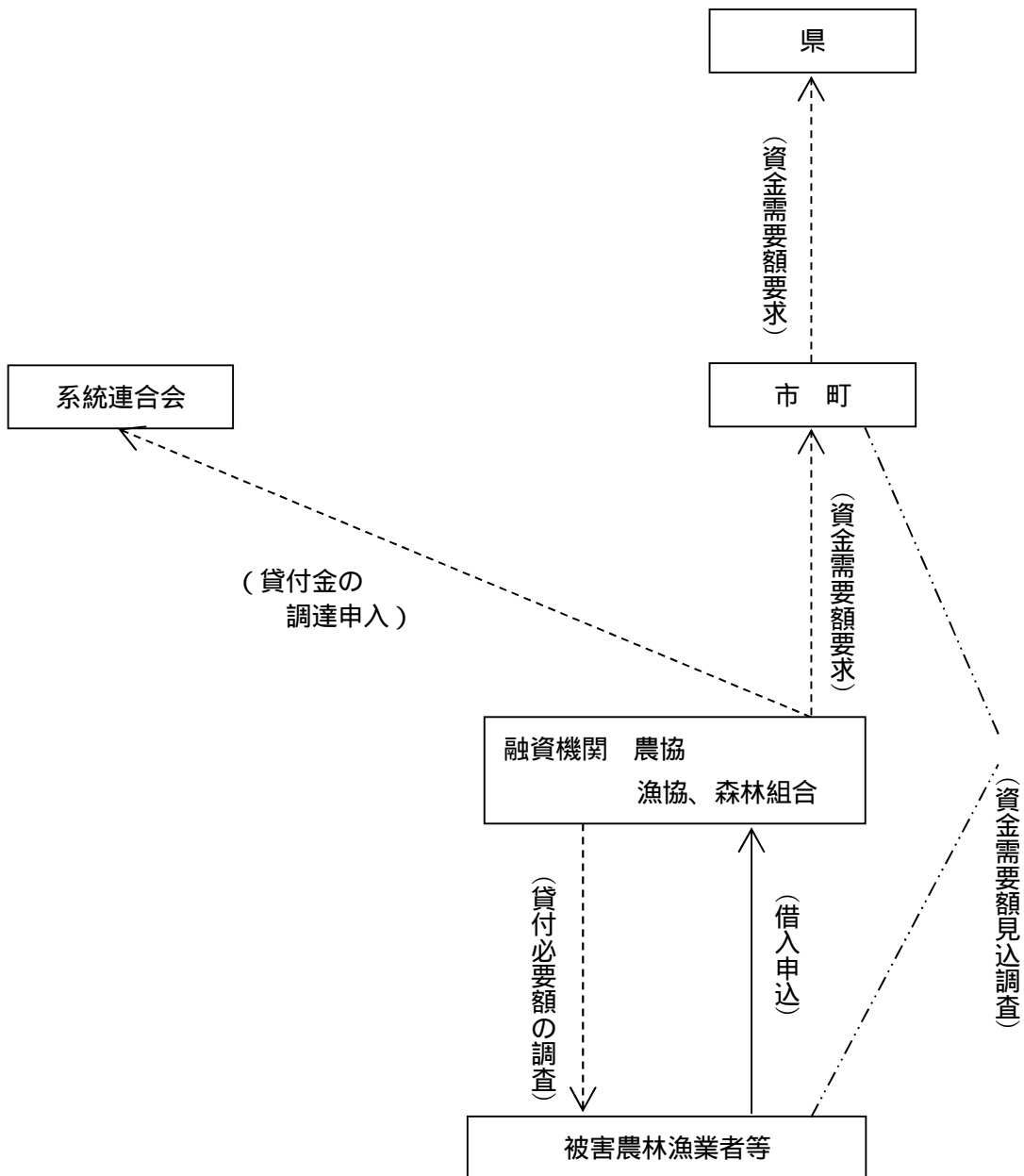
なお、天災資金の貸付対象となる経営資金は、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（購入価格が12万円以下のもの。）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃料油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（総トン数5トン未満の漁船）の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金として政令で定める期間内に貸付ける資金であり、事業資金は被害組合の所有又は管理する肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品について著しい被害を受けたために必要となった事業運営資金である。

(貸付条件)

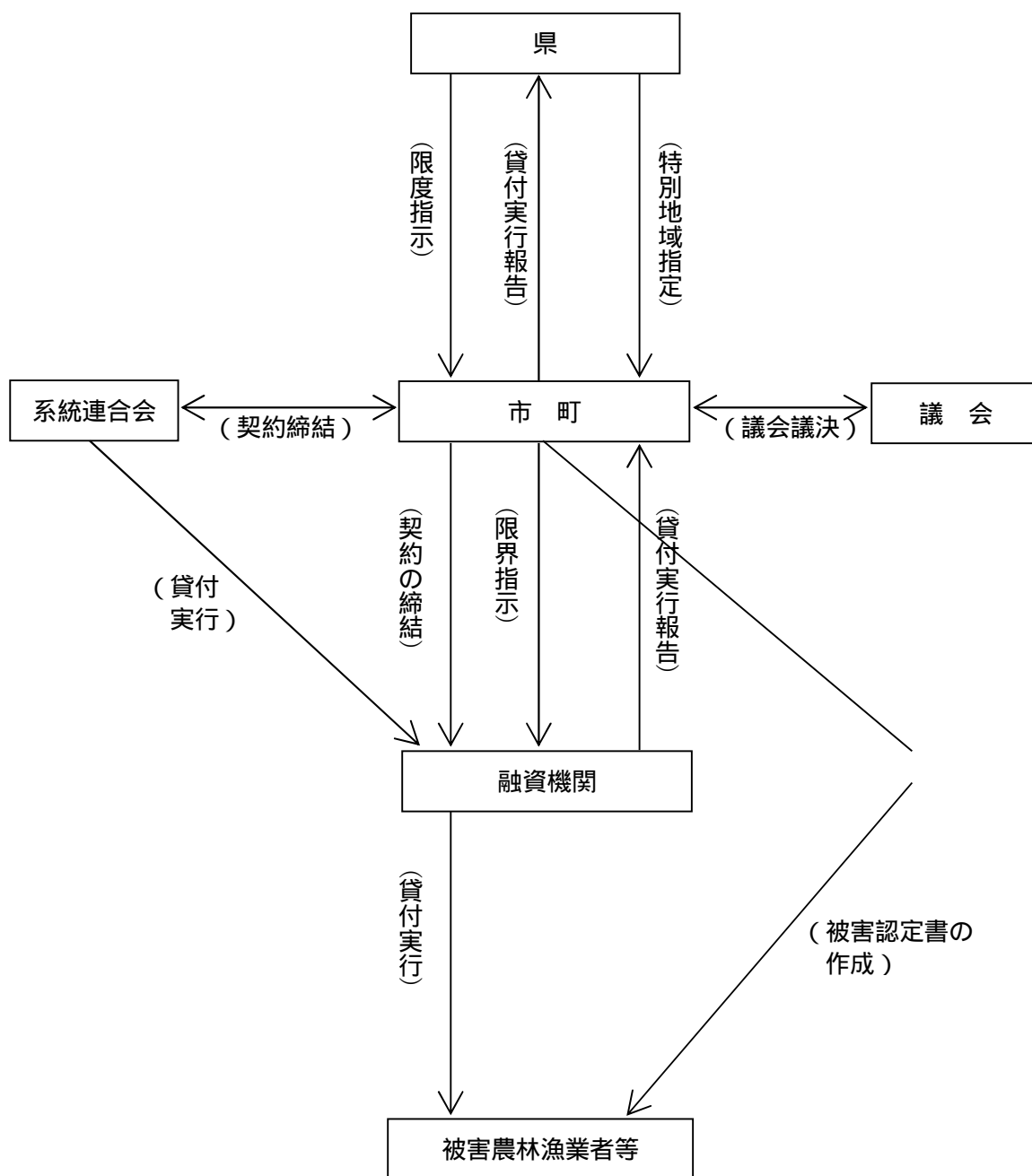
資金区分	融資機関	利率(年)	償還期間	貸付限度額
天災融資法による経営資金	農業、森林、漁業の各組合及び同連合会、その他金融機関	一般被害者 損失額10/100以上 6.5%以内	3～6年以内 (激甚災害の場合、4～7年以内)	一般農林漁業者 一般の場合200万円以内 激甚災害の場合250万円以内 政令資金 (果樹、畜産、養殖、漁船) 一般の場合500万円以内 激甚災害の場合600万円以内 漁具資金5,000万円以内 法人2,500万円以内
		開拓者 5.5%以内 特別被害地域内の特別被害者 3.0%以内		
事業資金		被害組合 6.5%以内	3年以内	被害組合 一般の場合2,500万円 (連合会5,000万円) 激甚災害の場合5,000万円 (連合会7,500万円)

天災資金融資システム図

1 政令公布まで



2 政令公布後貸付まで



2 農林漁業資金の貸付（株式会社日本政策金融公庫法）（利率は令和6年10月1日現在）

災害により被害を受けた農林漁業関係の施設の復旧又は、災害によって被害を受けた農林漁業者が農林漁業経営を維持できない状態に立ち至った場合に、経営の再建、収入減補填に必要な資金であって、その対象となる資金の種類のうち主なものは次のとおりである。

（1）農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設の災害復旧資金）（日本政策金融公庫資金）

貸付対象事業

災害により被害をうけた農業、林業、水産施設の復旧、補修に要する資金を貸付の対象とする。

貸付けの相手方

農協（主務大臣指定施設の場合は転貸の場合に限る。）、農業者、森林組合、森連（主務大臣指定施設の場合は林業者に転貸の場合のみ）、林業者、漁協、漁業者等

貸付限度

- ・共同利用施設 融資対象事業費×0.8に相当する額
- ・主務大臣指定施設 1施設当り300万円（特認600万円）、（ただし、漁船は1,000万円・漁業種類による特認あり）又は融資対象事業費×0.8のいずれか低い額

貸付条件等

利率 年0.65～1.30%

償還期限 ・共同利用施設 20年以内（うち据置期間3年以内）

・主務大臣指定施設 15年以内（うち据置期間3年以内）

ただし、果樹の植栽25年以内（内、据置期間10年以内）

貸付額の下限 10万円

借入申込手続

借入申込者は、借入申込書に市町長の災害証明書を添えて借入申込者の所属する組合に申込む。

申込書を受理した組合は、公庫の受託金融機関のそれぞれの区分に従い受託金融機関に提出する。

公庫からの貸付決定通知書の交付後受託金融機関から申込組合を通じて借入金の交付を受ける。（別表1 申込経路図参照）

（2）農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）

貸付けの相手方

農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半を占める者等）

貸付対象事業

災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を貸し付けの対象とする。

貸付方法

該当者は経営安定計画書を作成し、被害についての市町の証明を添付して公庫又は公庫の受託金融機関となっている銀行等のいずれかに提出する。

貸付条件

- ア 貸付利率 年0.65～1.30%
- イ 貸付限度額 600万円（特認年間経営費等の12分の6以内）
- ウ 償還期限 15年以内（内据置期間3年以内）

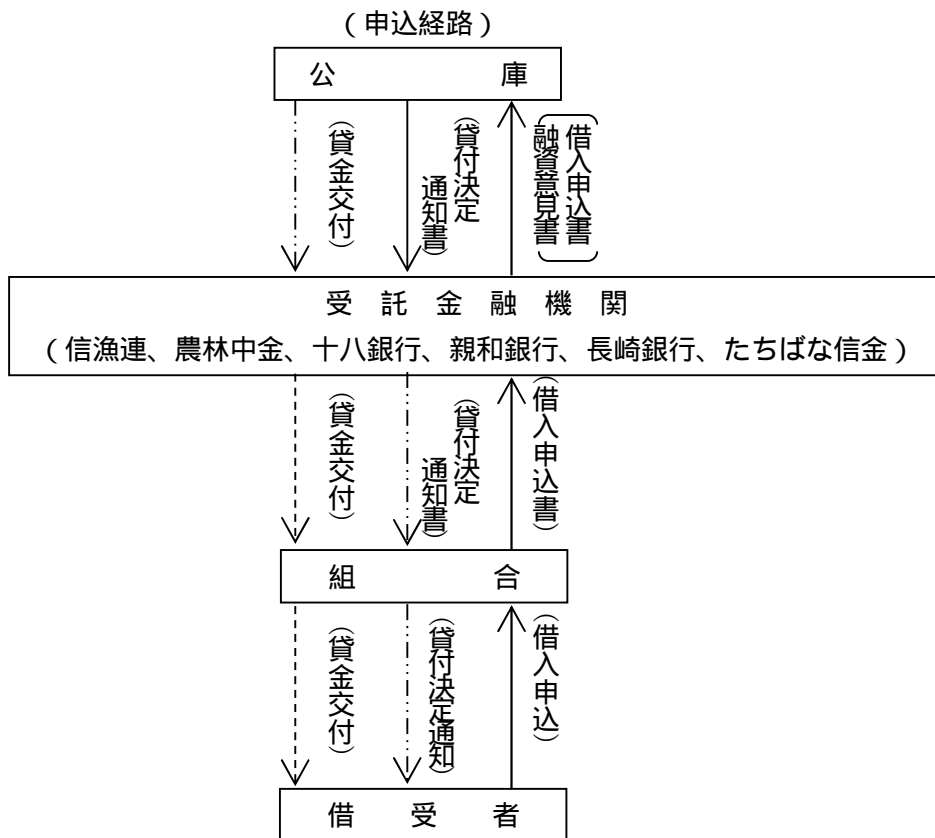
借入申込手続

提出書類

借入申込書、経営安定計画、同添付書類

別表2 借入申込経路図参照

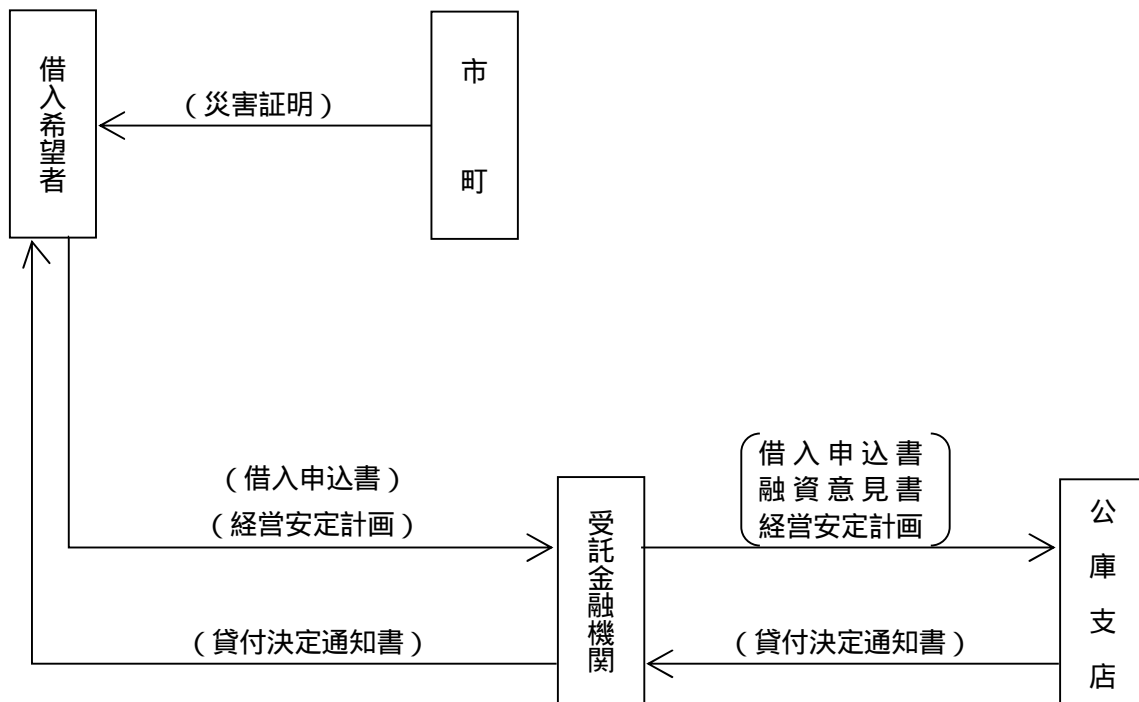
(別表1) 共同利用施設、主務大臣指定施設の災害復旧資金



(別表2)

農林漁業セーフティネット資金

借入申込経路図



3 その他の災害資金

以上のほか、農地、漁船等の災害に対するものとして次表のものがある。

(1) 日本政策金融公庫資金 (令和6年10月1日現在)

資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業基盤整備資金	0.65～ 1.30%	25年以内	うち10年以内	農業者1人当り要負担額
林業基盤整備資金(樹苗養成施設)	0.65～ 1.30%	15年以内	うち5年以内	貸付けを受ける者の負担する額の80%
林業基盤整備資金(林道)	0.65～ 1.30%	20年以内	うち3年以内	同上
漁業基盤整備資金	0.65～ 1.30%	20年以内	うち3年以内	事業費の80%

(2) 農協系統資金 (令和6年10月1日現在)

資金の種類	利率(年)	償還期間	据置期間	貸付の限度額
農業近代化資金	1.30%	15年以内	7年以内	個人(認定農業者) 1,800円以内 法人(認定農業者) 2億円以内

4 長崎県災害対策特別資金・長崎県沿岸漁業等振興資金

県単独の制度資金であるこれらの制度資金でも災害により被害を受けた農業者及び漁業者等の災害復旧に役立てるため、下記の条件で融資を行うこととし、対象災害については知事が定める。

(令和6年10月1日現在)

資金の種類	貸付限度額		貸付条件		
	個人	法人	貸付利率	償還期限	据置期間
農業者等が災害により被害を受けた農業用施設を復旧するために緊急に必要な資金	500万円	1,500万円	年1.30%	10年以内	2年以内
漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害をこうむり、これらを復旧するのに必要な資金	1,000万円	2,000万円	年1.30%	10年以内	2年以内

第2節 中小企業に関する金融の確保

(経営支援課)

1 方針

災害発生の場合は政府系金融機関並びに市中金融機関から被災中小企業者が復旧資金の融資を受ける際に信用保証料の一部補助を行うとともに、既存借入金の償還期間の延長等、負担軽減を図る。

2 政府系中小企業金融機関による災害復旧貸付

政府系中小企業金融機関として、それぞれ災害復旧貸付が下記のとおり行われる。また、「激甚災害に対処するための財政援助に関する法律」による指定が行われた場合には、災害復旧貸付の金利を閣議決定により引き下げる措置を講じる。

(1) 日本政策金融公庫

ア 中小企業事業

金利	所定金利
融資限度額	1億5千万円(別枠)
貸付期間	設備資金15年以内(据置2年以内) 運転資金10年以内(据置2年以内)
担保特例	中小企業の実情に応じ、弾力的に扱う

イ 国民生活事業

金利	所定金利
融資限度額	各融資限度額に1災害当たり上乗せ3,000万円
貸付期間	各種融資制度の返済期間以内
担保特例	中小企業の実情に応じ、弾力的に扱う

(2) 商工組合中央金庫

金利	所定利率
融資限度額	なし
貸付期間	設備資金20年以内(据置3年以内) 運転資金10年以内(据置3年以内)

中小企業向け災害復旧資金

金利	所定利率
融資限度額	1億5千万円(組合:4億5千万円)
貸付期間	設備資金15年以内(据置2年以内) 運転資金10年以内(据置2年以内)

3 信用保証

中小企業の信用力の不足を補い、金融円滑化のため、中小企業者が金融機関から資金借入を行う際、信用保証協会の保証が必要な場合は、激甚災害について指定された地域内に事業所を有し、市町長の証明を受けた被災中小企業者に対しては、別枠の保証制度が適用される。

- | | | |
|----------|------------------------|-----------|
| (1) 保証限度 | 個人、法人 | 2億8,000万円 |
| | 協同組合 | 4億8,000万円 |
| (2) 保証期間 | 取扱金融機関の定めるところによる。 | |
| (3) 保証料 | 一般保証料率 年0.45～1.9% | |
| | 特別保証料率災害発生の都度、別途定められる。 | |

4 小規模企業者等設備導入資金の償還延期等

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく指定が行われたときは、指定地域の被災中小企業者に対する既往の小規模企業者等設備導入資金の償還期間を2年の範囲内で延長することができる。

また、被災した協同組合等に対する高度化資金の償還期間について、貸付条件を変更することが出来るとともに協同組合等の共同施設等の災害復旧事業に対し、整備資金の90%以内の貸付を行うことができる。

5 その他

県の制度融資

- | | |
|----------|--|
| ア 資金名 | 長崎県緊急資金繰り支援資金 |
| イ 適用 | 台風、水害等の自然災害により、被害を被ったもの |
| ウ 融資限度額 | 3,000万円 |
| エ 利率 | 1.3% |
| オ 信用保証料率 | 年0.05～0.9% |
| カ 融資期間 | 運転資金7年以内（据置1年以内）
設備資金10年以内（据置2年以内） |
| キ 取扱金融機関 | 商工中金、十八親和銀行、長崎銀行、九州ひぜん信用金庫、たちばな信用金庫、伊万里信用金庫、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、長崎三菱信用組合、福江信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合 |

第3節 金融機関の災害応急対策

(福岡財務支局長崎財務事務所：日本銀行長崎支店)

長崎財務事務所及び日本銀行長崎支店は、災害の状況、資金の需給状況に応じ、関係行政機関と連絡協調のうえ、次のとおり金融上の措置を講ずる。

1 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

長崎財務事務所は、日本銀行長崎支店と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

- (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- (5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

2 金融機関の業務運営の確保に係る措置

長崎財務事務所は、被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、日本銀行長崎支店は、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜営業時間の延長または休日臨時営業を行う。

3 通貨の円滑な供給の確保

日本銀行長崎支店は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

4 輸送、通信手段の確保

日本銀行長崎支店は、被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送しまたは通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

5 各種措置に関する広報

1及び2で定める要請を行ったときは、金融機関及び放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

第4章 被災者の生活確保に関する計画

第1節 被災者に対する職業のあっせんに関する計画

(長崎労働局)

災害のため、勤務先の会社事業所、工場等の滅失等により、職業を失した者に対し、必要な就職のあっせんを行い、被災者の生活の確保を図るものとする。

1 職業あっせんの対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の有している技能、経験その他の状況から就職あっせんが可能な者

2 職業相談

被災地を管轄する公共職業安定所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

3 求人開拓

被災者の求職条件にもとづき、各公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、他県に対しても求人開拓を依頼する。

4 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果にもとづき、現地において災害復旧工事等に従事することを希望する者に対しては、当該職業に紹介し、県の他の地域又は他の都道府県を希望する者に対してはそれぞれ希望に応じた職業に紹介するようにつとめる。

第2節 租税の徴収猶予、減免に関する計画

(税務課)

1 国税の減免等の措置

(1) 期限の延長

国税に関する法律にもとづくすべての申告、申請、請求、届出、その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長

ア 災害等が広範囲に及ぶ場合は、国税庁長官が地域及び延長期間を指定する。

イ ア以外の場合は被害者からの申請による。

(2) 国税の減免等

確定申告書の提出又は被災者からの申請等により国税を減免

ア 所得税の減税

イ 所得税額の予定納税額の減額承認申請

ウ 給与所得者等の源泉徴収の徴収猶予又は還付

(3) 納税の猶予

被災者からの申請により納税を猶予

(4) その他

上記以外にも、所得税法等の国税に関する個別税法に災害等があった場合の救済規定が設けられている。

2 県税の減免等の措置

(1) 県税の期限の延長（県税条例5条）

申告、申請、納付、納入等の期限延長 2月以内（特別徴収義務者については、30日以内）

(2) 県税の徴収猶予 1年（やむを得ない場合2年）以内

(3) 県税の減免

ア 個人の県民税

イ 個人の事業税

ウ 不動産取得税

エ 自動車税

オ 固定資産税

カ 産業廃棄物税

3 市町村税の減免等の措置

(1) 市町村税の期限の延長

申告、申請、納付、納入等の期限延長

(2) 市町村税の徴収猶予

(3) 市町村税の減免

ア 市町村民税

イ 固定資産税

ウ 軽自動車税

エ 鉱産税

オ 都市計画税

カ 国民健康保険税

第3節 災害救助法適用時における郵便業務に係る 特別事務取扱及び援護対策

(日本郵便)

災害救助法の適用があった場合において、長崎県内の郵便事業(株)の各支店長は、郵便事業(株)九州支社長の指示に基づき、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実状に応じて次の範囲で協力を実施する。

1 郵便業務に係る特別事務取扱

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において局長は、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償で交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

九州支社長は、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

局長は、九州支社長の指示に基づき被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社長崎県支部、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

局長は、九州支社長の指示に基づき被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社長崎県支部、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用又は見舞い用の寄付金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施する。

2 収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の地方公共団体等への情報提供

3 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供

4 避難所における臨時の郵便差出箱の設置

5 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち業務に支障のない範囲で協力できる事項

第4節 生業資金の確保に関する計画

(福祉保健課：こども未来課：こども家庭課)

1 生活福祉資金(福祉資金)

生活福祉資金貸付制度に基づき、県社会福祉協議会が、民生委員及び市町の社会福祉協議会の協力を得て被災世帯に対し、自立更生を目的とした必要な資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

災害により住家や、主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等に被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯であること。

ア 低所得世帯であること。

イ 貸付によって独立自活できる世帯であること。

ウ 必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯であること。

(2) 貸付限度額及び償還期限

ア 貸付限度額 原則150万円

イ 据置期間 半年以内

ウ 償還期間 7年以内

エ 貸付利子 連帯保証人あり 無利子、連帯保証人なし 年1.5%

(3) 貸付条件

ア 連帯保証人 原則1人(ただし、連帯保証人がいない場合も借入申込可)

イ 延滞利子 年3.0%

(4) 提出書類(申込先:市町社会福祉協議会及び担当民生委員)

ア 借入申込書

イ 世帯全員証明の住民票(3か月以内のもの)

ウ 罹災証明書(官公庁が発行するもの)

エ 所得証明書

オ 復旧工事にかかる見積書等

(5) その他

貸付限度額については、個別の状況により県社協が必要と認める場合には5,800,000円とし、償還年数は20年以内とする。

2 母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づいて県が貸付を行う。

(1) 貸付対象

ア 母子福祉資金貸付金

母子家庭の母(配偶者と死別した女子であって、現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者)。配偶者のない女子が扶養している児童。父母のない20歳未満の児童。母子・父子福祉団体。

イ 父子福祉資金貸付金

父子家庭の父（配偶者と死別した男子であって、現に婚姻していない者及びこれに準ずる男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）。配偶者のない男子が扶養している児童。父母のない20歳未満の児童。母子・父子福祉団体。

ウ 寡婦福祉資金貸付金

寡婦（かつて、母子家庭の母であった者）。40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者。母子福祉団体。

(2) 貸付金申込みの受付

窓口は、県福祉事務所、市福祉事務所、町福祉事務所。直接の指導、相談等については、主として各福祉事務所の母子・父子自立支援員があたる。

(3) その他

災害による被害を受けた者に対する事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金については、その被害を受けた種類及び程度に応じて措置期間を2ヶ年以内に延長することができ、その期間中は無利子とする。

(4) 母子福祉資金貸付金及び父子福祉資金貸付金並びに寡婦福祉資金貸付金一覧表（災害関連分）

資金名	貸付金額の限度	据置期間	償還期間
事業開始資金	個人貸付 3,470,000円	1年	7年以内
	団体貸付 5,220,000円	1年	7年以内
事業継続資金	個人貸付 1,740,000円	6か月	7年以内
	団体貸付 1,740,000円	6か月	7年以内
住宅資金	1,500,000円 (但し、災害老朽化等による増改築の場合 2,000,000円)		

(注) 1. 償還方法 月賦又は半年賦若しくは年賦による。

2. 利子	利率	事業開始資金	連帯保証人有	無利子
			連帯保証人無	年1.0%
		事業継続資金	連帯保証人有	無利子
			連帯保証人無	年1.0%
		住宅資金	連帯保証人有	無利子
			連帯保証人無	年1.0%

3. 表中の据置期間は一般の場合。

3 生活保護

生活保護法の適用

4 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(1) 支給及び貸付対象

自然災害による被害のみを対象とする。

(2) 災害弔慰金

ア 市町村が条例によって支給

イ 死亡者が生計維持者の場合500万円、その他の者の場合250万円を支給。

ウ 弔慰金を支給する場合の災害の範囲

(ア) 1市町において住居が5世帯以上滅失した災害

(イ) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害

(ウ) 県内の他の市町で災害救助法が適用された場合の災害

(エ) 災害救助法が適用された市町をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(3) 災害障害見舞金

ア 市町が条例によって支給

イ 自然災害により重度の障害（労働災害補償保険法に定める1級程度の障害）を受けた住民に対し、生計維持者の場合250万円、その他の者の場合125万円を支給する。

ウ 見舞金を支給する場合の災害の範囲

災害弔慰金の場合と同じ

(4) 災害援護資金の貸付

貸付条件

ア 世帯主が負傷（療養期間1ヶ月以上）し、次のいずれかに該当する場合

・家財の損害（価格の1/3以上の被害）及び住居の損害がない場合 150万円

・家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

・住居が半壊した場合 270万円

・住居が全壊した場合 350万円

イ 世帯主の負傷がなく、次のいずれかに該当する場合

・家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

・住居が半壊した場合 170万円

・住居が全壊した場合 250万円

・住居の全体が滅失し、若しくは流失し又はこれと同等と認められる
特別の事情があった場合 350万円

ウ 利息年3%（据置期間中無利子）

エ 据置3年償還7年

オ 所得制限

市町村民税、所得割の課税標準額を世帯状況に応じ、次のように定める。

1人世帯のときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち、4人を除いた者1人につき30万円を加算した額。

(5) 国県市町の負担割合

ア 弔慰金 国2/4 県1/4 市町村1/4

イ 障害見舞金	国2/4	県1/4	市町村1/4
ウ 貸付金	国2/3	県1/3	市町村なし

5 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するとともに、国の支援制度の適用要件を満たさない市町に居住する被災者に対しては、長崎県・市町被災者生活再建支援制度（県・市町負担）による支援金を支給する。

（1）対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土石流、その他異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害は次のとおり。

国の支援制度

- ア 災害救助法に該当する被害が発生した市町における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～イが発生した都道府県内の市町（人口10万人未満に限る）における自然災害
- オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウが発生した区域に隣接する市町（人口10万人未満に限る）における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県またはウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

県・市町の支援制度

- ア 本県または福岡県・佐賀県・熊本県で支援法が適用される災害
- イ 本県または福岡県・佐賀県・熊本県で災害救助法が適用される災害

（2）対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給限度額及び支給の対象となる経費 (単位:万円)

世帯員数	ア及びイ		ア及びイに加算(中半壊除く。) 2以上該当する場合は高い方を加算		
			ウ	エ	オ
複数(2人以上)世帯	全壊	100	200	100	50
	大半壊	50			
	中半壊	-	100	50	25
単数(1人)世帯	全壊	75	150	75	37.5
	大半壊	37.5			
	中半壊	-	75	37.5	18.75

- ア 住宅が全壊した世帯(一律支給)
- イ 住宅が大規模半壊した世帯(一律支給)
- ウ 住宅を建設・購入する世帯(ア及びイに加算)
- エ 住宅を補修する世帯(ア及びイに加算)
- オ 住宅を賃借する世帯(ア及びイに加算)

限度額300万円

長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町内に居住する世帯は、法の規定する額に70万円を加えた額とする(但し、その額が300万円を超えるときは300万円)。

(4) 住家の被害認定

市町は、認定基準(「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」)により住家の被害認定を行う。

(5) 支援金支給手続き

国の支援制度

(削除)各被災者からの申請を各市町で受付を行い、県を經由して財団法人都道府県会館に申請書を提出し、財団法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行う。

県・市町の支援制度

各被災者からの申請を各市町で受付を行い、県に申請書を提出し、県で審査、支給決定及び支援金を支給する。

6 児童救済金

公益財団法人長崎県児童救済基金より、当該給付規程に基づき、被災時に児童の保護者が長崎県内に居住する被災児童に対し救済金を支給する。

(1) 給付対象

火災、風水害等による被災児童を対象とする。

(2) 救済金の種類と額

学資金 保護者をなくした被災児童が、小学校～大学等を卒業するまで給付
被災による保護者の死亡 小・中学生 年 66,000円

		高校生	年290,000円
		大学生等	年408,000円
被服文具費	住家を失ったときに給付	小・中・高校生	50,000円
	幼稚園・保育園等に通う未就学時		35,000円
修学旅行資金	被災児童の修学旅行費用を給付（住家を失ったときは、その翌年度まで）		
		小学生 上限	40,000円
		中学生 上限	70,000円
		高校生 上限	110,000円
就職支度金	中・高校・大学等を卒業して就職するとき給付		100,000円
	（住家を失ったときは、その翌年度まで）		
	就学支度金 中・高校を卒業して就学するとき給付		100,000円
	（住家を失ったときは、その翌年度まで）		

（3）交付申請

被災証明等を添付し、「救済金交付申請書」を市役所・町役場に提出。

第5節 住宅災害の復旧対策等に関する計画

(住宅課)

1 住宅災害についての情報収集

(1) 住宅災害速報の提出

ア 市町

被害状況を適確に把握し、住宅の災害対策の万全を期するため、被害状況の如何にかかわらず、災害により住宅に被害が発生した市町は直ちに県(住宅課)に住宅災害報告書(別紙様式)を提出する。

イ 県

報告を受けた県は、これを取りまとめ、滅失戸数が10戸以上の場合は直ちに国土交通省(九州地方整備局建政部住宅整備課)に報告すると共に独立行政法人住宅金融支援機構(九州支店経由)その他関係機関に通報し、かつ地元市町の住民災害対策について援助指導体制の確立を計る。

2 住宅災害の復旧対策

(1) 公営住宅法による災害公営住宅の建設

ア 適用される災害

- ・天然災害の場合は災害により滅失した住家の戸数が被災地全域で500戸以上、又は一市町で200戸以上若しくはその区域内全住宅の1割以上
- ・火災の場合は火災により滅失した住家の戸数が被災地全域で200戸以上、又は一市町の1割以上

イ 事業主体

原則として地元市町

ウ 国庫補助

災害により滅失した住宅戸数の3割以内の公営住宅を建設する場合、その工事費の2/3

(2) 公営住宅法による既設公営住宅の復旧(再建設と補修)

ア 適用基準

一戸当りの復旧費が11万円以上のものを対象として一事業主体内で合計190万以上になった場合

イ 国庫補助

再建設、補修共1/2

(3) 独立行政法人住宅金融支援機構法による災害復興住宅の建設、購入、補修及び一般個人住宅の災害特別貸付制度

ア 貸付の対象となる災害

独立行政法人住宅金融支援機構法に規定される機構及び主務大臣の協議により決定された災害について適用される

3 住宅の被害区分（住宅災害の報告基準）

被害の区分		被害の程度
滅失	全壊 全流失 全焼	住宅の主要構造部の損害額が「その住宅全体の時価」に対する比率が50%以上のもの
損傷	半壊 半流失 半焼	上の比率が20%以上50%未満
	その他	上記以外の住宅災害
床上浸水		住宅の床上以上に浸水し、日常生活を営むことができない状態

第4章 被災者の生活確保に関する計画

別紙

住宅災害報告書

作成年月日 年 月 日

市町名

作成者名 (課)

1 災害の概要

災害名		発生年月日	
災害の概要と特徴			
住宅以外の災害の概要			
現在までにとつた措置 住宅対策として			
今後予定している措置 住宅対策として			
国に対する要望			

第6節 生活必需物資、復旧用資器材の確保に関する計画

(関係課)

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実現するため生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するため関係機関と密接な連絡協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講ずる。

1 生活必需物資の確保

被災地の販売機構等の混乱に加えて需要、供給の不均衡により物価の高騰の防止をはかるため、状況に応じ必需物資の確保を需要供給の調整につとめ民生の安定を図る。

2 復旧用資器材の確保

被災地の需要を充たし、物価、民生の安定を図るため関係機関と協力して復旧用資器材の確保に努める。

第5章 被災者の生活再建等の支援

(関係課)

県及び市町体は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、災害ケースマネジメントの実施等により、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

1 罹災証明書の交付

市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

2 被災者台帳の作成

市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする、

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施する。

昭和 37 年 10 月 1 日作成
昭和 45 年 3 月 31 日修正
昭和 47 年 12 月 30 日修正
昭和 54 年 1 月 23 日修正
昭和 56 年 5 月 27 日修正
昭和 58 年 6 月 10 日修正
昭和 59 年 2 月 17 日全面改訂
昭和 60 年 5 月 30 日修正
昭和 61 年 5 月 23 日修正
昭和 62 年 5 月 22 日修正
昭和 63 年 5 月 23 日修正
平成 元年 5 月 23 日修正
平成 2 年 5 月 14 日修正
平成 3 年 5 月 21 日修正
平成 4 年 5 月 14 日修正
平成 5 年 4 月 26 日修正
平成 6 年 4 月 26 日修正
平成 7 年 5 月 23 日修正
平成 8 年 5 月 29 日修正
平成 9 年 5 月 28 日修正
平成 10 年 5 月 28 日修正
平成 11 年 5 月 31 日修正
平成 12 年 5 月 31 日修正
平成 13 年 5 月 31 日修正
平成 14 年 5 月 31 日修正
平成 15 年 8 月 26 日修正
平成 16 年 5 月 26 日修正
平成 17 年 5 月 23 日修正
平成 18 年 5 月 31 日修正
平成 19 年 5 月 31 日修正
平成 20 年 5 月 28 日修正
平成 21 年 6 月 5 日修正
平成 22 年 6 月 1 日修正
平成 23 年 11 月 24 日修正
平成 24 年 6 月 4 日修正
平成 25 年 6 月 6 日修正
平成 26 年 6 月 10 日修正
平成 27 年 6 月 9 日修正
平成 28 年 6 月 2 日修正
平成 29 年 6 月 9 日修正
平成 30 年 6 月 6 日修正
令和 元年 6 月 10 日修正
令和 2 年 6 月 3 日修正
令和 3 年 6 月 7 日修正
令和 4 年 6 月 6 日修正
令和 5 年 6 月 5 日修正
令和 6 年 2 月 19 日修正
令和 6 年 11 月 20 日修正

長 崎 県 地 域 防 災 計 画

(基本計画編)

編集発行 長崎県防災会議

(長崎県防災企画課)